

雲南市地域防災計画

（風水害等対策編・震災編）

資 料 編



令和8年6月

島根県 雲南市

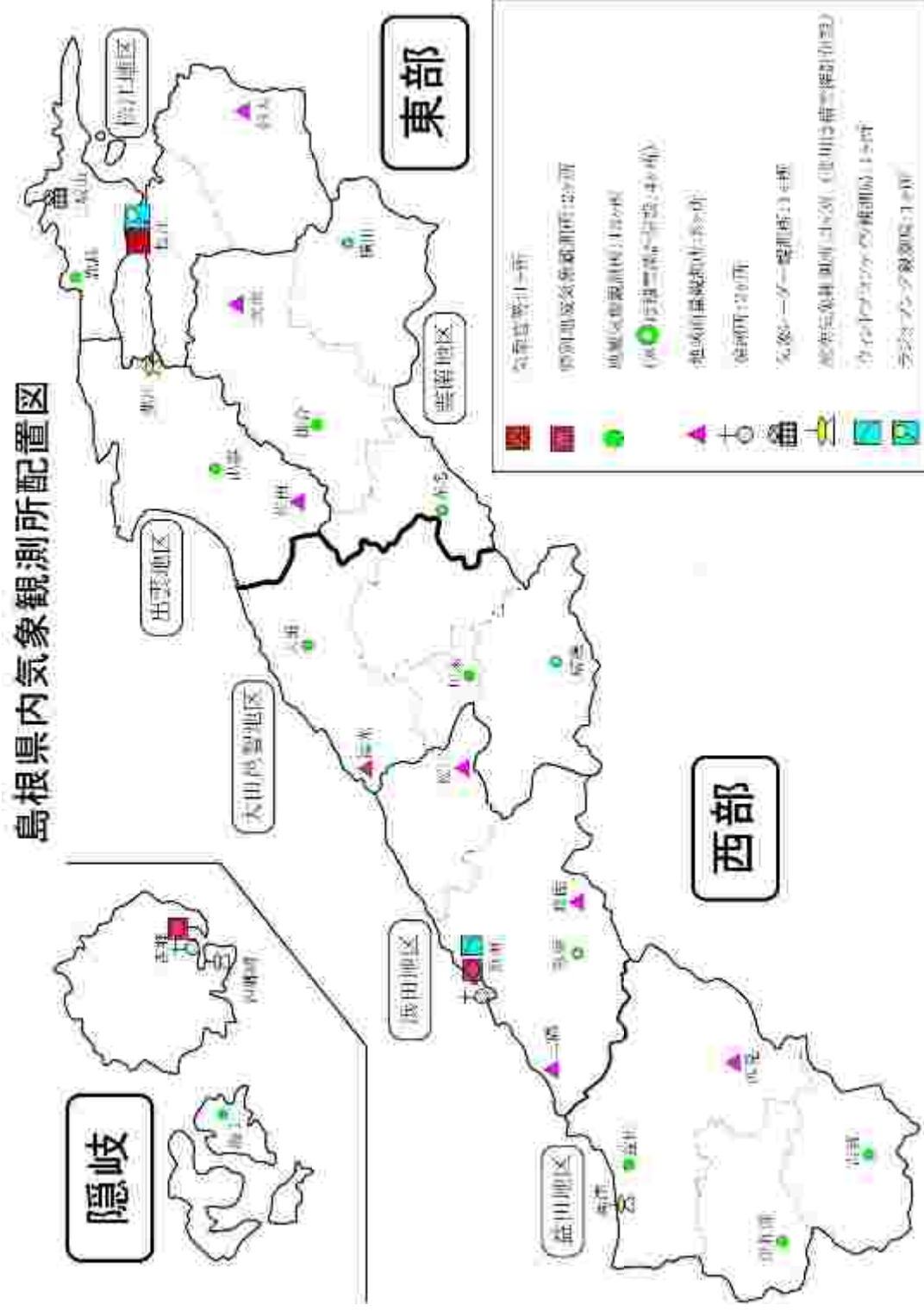
雲南市地域防災計画 資料編 目次

資 料 名	ページ
○気象観測所配置図	P 1
○松江気象台観測資料	P 2
○各地点における平均気温及び降水量集計表	P 3
○気象等特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準	P 4
○県内で発生した大きな災害の概要	P 9
○斐伊川洪水予報伝達系統図	P 13
○斐伊川洪水予報様式	P 14
○水害予防施設(ダム)	P 18
○土砂災害の危険性のある個所数	P 19
○農業用ため池	P 20
○異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	P 23
○島根県内雪害関係諸施設	P 24
○雲南消防職員数及び消防署所有消防力	P 25
○雲南市消防団の団員数及び車両数	P 26
○雲南市職員並びに教育職員数(正規)及び教育機関・保育施設に在籍する生徒・児童数	P 27
○雲南市指定避難所一覧	P 28
○雲南市福祉避難所一覧	P 30
○雲南市内要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先)／厚労省に係わる施設	P 31
○雲南市内要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先)／文科省に係わる施設	P 33
○避難路(避難経路)	P 34
○仮設住宅建設候補地	P 35
○雲南市内の給食施設	P 36
○雲南市防災備蓄品一覧	P 37
○島根県内製パン業者一覧	P 41
○島根県内の主な病院施設	P 42
○島根県内飛行場外離着陸場一覧(防災ヘリ)	P 45
○島根県内飛行場外離着陸場一覧(ドクターヘリ)	P 46
○災害時の相互応援協定に関する協定書	P 54
(協定先:島根県内市町村)	
○山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定	P 56
(協定先:鳥取県4市、島根県8市)	
○全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書	P 69
(協定先:さくらサミット加盟自治体 9市4町)	
○雲南市・豊明市 災害時等相互応援に関する協定書	P 73
(協定先:愛知県豊明市)	
○島根県消防広域相互応援協定書	P 76
(協定先:島根県内市町村、消防にかか一部事務組合及び広域連合)	
○島根県防災ヘリコプター応援協定	P 84
(協定先:島根県内市町村、消防にかか一部事務組合及び広域連合)	
○災害時相互応援に関する協定書	P 90
(協定先:宮城県岩沼市)	
○防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業協定書	P 93
(協定先:公益財団法人B&G財団)	
○災害時相互応援に関する協定	P 95
(協定先:長野県東御市)	
○B&G財団及び中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村間 災害時相互応援に関する協定	P 98
(協定先:公益財団法人B&G財団、中国ブロックB&G海洋センター等所在市町村)	
○災害時における情報交換に関する協定書	P 101
(協定先:国土交通省 中国地方整備局)	

資 料 名	ページ
○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (協定先:市内福祉避難所 19施設)	P 102
○事故発生時におけるバス車両貸出しに関する協定書 (協定先:雲南広域連合雲南消防本部)	P 105
○災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書 (協定先:「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部 島根県社会福祉協議会)	P 109
○災害時の物資供給等に関する協定書 (協定先:道の駅「掛合の里」、国土交通省 松江国道事務所)	P 113
○地域と行政の災害対応に関する基本協定書 (協定先:市内地域自主組織 30組織)	P 120
○災害に係る情報発信及び防災啓発に関する協定書 (協定先:株式会社エフエム山陰、株式会社山陰放送)	P 125
○災害時における緊急・救援輸送に関する協定書 (協定先:社団法人島根県トラック協会雲南支部)	P 127
○災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定 (協定先:生活協同組合しまね)	P 132
○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (協定先:佐川急便株式会社)	P 140
○災害時における医薬品・衛生用品等の供給に関する協定書 (協定先:ティーエスアルフレッサ株式会社)	P 143
○災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 (協定先:株式会社Aコープ西日本)	P 146
○災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 (協定先:株式会社みしまや)	P 153
○災害時における飲料水の無償提供に関する協定書 (協定先:ダイードリンク株式会社)	P 158
○災害時における施設使用に関する協定書 (協定先:島根イーグル株式会社)	P 160
○災害救助物資の調達に関する協定書 (協定先:株式会社ジュンテンドー)	P 162
○災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書 (協定先:株式会社アクティオ)	P 166
○災害救助物資の調達に関する協定書 (協定先:株式会社ナフコ)	P 172
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (協定先:株式会社ナガワ)	P 178
○災害時における物資供給に関する協定書 (協定先:NPO法人コメリ災害対策センター)	P 181
○災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書 (協定先:株式会社TAMAYA)	P 185
○災害時における物資調達及び施設使用等に関する協定書 (協定先:島根県農業協同組合雲南地区本部)	P 187
○災害時における車両の提供等に関する協定書 (協定先:株式会社ホンダカーズ島根)	P 190
○災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い (協定先:中国電力ネットワーク株式会社出雲ネットワークセンター)	P 197
○災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書 (協定先:一般社団法人島根県LPガス協会、島根県LPガス協会雲南支部)	P 199
○災害時における応急対策業務に関する協定書 (協定先:雲南市建設業協会)	P 204

資 料 名	ページ
○災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書	P 214
（協定先:雲南市建築業協会）	
○災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書	P 218
（協定先:雲南市水道協会）	
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	P 222
（協定先:西日本電信電話株式会社島根支店）	
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定	P 224
（協定先:(株)ゼンリン中国エリア統括部、(株)ゼンリン山陰）	
○災害時における雲南市と雲南市内郵便局の協力に関する協定	P 226
（協定先:代表 日本郵便株式会社 日登郵便局、代表 日本郵便株式会社 松江中央郵便局）	
○災害に係る情報発信等に関する協定	P 228
（協定先:ヤフー株式会社）	
○災害時における電動車両等の支援に関する協定書	P 230
（協定先:三菱自動車工業株式会社・西日本三菱自動車販売株式会社・有限会社オートボデー・ケイ）	
○災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書	P 235
（協定先:雲南地区測量設計協会、大原・飯石森林組合、民間企業5社）	
○無人航空機による災害対策活動に関する協定書	P 262
（協定先:有限会社ヒラオカ）	
○災害時における復旧支援協力に関する協定書	P 265
（協定先:日本下水道管路管理業協会）	
○災害支援協定	P 267
（協定先:アクト株式会社）	
○災害支援協定	P 269
（協定先:カナツ技研工業株式会社）	
○災害支援協定	P 271
（協定先:山陰クボタ用材株式会社雲南営業所）	
○災害支援協定	P 273
（協定先:中国環境株式会社）	
○災害支援協定	P 275
（協定先:林産業株式会社）	
○災害支援協定	P 277
（協定先:松江土建株式会社）	
○災害支援協定	P 279
（協定先:日本下水道事業団）	
○雲南市防災会議条例	P 282
○雲南市防災会議運営要綱	P 284
○雲南市災害対策本部条例	P 286
○雲南市新型インフルエンザ等対策本部条例	P 287

(1) 既往気象資料
了 気象観測所配置図



令和7年4月1日現在

○気象観測所資料
平均気温(℃)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2015	5.1	5.4	8.3	13.8	19.4	21.5	25.5	26.1	21.4	16.8	13.3	8.2	15.4
2016	4.8	5.5	9.0	14.4	19.1	22.3	26.6	27.2	23.3	18.5	12.2	8.3	15.9
2017	4.8	5.1	7.5	14.6	19.4	20.9	27.6	27.4	22.1	17.5	11.1	5.5	15.3
2018	3.7	3.3	9.2	14.4	18.7	21.8	27.8	28.6	22.6	17.4	12.1	7.6	15.6
2019	5.8	6.4	9.0	12.4	19.2	21.5	25.4	27.6	24.4	18.6	12.5	8.1	15.9
2020	7.4	6.4	9.8	11.6	18.4	23.1	24.0	29.1	23.6	17.0	13.0	6.7	15.8
2021	4.5	7.5	10.4	13.7	18.3	22.2	27.0	26.5	23.6	18.1	12.1	7.4	15.9
2022	4.7	4.0	9.8	14.2	18.5	23.4	27.0	27.9	23.9	16.8	13.4	6.2	15.8
2023	5.0	5.7	10.9	14.3	18.4	22.7	27.5	29.4	25.2	17.8	13.0	7.7	16.5
2024	5.7	7.0	8.7	15.6	18.3	23.1	27.7	29.0	27.0	19.5	12.9	7.3	16.8
10年平均	5.2	5.6	9.3	13.9	18.8	22.3	26.6	27.9	23.7	17.8	12.6	7.3	15.9

降水量(mm)

松江地方気象台

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年の値
2015	173.0	84.5	111.5	184.5	65.0	154.0	133.5	106.0	231.0	56.5	227.0	179.5	1706.0
2016	180.0	167.5	62.0	146.5	92.0	166.0	77.0	140.5	293.0	103.5	120.0	252.0	1800.0
2017	186.5	199.5	69.0	106.5	30.0	86.5	168.5	141.5	214.5	358.0	93.0	107.0	1760.5
2018	164.5	86.0	214.0	98.0	212.5	233.0	162.5	58.5	482.0	56.5	34.5	174.5	1976.5
2019	71.5	104.5	151.0	114.5	40.0	176.0	126.0	208.5	168.0	153.5	37.0	140.0	1490.5
2020	122.0	117.0	161.0	219.0	49.0	338.0	401.5	12.0	238.5	91.5	67.5	198.0	2015.0
2021	126.5	83.0	124.5	54.5	213.0	158.0	480.0	517.5	123.5	86.0	120.0	137.0	2223.5
2022	86.0	50.0	114.5	130.5	23.0	69.5	284.5	180.0	115.5	102.5	51.0	93.0	1300.0
2023	178.0	107.0	95.0	176.0	287.0	175.5	326.0	117.0	184.0	57.5	151.0	116.5	1970.5
2024	183.5	124.0	120.5	116.0	89.0	225.5	348.5	163.0	131.0	230.5	264.0	107.5	2103.0
10年平均	147.2	112.3	122.3	134.6	110.1	178.2	250.8	164.5	218.1	129.6	116.5	150.5	1834.6

記号の説明

(値):統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内ではかける場合(準正常値)

極値表

(松江観測所)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	極地	
	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	起年月日	
最高気温 (℃)	20.6	24.7	26.4	30.7	32.4	35.1	37.2	38.5	36.1	32.1	28.1	23.4	
	2002.1.15	1954.2.27	2010.3.20	1978.4.15	2019.5.26	2022.6.28	2024.7.26	1994.8.1	2010.9.5	2005.10.1	2023.11.6	2023.12.15	
最低気温 (℃)	-6.9	-8.7	-4.7	-2.1	2.4	7.8	12.9	15.3	7.9	1.6	-2.4	-7.5	
	1970.1.20	1977.2.19	1977.3.5	1945.4.7	1965.5.1	1942.6.2	1966.7.4	1968.8.31	1987.9.28	1942.10.26	1947.11.28	1967.12.31	
最大風速 (m/s)	WSW 20.7	W 18.7	WSW 23.2	WSW 22.2	WSW 20.5	NE 20.4	W 18.3	W 24.5	W28.5	NE 26.5	W 19.0	W 21.9	
	1958.1.21	1953.2.15	1952.3.23	1974.4.21	1956.5.11	1997.6.28	1940.7.24	1956.8.17	1991.9.27	1951.10.15	1942.11.27	1956.12.5	
1時間降水量の 最大値(mm)	10.8	19.0	27.0	20.5	35.0	45.4	69.0	77.9	75.0	34.0	27.7	19.0	
	1957.1.9	2004.2.22	2007.3.31	2023.4.19	2021.5.17	1958.6.28	2013.7.15	1944.8.25	2012.9.15	1998.10.17	1950.11.4	1964.12.27	

統計期間 気 温 松江 1940年7月～2024年12月31日

風向風速 松江 1940年7月～2024年12月31日

降 水 量 松江 1940年7月～2024年12月31日

ウ 地域気象観測所資料
A 2024年平均気温年集計表(℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
斐川	5.9	7.0	8.6	15.3	18.0	22.9	27.6	28.8	26.7	19.0)	12.6	7.3	16.6
松江	5.7	7.0	8.7	15.6	18.3	23.1	27.7	29.0	27.0	19.5	12.9	7.3	16.8
出雲	6.1	6.9	8.6	15.0	17.5	22.2	27.5	28.4	26.3	18.6	12.3	7.7	16.4
大田	6.2	7.1	8.6	15.4	17.7	22.3	27.4	28.3	26.5	18.9	12.7	7.5	16.6
掛合	3.6	5.0	6.8	14.3	16.7	21.4	27.0	26.8	24.6	17.1	10.3	4.8	14.9
横田	2.2	3.9	5.4	14.0	16.2	21.0	26.1	26.4	24.0	16.7	9.5	2.7	14.0
赤名	2.0	3.8	4.9	13.7	15.5	20.3	25.2	25.8	23.6	16.3	9.2	2.5	13.6

B 2024年降水量年集計表(mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
斐川	152.0	138.0	125.5	94.0	103.0	219.0	342.0	137.5	45.5	193.0)	292.0	115.5	1,957.0
松江	183.5	124.0	120.5	116.0	89.0	225.5	348.5	163.0	131.0	230.5	264.0	107.5	2,103.0
出雲	129.5	129.5	120.5	100.0	72.0	207.0	336.5	138.0	29.0	186.5	247.5	110.5	1,806.5
大東	177.5	135.5	143.5	123.5	84.5	211.0	258.0	125.5	64.5	217.0	285.5	121.0	1,947.0
佐田	206.5	158.5	174.5	122.0	97.0	272.0	230.0	130.5	44.0	200.5	304.0	131.5	2,071.0
掛合	209.5	148.0	187.5	115.0	91.5	257.5	206.5	110.5	86.5	206.5	313.5	128.0	2,060.5
横田	177.0	126.5	177.0	151.0	88.0	185.0	197.5	143.5	64.5)	179.0	302.5	130.0	1,921.5

記号の説明

値) : 統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合(準正常値)
値] : 統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲を超えている場合(資料不足値)

○気象等特別警報・危険警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準

	種 類	概要及び発表基準
特 別 警 報	レ ベ ル 5 氾 濫 特 別 警 報	台風や集中豪雨等による指定された河川の氾濫で、重大な災害が発生するおそれが著しく大きくなることが予想される場合（指定された洪水予報河川以外の河川については、レベル5 大雨特別警報の中で扱う。以下、「レベル4 氾濫危険警報」・「レベル3 氾濫警報」・「レベル2 氾濫注意報」についても同レベルの大雨警報等で扱う）。 指定された河川において水位が「氾濫発生水位」以上となり、かつその状況が継続すると予想される場合、若しくは氾濫が発生している場合。
	レ ベ ル 5 大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨等による浸水害や洪水予報河川以外の河川氾濫で、重大な災害が発生するおそれが著しく大きくなることが予想される場合。 以下の①又は②を満たすと予想される状況において、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 ①表面雨量指数が、レベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって存在 ②流域雨量指数が、レベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって存在
	レ ベ ル 5 土 砂 災 害 特 別 警 報	台風や集中豪雨等による土砂崩れで、重大な災害が発生するおそれが著しく大きくなることが予想される場合。 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせにおいて、レベル5 土砂災害特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって存在し、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 府県程度の広がりをもって50年に1度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合。
	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
危 険 警 報	レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報	大雨等による指定された河川の氾濫で、重大な災害が発生するおそれが大きくなることが予想される場合。 指定された河川において急激な水位上昇によりまもなく「氾濫危険水位」を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、若しくは「氾濫危険水位」に到達した場合。
	レ ベ ル 4 大 雨 危 険 警 報	大雨等による浸水害や洪水予報河川以外の河川氾濫で、重大な災害が発生するおそれが大きくなることが予想される場合 以下の①又は②に到達することが予想される場合 ①表面雨量指数が対象格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値以上 ②流域雨量指数が対象河川の格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値以上
	レ ベ ル 4 土 砂 災 害 危 険 警 報	大雨等による土砂崩れで、重大な災害が発生するおそれが大きくなることが予想される場合。 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値におおむね2時間先までに到達することが予想される場合。
警 報	レ ベ ル 3 氾 濫 警 報	大雨等による指定された河川の氾濫で、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 指定された河川において「氾濫危険水位」に到達することが見込まれる場合、若しくは「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
	レ ベ ル 3 大 雨 警 報	大雨等による浸水害や洪水予報河川以外の河川氾濫で、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかががレベル3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レ ベ ル 3 土 砂 災 害 警 報	大雨等による土砂崩れで、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値におおむね3～6時間先に到達することが予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地25cm、山沿いで35cm以上になると予想される場合。
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。

注 意 報	レベ ル 2 氾 濫 注 意 報	大雨等による指定された河川の氾濫で、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 指定された河川において「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、若しくは「避難判断水位」に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合。
	レベ ル 2 大 雨 注 意 報	大雨等による浸水害や洪水予報河川以外の河川氾濫で、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベ ル 2 土 砂 災 害 注 意 報	大雨等による土砂崩れで、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合。
	大 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山沿いで25cm以上になると予想される場合。
	強 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	風 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	濃 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 濃霧によって視程が陸上100m以下と予想される場合。
	乾 注 意 報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合で次の条件に該当するとき。 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下になると予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 (1) 積雪100cm以上。 (2) 積雪が50cm以上あり、30cm以上の降雪が予想される場合。 (3) 積雪が50cm以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合。(最高気温は松江地方気象台の値) (4) 積雪が50cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合。
	着 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるとき。
	着 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には通信線や送電線等への被害が発生するおそれがあるときで次の条件に該当するとき。 気温が-2℃～1℃になり、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山沿いで25cm以上になると予想される場合。
	融 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。 4月上旬から5月中旬までの晩霜で最低気温3℃以下が予想される場合。
	低 注 意 報	低温によって農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には松江地方気象台の最低気温の値が-4℃以下になると予想される場合。

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 特別警報、危険警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、危険警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び
3. 山沿いは標高200メートル以上、それ以外は平地。

洪水予報河川の対象水位観測所一覧

河川名	観測所名	所在地	氾濫発生水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m
斐伊川	木次	雲南市木次町下熊谷	5.55	4.80	4.20	3.50
斐伊川	新伊萱	雲南市加茂町三代	6.20	5.00	4.30	3.40

水位周知河川の対象水位観測所一覧

河川名	観測所名	所在地	氾濫発生水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m
斐伊川	日登	雲南市木次町西日登	6.26	4.50	3.70	2.70
久野川	日の出橋	雲南市木次町東日登	4.16	2.90	2.70	2.20
赤川	町上	雲南市加茂町加茂中	7.33	5.10	3.70	3.00
三刀屋川	坂山橋	雲南市三刀屋町三刀屋	3.90	2.90	2.40	2.20
三刀屋川	新三刀屋	雲南市三刀屋町三刀屋	7.94	7.30	6.40	5.00

表面雨量指数一覧

区域	レベル5	レベル4	レベル3	レベル2
雲南市	29	19	15	6

対象地点における流域雨量指数

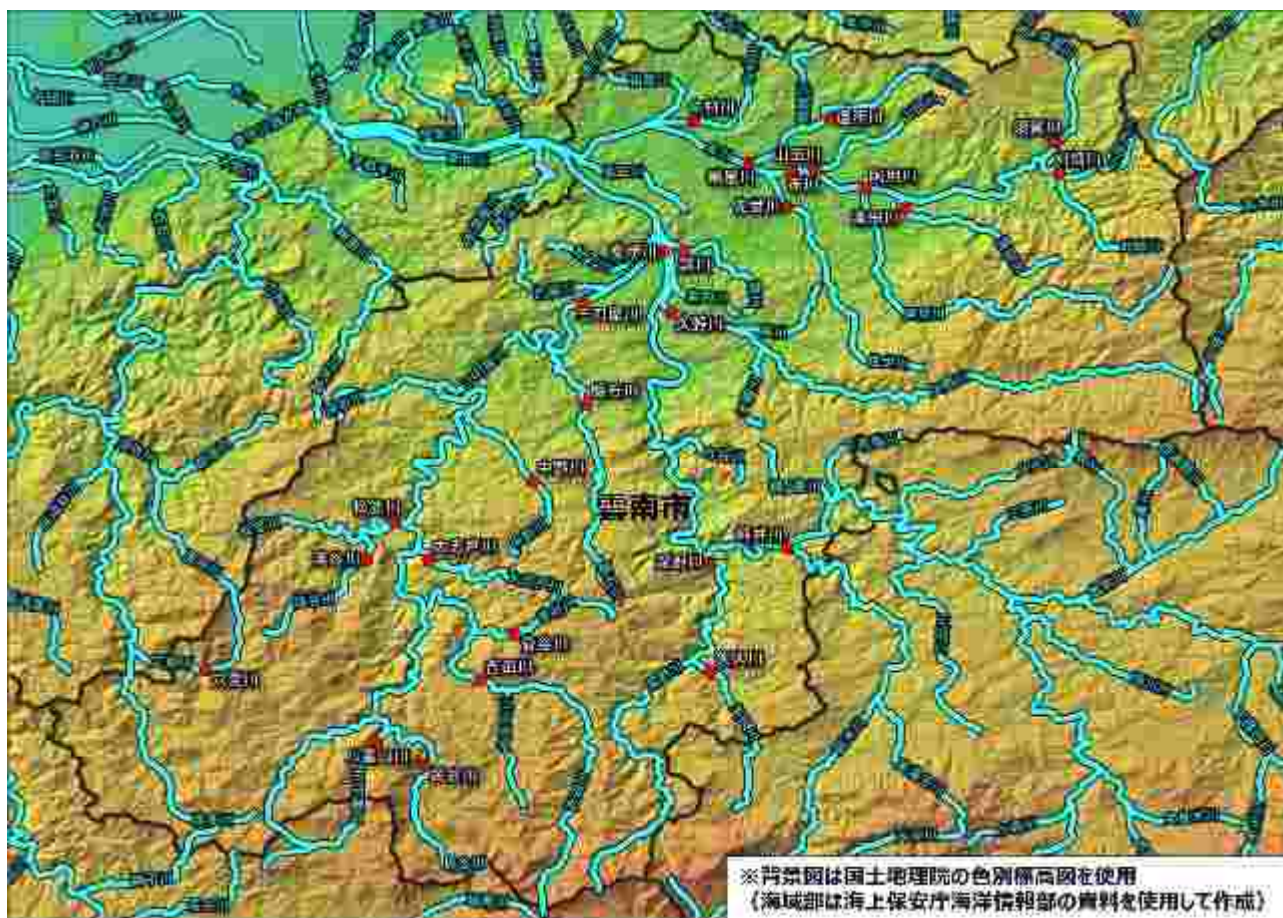
河川名	レベル5 基準 (単独)	レベル4 基準 (単独)	レベル3 基準 (単独)	レベル3 基準 (複合)	レベル2 基準 (単独)	レベル2 基準 (単独)
斐伊川				36.1		23.1
赤川	25.1	20.1	18.3		14.6	
請川	7.4	5.9	5.4		4.3	
三刀屋川	37.5	30.0	26.7	20.5	21.3	17.0
久野川	18.3	14.6	13.3		10.6	
深野川	22.8	18.2	16.5		13.2	
阿井川	25.5	20.4	18.5		14.8	
中村川	7.8	6.2	5.6		4.4	
幡屋川	16.0	12.8	11.6		9.2	
遠所川	13.1	10.5	7.6	7.6	6.1	6.1
佐世川	10.4	8.3	7.5		6.0	
山田川	7.9	6.3	5.7		4.6	
阿用川	13.6	10.9	9.9		7.9	
清田川	8.5	6.8	6.2		4.9	
須賀川	13.6	10.9	9.9		7.5	
刈畑川	6.6	5.3	4.8		3.9	
飯石川	13.4	10.7	9.7		7.7	

河 川 名	レベル 5 基 準 (単独)	レベル 4 基 準 (単独)	レベル 3 基 準 (単独)	レベル 3 基 準 (複合)	レベル 2 基 準 (単独)	レベル 2 基 準 (単独)
中 野 川	8.3	6.6	6.0		4.8	
松 笠 川	12.9	10.3	9.4		7.5	
滝 谷 川	8.3	6.6	6.0		4.8	
大 志 戸 川	7.9	6.3	5.7		4.6	
吉 田 川	17.5	14.0	12.7		10.1	
菅 谷 川	7.8	6.2	5.6		4.4	
八 重 山 川	9.1	7.3	6.6		5.2	
民 谷 川	10.5	8.4	7.6		6.0	
矢 入 川	11.8	9.4	8.5		6.8	
穴 見 川	8.5	6.8	6.2		4.9	

※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

※「複合基準」とは河川の湛水型の内水氾濫を対象として流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定めた基準のうち流域雨量指数の方の基準値

雲南市における対象地点



【参照】

表面雨量指数、流域雨量指数、土壌雨量指数については以下のリンクを参照

気象庁 > 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（島根県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane.html>

表面雨量指数 : (別紙1-1) レベル5 大雨特別警報・レベル4 大雨危険警報・レベル3 大雨警報・レベル2 大雨注意報の表面雨量指数基準値【CSVファイル】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/1_1_shimane.csv

流域雨量指数 : (別紙1-2) レベル5 大雨特別警報・レベル4 大雨危険警報・レベル3 大雨警報・レベル2 大雨注意報の流域雨量指数基準値及び複合基準値【CSVファイル】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/1_2_shimane.csv

土壌雨量指数 : ◆60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせ

(別紙2-1) レベル5 土砂災害特別警報の基準値【CSVファイル】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/2_1_shimane.csv

(別紙2-2) レベル4 土砂災害危険警報の基準値【CSVファイル】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/2_2_shimane.csv

(別紙2-3) レベル2 土砂災害注意報の基準値【CSVファイル】

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane/2_3_shimane.csv

○県内で発生した大きな災害の概要

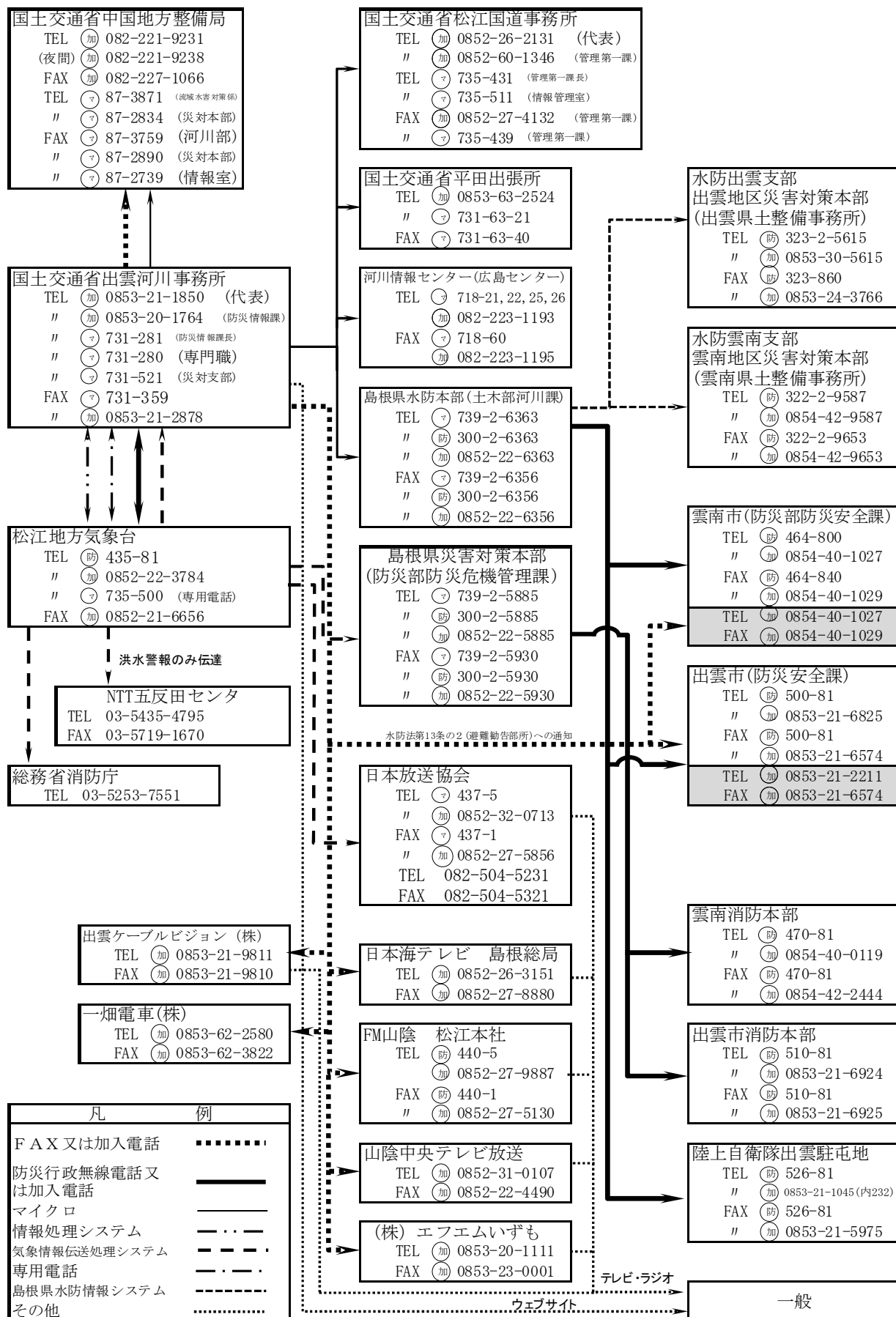
大 雨	昭和47年7月豪雨（7月9日～14日） 日本海まで北上していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに瀬戸内まで南下し、次第に活動が活発となった。また、台風第6、8号が南海上にあつて前線を刺激した。 このため島根県は9日から14日まで断続的に雨となり、総降水量は、三隅の709mm（この値は、年間総降水量の1/3以上に相当する）を最高に、県内一部地域を除いてほとんどの地域で500mmを超える豪雨となった。特に被害の大きい地域は益田・浜田周辺、江の川流域、80年来といわれる宍道湖の氾濫による松江市とその周辺市町村に集中した。
	昭和58年7月豪雨（7月19日～23日） いったん日本海まで北上していた梅雨前線が、前線上の低気圧が東進したのに伴い、山陰沿岸まで南下して活動が活発となった。特に23日未明から明け方にかけて、益田から三隅、浜田及び弥栄にかけての地域では猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂崩れ等による甚大な被害を受けた。 総降水量は益田、三隅方面で600mm以上、波佐方面が600mm位、その他県西部・中部で300～500mm、県南西部・東部では250mm以下であった。特に浜田、三隅、弥栄等で被害が大きかったのは、23日の未明から明け方にかけての比較的短時間に激しい雨が降ったことと、数日来の先行降雨で、地盤がすでに大量の水分を含んでいたことが原因である。
	昭和63年梅雨前線による大雨（昭和63年7月13日～15日） 日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10日頃から南下し始め、13日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江220mm、伯太114mmで、その他県東部で50～100mmを記録した。14日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士241mm、西郷204mmを記録した。15日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、1時から7時までの降水量が342mmと58年豪雨以来の大雨となった。 総降水量は浜田で400mmを超え、桜江では300mm、隠岐地方、県中部、松江で200mmを超えたが、県南西部では50mmに満たなかった。
	平成18年7月豪雨（平成18年7月15日～21日） 日本海に停滞していた梅雨前線が16日から19日にかけて山陰沿岸まで南下して停滞し、活動が活発となった。このため、17日早朝と18日夜から19日朝にかけて、隠岐、東部を中心に猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂災害等の甚大な災害が発生した。特に被害の大きかった地域は、神戸川が氾濫した出雲市、昭和47年7月豪雨以来の宍道湖の水位上昇により市街地が浸水した松江市などであった。 総降水量は、海士町で482mmを観測したほか、東部や大田邑智地区で400mmを超えた。また、1時間降水量は、17日06時の解析雨量では出雲市で約100mmを観測した。
	平成25年7月梅雨前線および大気不安定による大雨（7月28日） 7月28日は、太平洋高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が対馬海峡付近から島根県西部に流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、津和野町を中心に猛烈な雨が降った。アメダス津和野では、28日の日降水量381.0mm、04時44分までの1時間降水量91.5mmを観測し、1日の降水量、1時間降水量とも観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。 このため、津和野町では、河川の氾濫による住家流出、床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。

大 雨	平成25年8月大雨（8月23日～8月25日） 23日から25日にかけて、西日本をゆっくり南下した前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となった。このため、23日08時から25日15時までの総降水量が、江津市桜江で474.0mm、浜田市で382.0mmになるなど、西部を中心に記録的な大雨となった。 江津市桜江では、最大1時間降水量92.5mm、最大3時間降水量201.0mm、最大24時間降水量413.5mmを観測し、いずれも通年の1位の値を更新した。 このため、県西部では、住家の全壊、床上浸水、床下浸水などの大きな被害が発生した。
	平成29年7月梅雨前線及び台風第9号による大雨（7月4日～7月5日） 梅雨前線が日本海からゆっくりと南下し、西日本に停滞した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となった。このため、4日夜から5日朝にかけて記録的な大雨となり、5日05時55分に浜田市、益田市、邑南町、津和野町に大雨特別警報が発表された。 降り始めの4日18時から5日24時までの総降水量は、浜田市波佐で353.5mm、浜田市弥栄で341.0mmを観測した。また、期間中浜田市弥栄で日降水量288.0mm、日最大1時間降水量63.0mm、浜田市波佐で日最大1時間降水量82.0mm、日最大10時間降水量18.5mmを観測し、いずれも7月としては1位の値を更新した。この大雨により県西部で、人的被害軽傷1人、住家被害半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。
	平成30年7月豪雨（6月28日～7月9日） 7月5日から9日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、前線の活動が活発となったため、島根県の東部と西部では山沿いを中心に5日から7日にかけて大雨となり、その後、8日から9日明け方にかけても断続的に雨が降った。 5日03時から9日05時までの総降水量は、横田で287.0mmを観測し、期間中の最大1時間降水量は、川本で39.0mmを観測した。 また、江の川上流の広島県では記録的な大雨となり、江の川下流域の島根県の市町で、住家の床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。
	令和2年7月豪雨（7月13日～7月15日） 7月13日から14日にかけて日本海西部の低気圧からのびる前線が中国地方を通過し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため前線の活動が活発となり、島根県の大田邑智地区、浜田地区を中心に大雨となった。また15日も雨が降り続いた。 13日00時から15日24時までの総降水量は、大田で196mmを観測した。 また江の川下流域にあたる江津市では氾濫が発生し、14日09時30分と19時30分に指定河川洪水予報である江の川下流氾濫発生情報を発表し、15日22時20分に解除した。この大雨の影響で、島根県内では江の川流域を中心に住家の床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生した。
	令和3年7月豪雨（7月6日～7月13日） 梅雨前線の停滞により、島根県東部では、7日明け方に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が降り続いたため、05時09分に「顕著な大雨に関する島根県気象情報」を発表した。さらに、7日05時47分に松江市付近、12日10時15分に雲南市付近でそれぞれ約100ミリの雨を解析し、「記録的短時間大雨情報」を発表した。 この大雨の影響で、県東部を中心に床上浸水、床下浸水など大きな被害が発生

大 雨	した。
	令和5年7月8日からの大雨 梅雨前線が華中から対馬海峡を通り、山陰沖にのび、の10日にかけて停滞した。前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化し大雨となった。島根県東部では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で、降り続いた。隠岐空港、大田市福光では、日最大1時間降水量の7月の第1位を更新した。また、出雲市芦渡庁では、日鉦資料の7月第1位を更新した。
	令和6年7月9日からの大雨 7月9日から11日にかけて、梅雨前線が山陰沖に停滞した後、中国地方を南下した。この梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで前線の活動が活発となり、島根県東部を中心に発達した雨雲が次々と流れ込んで、記録的な大雨となった。 降り始めの9日03時から11日04時までの総降水量は、出雲(出雲市芦渡町)で265.5ミリ、斐川(出雲空港)で260.0ミリ、松江(松江市西津田)で256.5ミリを観測し、この期間だけで7月の月降水量の平年値を超えた。特に9日朝から夜のはじめ頃にかけて降水量が多くなり、出雲(出雲市芦渡町)、斐川(出雲空港)、松江(松江市西津田)での最大12時間降水量(それぞれ211.5ミリ、214.0ミリ、209.0ミリ)は、いずれも観測史上1位を更新した。

台 風	平成3年9月台風第17号（雨台風） 9月10日9時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11日15時に沖の鳥島付近で台風第17号となった。島根県では、13日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量236mmは、1939年西郷測候所開設以来第1位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。
	平成3年9月台風第19号（風台風） 9月13日9時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16日9時にマーシャル諸島の西で台風第19号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧940hPa、中心付近の最大風速は50m/s、風速25m/s以上の暴風半径が300km、15m/s以上の強風半径が600kmと、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では27日午前中、県西部で10～20mmのやや強い時間雨量を記録していたが、10時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が19時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で20m/s以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江56.5m/s、浜田48.9m/s、西郷50.6m/sを観測した。ただ、台風の移動が速かったので、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者1名、負傷者102名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野・六日市で120mmを超えたが、雨による直接の被害はなかった。
	令和3年8月台風第9号 8月4日09時南シナ海で発生した台風第9号は東シナ海を北東に進み、8日20時過ぎに鹿児島県枕崎市付近に上陸し、9日05時過ぎには広島県呉市付近に再上陸、9日09時に中国地方で温帯低気圧に変わり、その後低気圧は日本海に抜けた。このため島根県では大気の状態が非常に不安定となり、隠岐地方を含む島根県の広い範囲で大雨となった。 海士では8日08時の降り始めから10日05時までの総降水量は335.0ミリを観測し、平年の8月の月降水量の2倍を超える大雨となった。 9日は海士で日最大1時間降水量76.0ミリを観測し、松江市西津田で月最大24時間降水量156.0ミリを観測したほか、複数の観測点で日最大10分間降水量、日降水量の8月及び通年の第1位を更新するなど、記録的な大雨となった。 隠岐地方では線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が降り続いたため、9日10時39分に「顕著な大雨に関する島根県気象情報」を発表した。 また、台風第9号の接近に伴い9日朝から夕方にかけて暴風となり、出雲空港で日最大瞬間風速36.5メートルと日最大風速27.4メートルを観測したほか、複数の観測点で日最大瞬間風速、日最大風速の8月及び通年の第1位を更新した。

5. 斐伊川 洪水予報伝達系統図



※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

ひいかわ 斐伊川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)

斐伊川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
いずもかせんじむしょ まつえちほうきしょうだい
出雲河川事務所 松江地方気象台 共同発表

(見出し)

ひいかわ
斐伊川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】きすき うなんし
木次基準観測所（雲南市）受け持ち区間
ひいかわ きすき うなんし
斐伊川の木次基準観測所（雲南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】しんいがや うなんし
新伊萱基準観測所（雲南市）受け持ち区間
ひいかわ しんいがや うなんし
斐伊川の新伊萱基準観測所（雲南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】かみしま いずもし
上島基準観測所（出雲市）受け持ち区間
ひいかわ かみしま いずもし
斐伊川の上島基準観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】おおつ いずもし
大津基準観測所（出雲市）受け持ち区間
ひいかわ おおつ いずもし
斐伊川の大津基準観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】なだぶん いずもし
灘分基準観測所（出雲市）受け持ち区間
ひいかわ なだぶん いずもし
斐伊川の灘分基準観測所（出雲市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

斐伊川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）						
新着・更新 基準観測所		新着 木次	新着 新伊萱	新着 上島	新着 大津	新着 灘分
対象河川		斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	2	2	2	2	2
	水位又は 流量	現況	2 レベル2水位 超過	2 レベル2水位 超過	2 レベル2水位 超過	2 レベル2水位 超過
		予測				
新着	雲南市		2	2	-	-

斐伊川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）					
新着・更新	新着	新着	新着	新着	新着
基準観測所	木次	新伊萱	上島	大津	灘分
対象河川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
新着	出雲市	-	2	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

[https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?](https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo)

key=hayamihyo

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

（雨量）

現在、雨はやんでいます。

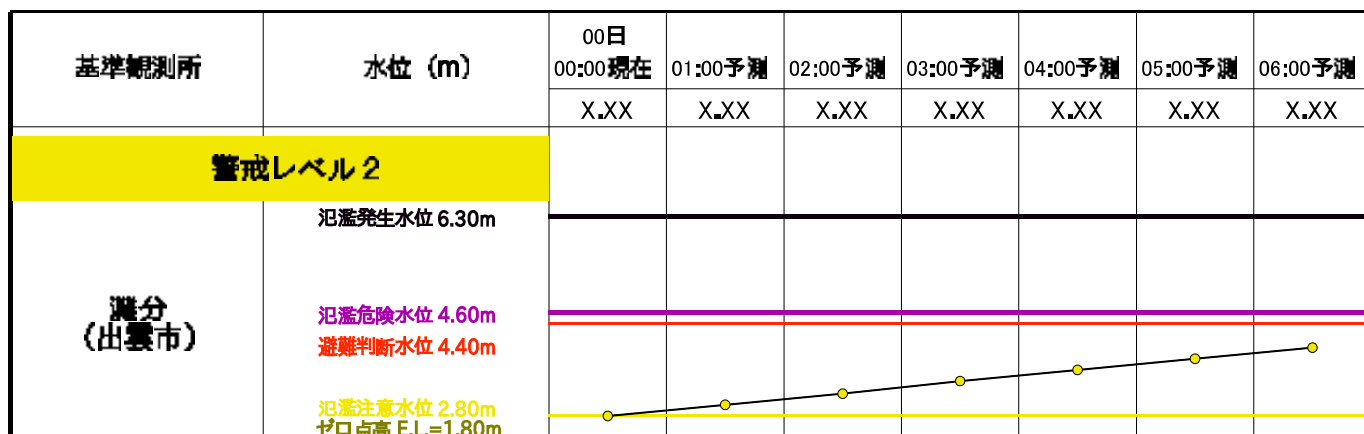
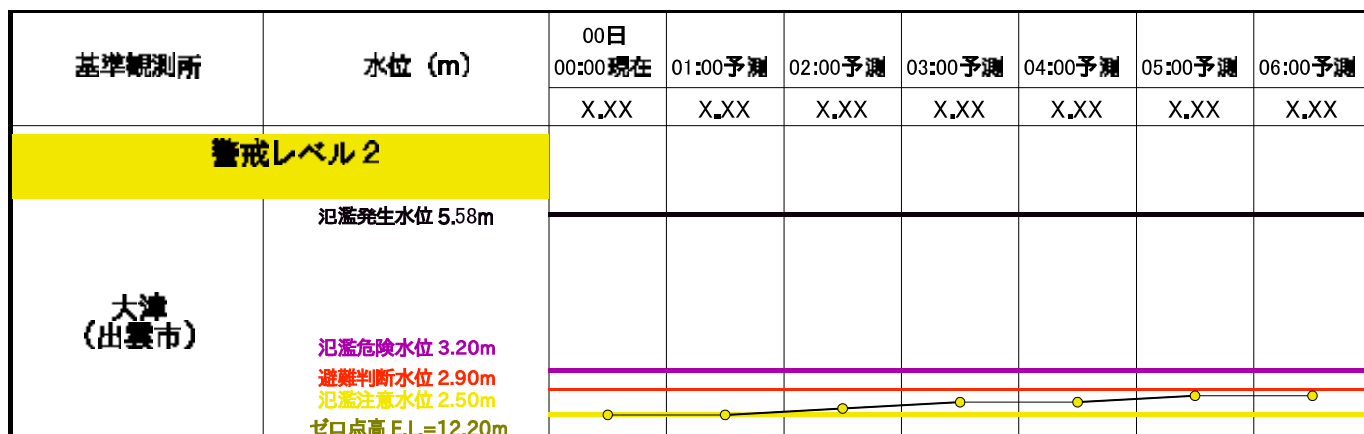
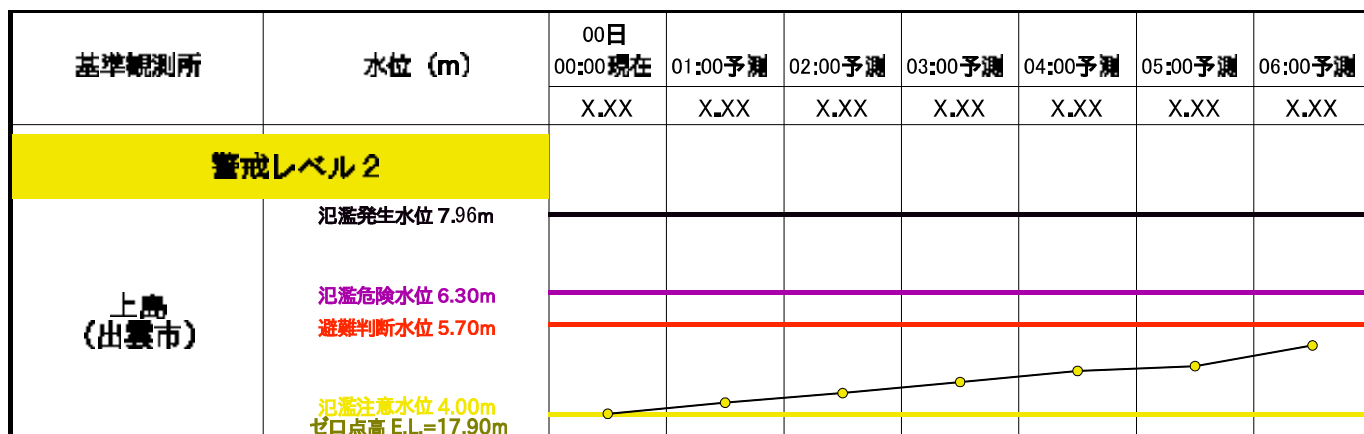
流域	00日 00時 00分～00日 00時 00分 までの流域平均雨量	00日 00時 00分～00日 00時 00分 までの流域平均雨量の見込み
斐伊川流域	00 ミリ	00ミリ

（水位または流量）

水位または流量

基準観測所	水位（m）	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
木次 （雲南市）	氾濫発生水位 5.55m							
	氾濫危険水位 4.80m							
	避難判断水位 4.20m							
	氾濫注意水位 3.50m							
	ゼロ点高 E.L.=36.97m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
新伊萱 （雲南市）	氾濫発生水位 6.20m							
	氾濫危険水位 5.00m							
	避難判断水位 4.30m							
	氾濫注意水位 3.40m							
	ゼロ点高 E.L.=28.54m							



・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	木次 基準観測所	新伊萱 基準観測所	上島 基準観測所
	雲南市 斐伊川	雲南市 斐伊川	出雲市 斐伊川
受け持ち区間	左岸 熊谷大橋付近から三刀屋川合流地点まで 右岸 熊谷大橋付近から三刀屋川合流地点まで	左岸 三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで 右岸 三刀屋川合流点から森坂大橋付近まで	左岸 森坂大橋付近から放水路分流域まで 右岸 森坂大橋付近から放水路分流域まで

基準観測所	大津 基準観測所	瀬分 基準観測所	
	出雲市	出雲市	
受け持ち区間	斐伊川 左岸 放水路分流堰から西代橋付近まで 右岸 放水路分流堰から西代橋付近まで	斐伊川 左岸 西代橋付近から宍道湖まで 右岸 西代橋付近から宍道湖まで	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 流域治水課 電話：0853-20-1764
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

○水害予防施設(ダム)

区分	ダム名		阿井川	三成	尾原	塩田
	管理					
ダム	水系河川名	中国電力(株)	中国電力(株)	島根県(企業局)	国土交通省	雲南市
	位置	斐伊川水系阿井川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系斐伊川	斐伊川水系金谷川
	種類	仁多郡奥出雲町河内	仁多郡奥出雲町三成	雲南市木次町平田	雲南市木次町平田	雲南市大東町
		重力式越流型可動扉付コンクリートダム	アーチ式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	高さ(m)	21.70	42.00	90.00	90.00	39.70
	堤頂長(m)	96.00	109.72	440.80	440.80	88.00
	可動扉 (種類・大きさ・門数)	鋼製ストニードゲート 高4.1m×巾14.0m 2門	ローラーゲート 高2.1m×巾5.1m 8門 高4.4m×巾4.7m 3門	コンジツトゲート 2門 クレストゲート 2門	なし	なし
貯水池又は調整池	計画洪水量(m³/sec)	380	710	2,500	—	—
	集水面積・流域面積(km²)	66.70	117.50	289.00	1.25	1.25
	最高貯水位(標高 m)	209.00	292.91	216.50	311.90	311.90
	最低貯水位(標高 m)	202.00	285.61	174.00	295.30	295.30
	総貯水量(m³)	1,085,000	3,438,000	60,800,000	311,833	311,833
	有効貯水量(m³)	854,600	1,138,000	54,200,000	272,300	272,300
	湛水面積(m²)	164,000	316,000	2,300,000	30,000	30,000
その他	竣工年月	昭和17年8月	昭和28年10月	平成24年3月	昭和63年	昭和63年
	目的	発電専用	砂防、発電	洪水調節、環境保全、水道用水	かんがい	かんがい
	現状	良好	良好	良好	良好	良好

資料:中国電力(株)(令和7年4月1日現在)

資料:島根県河川課、企業局施設課(令和7年4月1日現在)

国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所

雲南市かんがい用ダム管理規則

○土砂災害の危険性のある箇所数
地すべり防止区域

資料：砂防課（令和7年4月1日）、農地整備課（令和7年4月1日）、森林整備課（令和7年4月1日）

区分	国土交通省関係			農林水産省（耕地）関係			農林省（林地）関係			合計		
	法指定箇所		面積	法指定箇所		面積	法指定箇所		面積	法指定箇所		面積
	箇所数	箇所数		箇所数	箇所数		箇所数	箇所数		箇所数	箇所数	
市町村												
雲南市	5	105.95	2,752.84	45	2,458.08	8	339.00	7	293.00	62	3,091.84	2,857.03
奥出雲町	3	63.70	506.00	6	269.08	0	0.00	0	0.00	18	506.00	332.78
飯南町	0	0.00	20.60	1	20.60	1	6.00	1	6.45	2	26.60	27.05
合計	8	169.65	3,279.44	52	2,747.76	9	345.00	8	299.45	82	3,624.44	3,216.86

山腹崩壊危険地区（農林関係）・崩壊土砂流出危険地区数（農林関係）

資料：森林整備課（令和7年4月1日）

区分	山腹崩壊危険地区（農林関係）	
	山腹崩壊危険地区数	崩壊土砂流出危険地区数
市町村		
雲南市	727	762
奥出雲町	184	379
飯南町	319	176
合計	1,230	1,317

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況

資料：砂防課（令和7年4月1日）

市町村名	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	土石流	急傾斜地	地すべり	土石流	急傾斜地	地すべり
雲南市	1,513	2,137	68	374	2,133	-
奥出雲町	858	972	23	74	970	-
飯南町	465	461	1	147	460	-
合計	2,836	3,570	92	595	3,563	4,158

なお、各山地災害危険地区の位置、区域は、島根県のホームページ「マップOnしね」に掲載

・山腹崩壊危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

・崩壊土砂流出危険地区

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

○農業用ため池

① ため池数

市町村名	ため池総数(箇所)	防災重点農業用ため池数(箇所)
雲南市	393	87

② 防災重点農業用ため池一覧

※防災重点農業用ため池一覧:決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。(改修済みか否かを問わない)

市町村名	ため池名称	所在地
雲南市	鍋石	雲南市大東町畑鶴964
雲南市	日焼田	雲南市大東町畑鶴832
雲南市	堤谷	雲南市大東町下佐世653
雲南市	家の奥	雲南市大東町大東下分1056
雲南市	入道谷	雲南市大東町田中695-3
雲南市	昭和	雲南市大東町山王寺678
雲南市	大門	雲南市大東町山王寺675
雲南市	宮の前上	雲南市大東町山王寺635
雲南市	永井	雲南市大東町山王寺960-1
雲南市	沢池	雲南市大東町山王寺1051
雲南市	舟木奥	雲南市大東町上佐世
雲南市	イズミ	雲南市大東町上佐世1147
雲南市	灰ヶ廻	雲南市大東町西阿用179
雲南市	寺内	雲南市加茂町三代596-5
雲南市	権現	雲南市加茂町岩倉289-2
雲南市	金原	雲南市加茂町東谷288-2
雲南市	新庄	雲南市加茂町東谷857-2
雲南市	滝谷	雲南市加茂町東谷805
雲南市	東廻	雲南市加茂町加茂中316-1
雲南市	三月田中	雲南市加茂町砂子原973-3
雲南市	三月田奥	雲南市加茂町新宮
雲南市	漆免	雲南市加茂町砂子原1019-2
雲南市	官の輪	雲南市加茂町砂子原886-1
雲南市	二又	雲南市加茂町砂子原163-2
雲南市	鍋廻	雲南市加茂町砂子原43-7
雲南市	明伝名	雲南市加茂町宇治478
雲南市	鈷谷	雲南市加茂町南加茂512-2
雲南市	奥会下	雲南市加茂町南加茂446
雲南市	長廻	雲南市加茂町立原617-4
雲南市	伊ヶ塩谷下	雲南市加茂町岩倉1223
雲南市	伊ヶ塩谷中	雲南市加茂町岩倉1224
雲南市	伊ヶ塩谷上	雲南市加茂町岩倉1226

市町村名	ため池名称	所在地
雲南市	観音寺	雲南市木次町湯村観音寺
雲南市	小木迫4号	雲南市木次町平田小木廻
雲南市	金迫2号	雲南市木次町平田上り田
雲南市	後谷	雲南市木次町里方1272-2
雲南市	堀之内	雲南市木次町宇谷1427-1
雲南市	繁ノ廻(段)	雲南市三刀屋町高窪288
雲南市	後原	雲南市三刀屋町高窪702
雲南市	笹ヶ谷	雲南市三刀屋町給下970
雲南市	鍛冶屋	雲南市三刀屋町給下955
雲南市	前峠	雲南市三刀屋町多久和1282
雲南市	砂子田	雲南市三刀屋町神代16
雲南市	家廻池	雲南市三刀屋町神代103
雲南市	名子田	雲南市三刀屋町殿河内1234
雲南市	池の下	雲南市三刀屋町乙加宮1738
雲南市	垣内	雲南市三刀屋町乙加宮
雲南市	芦谷	雲南市三刀屋町乙加宮803
雲南市	狼岩	雲南市三刀屋町根波別所1499
雲南市	宮谷	雲南市三刀屋町中野231-2
雲南市	宮谷	雲南市三刀屋町中野232
雲南市	天頂寺	雲南市三刀屋町里坊293-3
雲南市	北田	雲南市三刀屋町里坊554-6
雲南市	家の前	雲南市三刀屋町里坊571-1
雲南市	原	雲南市三刀屋町里坊578-3
雲南市	薬師堂	雲南市三刀屋町里坊244
雲南市	中の廻	雲南市三刀屋町根波別所2440
雲南市	花屋前池	雲南市三刀屋町里坊1204
雲南市	高城1	雲南市三刀屋町里坊59
雲南市	杉戸	雲南市三刀屋町里坊129-1
雲南市	鍛冶屋前	雲南市三刀屋町根波別所1224-1
雲南市	小林谷池	雲南市三刀屋町根波別所1240-4
雲南市	土以	雲南市三刀屋町根波別所1471
雲南市	林ヶ廻	雲南市三刀屋町根波別所689-1
雲南市	林の段	雲南市三刀屋町根波別所665
雲南市	子木山	雲南市三刀屋町根波別所321-5
雲南市	桜が廻	雲南市三刀屋町根波別所223
雲南市	廻	雲南市三刀屋町根波別所751
雲南市	竹の廻	雲南市三刀屋町根波別所845-1
雲南市	大田原	雲南市三刀屋町根波別所924

市町村名	ため池名称	所在地
雲南市	沢田	雲南市吉田町川手254
雲南市	奥沢田	雲南市吉田町川手256
雲南市	寸丸	雲南市吉田町川手154
雲南市	本家上	雲南市吉田町上山445
雲南市	家の奥上	雲南市吉田町上山721
雲南市	堂廻	雲南市吉田町上山298-1
雲南市	才の峠	雲南市吉田町上山827
雲南市	丸山	雲南市吉田町吉田4294-7
雲南市	大呂	雲南市吉田町吉田1954
雲南市	奥大呂	雲南市吉田町吉田4372-10
雲南市	栄屋	雲南市掛合町多根1121
雲南市	奥	雲南市掛合町松笠菅原74-1
雲南市	新屋	雲南市掛合町松笠
雲南市	保閑谷越	雲南市掛合町松笠
雲南市	神屋垣内	雲南市掛合町松笠797-2
雲南市	堤廻谷	雲南市掛合町松笠
雲南市	小屋谷	雲南市掛合町松笠

○異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

国土交通省関係(国道54号)

資料: 松江国道事務所・浜田河川国道事務所(令和7年4月1日現在)
(交通量: 令和3年度 道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表より)

路線名	担当事務所	規制区間			交通量 (台/日)	通行規制基準 (通行止条件)	危険内容
		区間	距離標	延長 (km)			
国道54号	松江国道	飯石郡飯南町都加賀 ～雲南市掛合町入間	116.820 ～120.920km	4.1	2,839	連続雨量が230mmに達したとき	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町入間 ～〃掛合	122.200 ～128.400km	6.2	3,080	〃	落石沢崩れ
〃	〃	雲南市掛合町掛合 ～〃三刀屋町乙加宮	132.400 ～137.700km	5.3	4,284	〃	落石土砂崩落

松江自動車道

事 象		NEXCO 区間	直轄区間	
		宍道JCT～三刀屋木次IC	三刀屋木次IC～吉田掛合IC	吉田掛合IC以南
降雨	速度規制			
	通行止め	連続雨量150mm超過時	連続雨量150mm超過時	連続雨量200mm超過時
地震	速度規制			
	通行止め	計測震度4.5以上	震度5弱以上	
風	速度規制	15m/s以上(10分間平均風速)		
	通行止め	20m/s以上が継続し、必要と認められる場合	20m/s以上が継続し、必要と認められる場合	
霧	速度規制			
	通行止め	概ね視程距離が50m以下になった場合に巡回等で車両の通行が困難なことが確認された場合	概ね視程距離が50m以下になった場合に巡回等で車両の通行が困難なことが確認された場合	
降雪	速度規制			
	通行止め			

○島根県内雪害関係諸施設

資料：島根県 道路維持課（令和7年4月1日現在）

施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長(m)	施設名	道路種別	路線名	市郡	町	箇所	延長(m)
スノーシェッド	国	2 6 1 号	邑智郡	邑南町	鱒淵	177.0	雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町		51.0
スノーシェッド	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	200.0	雪崩防止柵	主	田所国府線	邑智郡	邑南町	上田所	123.0
スノーシェッド	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	117.0	雪崩防止柵	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	20.0
スノーシェッド	—	美郷飯南線	邑智郡	美郷町	酒谷	160.0	雪崩防止柵	主	旭戸河内線	浜田市	旭町	市木	16.0
スノーシェッド	国	4 3 2 号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	260.0	雪崩防止柵	—	吉田頓原線	飯石郡	飯南町	張戸	54.0
スノーシェルダー	国	3 1 4 号	雲南市	吉田町	深野	35.2	雪崩防止柵	—	吉田三刀屋線	雲南市	吉田町	吉田	305.0
スノーシェルダー	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	200.0	雪崩防止柵	—	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	150.0
スノーシェルダー	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	205.4	雪崩防止柵	—	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	170.0
スノーシェルダー	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	400.0	雪崩防止柵	—	佐田八神線	飯石郡	飯南町	獅子	125.0
スノーシェルダー	主	安来木次線	安来市	広瀬町	奥田原	100.0	雪崩防止柵	—	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	225.0
スノーシェルダー	主	川本波多線	飯石郡	飯南町		80.0	雪崩防止柵	—	佐田八神線	雲南市	掛合町	波多	221.0
スノーシェルダー	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	191.0	雪崩防止柵	—	窪田山口線	大田市	山口町	佐津目	104.0
スノーシェルダー	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	48.0	雪崩防止柵	—	都川中野線	浜田市	旭町	都川	156.0
スノーシェルダー	主	浜田八重可部線	邑智郡	邑南町	市木	227.0	雪崩防止柵	—	波佐匹見線	益田市	匹見町	虫ヶ谷	178.0
スノーシェルダー	—	頓原八神線	飯石郡	飯南町	長谷	160.0	雪崩防止柵	—	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	63.0
スノーシェルダー	—	頓原八神線	飯石郡	飯南町	獅子	170.0	吹止め柵	国	1 9 1 号	益田市	匹見町	道川	220.0
スノーシェルダー	—	草野横田線	安来市	広瀬町		120.0	消雪工	国	2 6 1 号	邑智郡	邑南町	鱒淵	2080.0
スノーシェルダー	—	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0	消雪工	国	3 7 5 号	邑智郡	美郷町	粕淵	812.0
スノーシェルダー	—	三次江津線	邑智郡	邑南町	日和	185.0	消雪工	主	川本波多線	雲南市	掛合町	波多	808.0
スノーシェルダー	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	角井	270.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池田	1800.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	野井	54.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	志学	1030.0
雪崩防止柵	—	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	220.0	消雪工	主	三瓶山公園線	大田市	三瓶町	池の原	1640.0
雪崩防止柵	—	市木井原線	邑智郡	邑南町	市木	90.0	消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	288.0
雪崩防止柵	国	4 3 2 号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	116.0	消雪工	主	川本波多線	大田市	三瓶町		700.0
雪崩防止柵	国	4 3 2 号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	320.0	消雪工	主	大田佐田線	大田市	三瓶町	多根	1600.0
雪崩防止柵	国	4 3 3 号	仁多郡	奥出雲町	上阿井	215.9	消雪工	主	横田多里線	仁多郡	奥出雲町	横田	100.0
雪崩防止柵	国	1 9 1 号	益田市	匹見町	道川	40.0	消雪工	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	佐白	400.0
雪崩防止柵	国	1 9 1 号	益田市	匹見町	道川	40.0	消雪工	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	寺田	180.0
雪崩防止柵	—	佐田八神線	出雲市	佐田町	大呂	146.0	消雪工	国	2 6 1 号	邑智郡	邑南町	上田所	830.0
雪崩防止柵	—	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	120.0	流雪溝	国	3 1 4 号	仁多郡	奥出雲町	三成	300.0
雪崩防止柵	国	1 8 4 号	飯石郡	飯南町	角井	63.0	流雪溝	国	3 7 5 号	邑智郡	美郷町	浜原	1431.0
雪崩防止柵	国	1 8 4 号	飯石郡	飯南町	下来島	77.0	流雪溝	国	3 7 5 号	邑智郡	美郷町	粕淵	500.0
雪崩防止柵	国	1 8 4 号	飯石郡	飯南町	下来島	442.0	流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	236.0
雪崩防止柵	国	1 8 4 号	飯石郡	飯南町	下来島	25.0	流雪溝	主	玉湯吾妻山線	仁多郡	奥出雲町	三成	1200.0
雪崩防止柵	国	1 8 4 号	飯石郡	飯南町	八神	140.0	流雪溝	主	掛合上阿井線	仁多郡	奥出雲町	上阿井	550.0
雪崩防止柵	国	3 1 4 号	仁多郡	奥出雲町	三成	128.0	流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	八色石	319.0
雪崩防止柵	国	3 1 4 号	仁多郡	奥出雲町	三森原	93.0	流雪溝	主	仁摩邑南線	邑智郡	邑南町	高見	346.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	605.0	流雪溝	主	浜田作木線	邑智郡	邑南町	日貫	848.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	登谷	132.0	流雪溝	主	甲田作木線	邑智郡	邑南町	下口羽	370.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	85.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	今市	572.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	85.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	都川	780.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	80.0	流雪溝	主	浜田八重可部線	浜田市	旭町	市木	455.0
雪崩防止柵	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	103.0	流雪溝	主	浜田作木線	浜田市	旭町	今市	270.0
雪崩防護補強土壁	国	1 8 6 号	浜田市	金城町	長田	49.5	流雪溝	主	萩津和野線	鹿足郡	津和野町	後田	773.0
雪崩防止柵	国	4 8 8 号	益田市	匹見町	澄川	38.0	流雪溝	主	吉賀匹見線	鹿足郡	吉賀町	七日市	515.0
雪崩防止柵	国	4 8 8 号	益田市	匹見町	広瀬	60.0	流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	310.0
雪崩防止柵	国	1 9 1 号	益田市	匹見町	道川	70.0	流雪溝	主	草野横田線	安来市	広瀬町	西比田	170.0
雪崩防止柵	国	1 9 1 号	益田市	匹見町	道川	85.0	流雪溝	—	吉田三刀屋線	雲南市	三刀屋町	三刀屋	3600.0
雪崩防止柵	主	安来伯太日南線	安来市	伯太町	峠之内	66.0	流雪溝	—	横田伯南線	仁多郡	奥出雲町	中村	224.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	1907.0	流雪溝	—	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	310.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	川井	45.0	流雪溝	—	草野横田線	仁多郡	奥出雲町	横田	1100.0
雪崩防止柵	主	玉湯吾妻山線	雲南市	大東町	下久野	137.0	流雪溝	—	三刀屋佐田線	出雲市	佐田町	宮内	725.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	157.0	流雪溝	—	波佐匹見線	益田市	匹見町	道川	100.0
雪崩防止柵	主	川本波多線	飯石郡	飯南町	志津見	112.0							
雪崩防止柵	主	安来木次線	雲南市	大東町	上久野	101.0							
雪崩防止柵	主	川本波多線	大田市	三瓶町	志学	57.0							

○雲南消防職員数及び消防署保有消防力

消防職員状況

令和8年4月1日時点

階級 所属		合計	消 防 吏 員					
			消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
合 計		117	1	7	19	40	18	14
雲南消防本部	消防長	1	1					
	消防次長	2		2				
	消防総務課	5(1)		(1)	1	3	1	
	予防課	6		1	1	3	4	1
	警防課	5		1	2	1	1	
	通信指令課	11		1	2	4	2	2
消防署	雲南消防署	35(1)		(1)	4	13	6	2
	奥出雲消防署	25		1	4	7	5	4
	飯南消防署	25		1	5	7	3	5
島根県消防学校派遣		1				1		
島根県航空隊派遣		1				1		

※(1)は、消防次長が消防総務課長及び雲南消防署長を兼務

消防力の整備指針と現有消防力

令和8年4月1日時点

	区分	整備指針	現有消防力	充足率(%)
署数	消防署	3	3	100
車 両	消防ポンプ自動車	6	6	100
	非常用消防ポンプ自動車	1	1 ※1	100
	はしご付消防自動車	1	1	100
	化学消防車 (消防ポンプ自動車1台を代替)	1	1 ※2	100
	救助工作車	3	1	33
	指揮車	3	3	100
	救急自動車	7	7	100
	非常用救急自動車	1	1	100
	特殊車両 (資器材搬送車・広報車)		4 ※3	
人 員	消防ポンプ自動車	81	88	67
	救助工作車	15		
	救急自動車	36		
	通信員	10	10	100
	予防要員	6 ※4	6 ※4	43
	庶務等人員	13	13	100
	合 計	161	117	73

消防力の整備指針(基準数)については、令和7年度消防施設整備実態調査による。

※1 非常用消防ポンプ自動車については、稼働中の車両が故障した場合等に応じて配置したもの。

※2 化学消防車については、現有消防ポンプ自動車からラインプロポーションナーを用いて泡を放出することで、化学消防車に代えることができることを勧案したもの。

※3 特殊車両(資器材搬送車・広報車)については、火災の予防・鎮圧等のため、地域の実情に応じて配置したもの。

※4 予防要員の人員については、専任の数。

○雲南市消防団の団員数及び車両数

令8年4月1日時点

	本部	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
団長	1							1
副団長	2							2
団本部長	1							1
方面隊長		1	1	1	1	1	1	6
副方面隊長		1	1	1	1	1	1	6
本部長		1	1	1	1	1	1	6
副本部長		2	2	2	2	2	2	12
分団長		8	4	5	5	3	2	27
副分団長		16	4	10	7	3	4	44
部長		19	8	15	16	7	7	72
班長		57	16	45	36	8	16	178
団員		182	93	112	96	60	114	657
合計	4	287	130	192	165	86	148	1,012

令和7年4月1日時点

普通消防 ポンプ 自動車	指揮車	小型動力ポンプ		広報車 (緊急車両)	その他 車 両
		小型動力 ポンプ付 き積載車	車両に積 載してい ないもの		
12	1	70	9	7	0

	本部	大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	合計
ポンプ自動車	0	2	1	3	2	2	2	12
小型ポンプ 付積載車	0	16	8	12	17	6	11	70
合計	0	18	9	15	19	8	13	82

○雲南市職員並びに教育職員数(正規)及び教育機関・保育施設に在籍する生徒・児童数

1. 雲南市職員		R8.4.1	
3. 教育職員		R8.4.1	
(1) 高等学校		R8.5.1	
	生徒数	教職員数	
大東	181	30	
三刀屋	400	48	
三刀屋 (掛合分校)	86	11	
合計	667	89	
(2) 中学校		R8.5.1	
	生徒数	教職員数	
大東	290	34	
加茂	153	19	
木次	230	28	
三刀屋	132	24	
吉田	15	14	
掛合	44	14	
合計	864	133	
(3) 小学校		R8.5.1	
	児童数	教職員数	
大東	175	21	
西	96	16	
佐世	68	17	
阿用	50	13	
海潮	40	12	
加茂	277	26	
木次	148	21	
斐伊	139	19	
寺領	67	14	
西日登	16	10	
三刀屋	207	23	
鍋山	44	12	
吉田	13	9	
田井	14	10	
掛合	62	20	
合計	1,416	243	
(4) 幼稚園・こども園・保育所		R8.4.1	
	児童数	教職員数	
大東保育園※	110	(18)	
かもめ保育園※	71	(13)	
斐伊保育所※	37	(12)	
三刀屋保育所※	74	(12)	
掛合保育所※	38	(13)	
大東こども園	16	5	
海潮こども園	2	3	
西こども園	9	4	
加茂こども園	140	(32)	
木次こども園	99	24	
斐伊こども園	18	6	
三刀屋こども園	25	7	
吉田保育所(休所)	-	-	
田井保育所	8	6	
佐世幼稚園(休園)	-	-	
寺領幼稚園(休園)	-	-	
合計	647	155	

※は業務委託実施園。○書きは業務委託先正規職員数。

雲南市指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和8年4月1日現在

NO	町名	地区名	施設名称	所在地	指定 避難所	指定緊急 避難場所	収容可能 人数(人)	災害適用性		
								地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	島根県立大東高等学校	雲南市大東町大東637	○	○	780	○	○	▲
2			大東公園体育館	雲南市大東町大東1094	○	○	670	○	○	○
3			雲南市立大東保育園	雲南市大東町大東1663	○	○	200	○	○	○
4			大東地域交流センター	雲南市大東町大東2419-1	○	○	170	○	○	○
5			雲南市立大東小学校	雲南市大東町田中43-4	○	○	600	○	○	○
6		春殖	雲南市立大東中学校	雲南市大東町養賀967	○	○	760	○	○	▲
7			春殖交流センター	雲南市大東町大東下分235-1	○	○	59	○	×	○
8		幡屋	幡屋交流センター	雲南市大東町仁和寺833-10	○	○	32	▲	▲	○
9			雲南市立西小学校	雲南市大東町仁和寺2435-11	○	○	540	○	○	×
10		佐世	佐世交流センター	雲南市大東町上佐世1385-3	○	○	67	▲	○	○
11			雲南市立佐世小学校	雲南市大東町上佐世1394-1	○	○	310	○	▲	○
12		阿用	阿用交流センター	雲南市大東町東阿用33-1	○	○	44	▲	▲	○
13			雲南市立阿用小学校	雲南市大東町東阿用109	○	○	370	○	○	○
14		久野	久野交流センター	雲南市大東町上久野30-4	○	○	340	○	×	▲
15		海潮	海潮交流センター	雲南市大東町南村234-1	○	○	48	▲	○	▲
16			雲南市立海潮小学校	雲南市大東町南村268	○	○	430	○	▲	▲
17		塩田	塩田交流センター	雲南市大東町塩田84	○	○	52	○	○	×
18			旧雲南市立塩田小学校	雲南市大東町塩田96-1	○	○	170	○	×	▲
19	加茂	加茂	雲南市加茂総合センター	雲南市加茂町加茂中972-5	○	○	50	○	▲	○
20			加茂交流センター	雲南市加茂町加茂中972-5	○	○	120	○	×	○
21			雲南市立加茂小学校	雲南市加茂町加茂中1031	○	○	680	○	○	×
22			加茂B & G海洋センター	雲南市加茂町宇治228-1	○	○	430	○	▲	○
23			雲南市立加茂こども園	雲南市加茂町宇治238	○	○	250	○	▲	▲
24			雲南市加茂文化ホール ラメール	雲南市加茂町宇治303	○	○	150	○	×	○
25			かもてらす	雲南市加茂町宇治328	○	○	300	○	×	○
26			雲南市立加茂中学校	雲南市加茂町神原1262	○	○	850	○	▲	○
27			加茂中央公園 スポーツの丘	雲南市加茂町神原1251-1		○	7,800	○	○	○
28			加茂中央公園 ふれあいの丘	雲南市加茂町神原1891		○	4,000	○	○	○
29			雲南エネルギーセンター	雲南市加茂町三代1331-1		○	1,200	○	○	▲
30	木次	木次	八日市交流センター	雲南市木次町木次299-1	○	○	70	○	×	▲
31			三新塔交流センター	雲南市木次町木次446-2	○	○	80	○	×	▲
32			雲南市立木次小学校	雲南市木次町木次1001-1	○	○	460	○	▲	○
33			雲南市勤労青少年ホーム	雲南市木次町木次1012-1	○	○	70	▲	▲	○
34			高齢者コミュニティセンター	雲南市木次町新市3	○	○	50	▲	×	○
35			雲南市木次総合センター	雲南市木次町新市379	○	○	100	○	×	▲
36			雲南市立木次中学校	雲南市木次町新市421	○	○	810	○	○	▲
37			下熊谷交流センター	雲南市木次町下熊谷1096-1	○	○	120	▲	▲	○
38			チェリヴァホール	雲南市木次町里方55	○	○	120	○	▲	○
39		斐伊	斐伊交流センター	雲南市木次町里方912	○	○	170	▲	×	○
40			斐伊体育館	雲南市木次町里方917	○	○	240	○	×	○
41			雲南市立斐伊小学校	雲南市木次町里方1064	○	○	410	○	○	▲
42			雲南消防本部	雲南市木次町里方1100-6	○	○	140	○	○	○
43			道の駅 さくらの里きすき	雲南市木次町山方1134-31	○	○	67	○	○	▲
44			日登交流センター	雲南市木次町寺領526-3	○	○	230	▲	○	▲
45		日登	雲南市立寺領小学校	雲南市木次町寺領612	○	○	450	○	○	×

雲南市指定避難所・指定緊急避難場所一覧

令和8年4月1日現在

NO	町名	地区名	施設名称	所在地	指定 避難所	指定緊急 避難場所	収容可能 人数(人)	災害適用性		
								地震	水害	土砂災害
46		西日登	雲南市立西日登小学校	雲南市木次町西日登985	○	○	350	○	○	▲
47			西日登交流センター	雲南市木次町西日登990-1	○	○	120	○	×	○
48		温泉	木次町郷土文化保存伝習施設	雲南市木次町湯村344-2	○	○	60	○	○	▲
49			旧雲南市立温泉小学校	雲南市木次町平田506	○	○	250	○	▲	○
50			温泉交流センター	雲南市木次町平田799-3	○	○	70	○	○	▲
51	三刀屋	三刀屋	三刀屋交流センター	雲南市三刀屋町 三刀屋144-1	○	○	160	○	×	○
52			雲南市立三刀屋中学校	雲南市三刀屋町 三刀屋394	○	○	500	○	▲	○
53			島根県立三刀屋高等学校	雲南市三刀屋町 三刀屋912-2	○	○	580	○	○	×
54		一宮	一宮交流センター	雲南市三刀屋町 給下764	○	○	80	▲	○	▲
55			雲南市立三刀屋小学校	雲南市三刀屋町 給下1007-1	○	○	250	○	○	×
56			雲南市三刀屋文化体育館 アスパル	雲南市三刀屋町 古城1-1	○	○	540	○	×	○
57		飯石	飯石交流センター	雲南市三刀屋町 多久和516-2	○	○	70	○	○	○
58			旧雲南市立飯石小学校	雲南市三刀屋町 多久和528	○	○	230	○	○	▲
59		中野	中野交流センター	雲南市三刀屋町 中野375-2	○	○	50	○	○	▲
60			旧雲南市立中野小学校	雲南市三刀屋町 中野380	○	○	150	○	○	▲
61		鍋山	鍋山交流センター	雲南市三刀屋町 乙加宮1208-1	○	○	70	○	×	▲
62			雲南市立鍋山小学校	雲南市三刀屋町 乙加宮1231	○	○	230	○	▲	▲
63		吉田	吉田	雲南市立吉田小学校	雲南市吉田町吉田1060-1	○	○	210	○	▲
64	吉田交流センター			雲南市吉田町吉田1061-1	○	○	90	○	▲	▲
65	吉田勤労者体育センター			雲南市吉田町吉田1061-2	○	○	350	○	▲	▲
66	雲南市吉田総合センター			雲南市吉田町吉田1066	○	○	150	○	▲	▲
67	雲南市吉田健康福祉センター			雲南市吉田町吉田1066	○	○	180	○	×	▲
68	雲南市立吉田中学校			雲南市吉田町吉田1080-4	○	○	580	○	▲	▲
69	民谷		民谷集落センター	雲南市吉田町民谷918	○	○	40	○	○	○
70	田井		田井交流センター	雲南市吉田町深野61-4	○	○	110	○	×	○
71			雲南市立田井小学校	雲南市吉田町深野90-1	○	○	360	○	○	×
72			国民宿舎 清嵐荘	雲南市吉田町川手161-4	○	○	140	○	○	▲
73	掛合	掛合	掛合まめなかセンター	雲南市掛合町掛合821-1	○	○	130	▲	×	▲
74			道の駅交流の館	雲南市掛合町掛合1788-4	○	○	70	○	×	▲
75			雲南市立掛合中学校	雲南市掛合町掛合2136-1	○	○	550	○	▲	○
76			掛合交流センター	雲南市掛合町掛合2151-1	○	○	130	○	×	○
77			雲南市立掛合小学校	雲南市掛合町掛合2237-1	○	○	550	○	○	×
78		多根	島根イーグル（株）	雲南市掛合町多根212-3	○	○	400	○	×	▲
79		松笠	多根交流センター	雲南市掛合町多根418-1	○	○	60	○	×	▲
80			いこいの館	雲南市掛合町松笠748-4	○	○	30	○	▲	○
81		波多	松笠交流センター	雲南市掛合町松笠748-18	○	○	60	○	×	○
82			波多交流センター	雲南市掛合町波多459-1	○	○	200	○	○	▲
83		入間	入間交流センター	雲南市掛合町入間498-5	○	○	90	○	×	▲
84			穴見集会所	雲南市掛合町穴見299-1	○	○	40	▲	○	○
収容可能人数計							33, 339	／	／	／

※ 災害適用性は、○：適用性あり ▲：開設時安全性要確認 ×：適用性なし

※ 指定避難所は指定緊急避難場所を兼ねています。

○雲南市指定福祉避難所一覧

令和8年4月1日現在

NO	町名	地区名	施設名称	所在地	災害適用性		
					地震	水害	土砂災害
1	大東	大東	大東町地域福祉センター	雲南市大東町大東1038	○	▲	○
2			デイサービスほっと	雲南市大東町新庄283-1	○	○	○
3			デイサービス新庄	雲南市大東町新庄286-1	○	○	○
4			デイサービスゆけむりの里	雲南市大東町新庄286-9	○	○	○
5		春殖	小規模多機能ホーム雲水屋	雲南市大東町養賀772-1	○	×	○
6			グループホーム雲水屋	雲南市大東町養賀772-1	○	×	○
7		幡屋	幡屋あおぞら	雲南市大東町仁和寺935-1	▲	×	○
8		阿用	グループホーム とぎしの家	雲南市大東町東阿用83-1	▲	×	○
9			老人デイサービスセンターあおぞらの家	雲南市大東町東阿用83-1	▲	×	○
10		海潮	特別養護老人ホーム 簾の上園	雲南市大東町中湯石88	○	○	○
11	加茂	加茂	特別養護老人ホーム 笑寿苑	雲南市加茂町加茂中915	○	×	○
12			養護老人ホーム 宇寿荘	雲南市加茂町加茂中928	○	▲	○
13			グループホーム 加茂の郷	雲南市加茂町南加茂706-4	○	○	○
14	木次	斐伊	介護老人保健施設 ケアセンターきすき	雲南市木次町山方1111	○	○	▲
15			特別養護老人ホーム さくら苑	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
16			特別養護老人ホーム さくら苑 さくらんぼの家	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
17			木次町デイサービスセンター	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
18		三刀屋	小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	雲南市木次町東日登345-1	○	○	▲
19			特別養護老人ホーム 梅里苑	雲南市三刀屋町三刀屋1326-8	▲	○	×
20			平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	○	○	×
21			三刀屋健康福祉センター	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	○	×	▲
22		一宮	生活介護事業所 にじいろ	雲南市三刀屋町古城47-1	○	×	×
23		鍋山	特別養護老人ホーム みとやの郷	雲南市三刀屋町乙加宮3400-2	○	○	○
24	吉田	吉田	とちのみ	雲南市吉田町吉田1043-8	○	×	▲
25		田井	ケアポートよしだ	雲南市吉田町深野84-6	○	×	▲
26	掛合	掛合	特別養護老人ホーム えがおの里	雲南市掛合町掛合853-1	○	○	▲
27			掛合高齢者生活福祉センター	雲南市掛合町掛合1310	○	○	▲
28		入間	入間コミュニティセンター	雲南市掛合町入間482-3	○	○	▲

※ 災害適用性は、○：適用性あり ▲：開設時安全性要確認 ×：適用性なし

雲南市内要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／厚労省に係わる施設

※市内の施設で危険区域が発生している該当施設のみ。土砂災害・浸水区域内施設。施設敷地内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）、浸水想定区域がある場合「区域内」としている。

事業者名	施設種別	事業所名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	浸水想定区域（浸水深）	河川名	避難確保計画の作成	計画に基づく訓練実施	施設連絡先	所在地
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者・障がい者	通所介護事業所 おおぎ	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	43-9125	大東町大東1038
株式会社さくら長寿会	介護・高齢者	シニアコートなごみ大東	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	47-7370	大東町飯田92-1
株式会社如水舎	介護・高齢者	グループホーム 雲水屋	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	43-8880	大東町養賀772-1
株式会社如水舎	介護・高齢者	小規模多機能ホーム 雲水屋	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	43-8880	大東町養賀772-1
社会福祉法人あおぞら福祉会	介護・高齢者	老人デイサービスセンター あおぞらの家	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	43-6555	大東町東阿用83-1
社会福祉法人あおぞら福祉会	介護・高齢者	老人グループホーム とぎしの家	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	43-6555	大東町東阿用83-1
社会福祉法人あおぞら福祉会	介護・高齢者	カルチャーセンター あおぞら	区域内	区域内	—	—	○	○	43-8280	大東町下阿用489
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所 大東ゆりさわ	区域内	—	—	—	○	○	43-8335	大東町中湯石82
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	大東ゆりさわ	区域内	—	—	—	○	○	43-8335	大東町中湯石82
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	短期入所生活介護 笑寿苑	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	49-9500	加茂町加茂中915
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム 笑寿苑	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	49-9500	加茂町加茂中915
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	デイサービスセンター 愛あいの家	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	休止中	加茂町加茂中928
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	デイサービスセンター ほほえみ	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	休止中	加茂町加茂中928
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	介護老人ホーム 宇寿荘（外部サービス利用型特定施設 宇寿邸）	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	49-7228	加茂町加茂中928
社会福祉法人かも福祉会	介護・高齢者	加茂デイサービスセンター	—	—	区域内（2.0m～3.0m未満）	赤川	○	○	49-6555	加茂町宇治328
医療法人同仁会	介護・高齢者	老人保健施設 ケアセンターきすき	区域内	—	—	—	○	○	42-3660	木次町山方1111
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	木次町デイサービスセンター	区域内	—	—	—	○	○	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	短期入所施設 特別養護老人ホーム さくら苑	区域内	—	—	—	○	○	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	短期入所施設 特別養護老人ホーム さくら苑 さくらんぼの家	区域内	—	—	—	○	○	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム さくら苑 さくらんぼの家	区域内	—	—	—	○	○	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム さくら苑	区域内	—	—	—	○	○	42-4165	木次町東日登345-1
社会福祉法人きすき福祉会	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所 桜花	区域内	—	—	—	○	○	休止中	木次町東日登355-9
サンキ・ウエルビー株式会社	介護・高齢者	サンキ・ウエルビー 小規模多機能センター雲南	—	—	区域内（3.0m～5.0m未満）	三刀屋川	○	○	45-3535	三刀屋町三刀屋4-7
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者・障がい者	デイサービスセンター みとや	区域内	—	区域内（2.0m～3.0m未満）	三刀屋川	○	○	45-9898	三刀屋町三刀屋1212-3
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	デイサービスセンター 陽だまりの家	区域内	—	区域内（2.0m～3.0m未満）	三刀屋川	○	○	45-5023	三刀屋町三刀屋1212-3
医療法人陶朋会	介護・高齢者	老人保健施設 平成苑	区域内	区域内	—	—	○	○	45-5110	三刀屋町三刀屋1294-1
社会福祉法人有隣会	介護・高齢者	梅里苑短期入所生活介護事業所	区域内	区域内	—	—	○	○	45-3737	三刀屋町三刀屋1326-8
社会福祉法人有隣会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム 梅里苑	区域内	区域内	—	—	○	○	45-3737	三刀屋町三刀屋1326-8
株式会社 ヒカリエ	介護・高齢者	ウェルライフ三刀屋	—	—	区域内（2.0m～3.0m未満）	三刀屋川	○	○	45-5406	三刀屋町下熊谷1675-2
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	デイサービス・だんだん	区域内	—	—	—	○	○	45-0101	三刀屋町伊堂40-6
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	グループホーム雲南・ゆりさわ	区域内	—	—	—	○	○	45-0100	三刀屋町伊堂40-6
株式会社アミーゴ島根	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ	区域内	—	—	—	○	○	45-0335	三刀屋町伊堂40-8
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者・障がい者	とちのみ	区域内	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	○	○	74-9811	吉田町吉田1043-8
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者・障がい者	ケアポートよしだ	区域内	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	○	○	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者・障がい者	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	区域内	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	○	○	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人よしだ福祉会	介護・高齢者	さくらんぼ	区域内	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	○	○	75-0346	吉田町深野84-6
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者・障がい者	好老センター通所介護事業所	区域内	—	—	—	○	○	62-0727	掛合町掛合1310
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	えがの里短期入所生活介護事業所	区域内	—	—	—	○	○	62-1811	掛合町掛合853-1
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	特別養護老人ホーム えがの里	区域内	—	—	—	○	○	62-1811	掛合町掛合853-1
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	介護・高齢者	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	区域内	—	—	—	○	○	62-1061	掛合町入間482-3
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	大東事業所ほたるハウス	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	43-6908	大東町大東1038
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	地域活動支援センター大東事業所ほたるハウス	—	—	区域内（0.5m未満）	県管理その他河川	—	—	43-6908	大東町大東1038
社会福祉法人あおぞら福祉会	障がい者福祉	風車の舎	区域内	—	—	—	○	○	43-5157	大東町大東1319-14
社会福祉法人あおぞら福祉会	障がい者福祉	生活介護事業所野の花	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	県管理その他河川	—	—	43-9555	大東町仁和寺935-1
社会福祉法人あおぞら福祉会	障がい者福祉	尺の内農園	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	県管理その他河川	○	○	43-5550	大東町仁和寺937-1
一般社団法人みかた麹社	障がい者福祉	みかたっこ	—	—	区域内（0.5m～1.0m未満）	県管理その他河川	—	—	090-9353-7226	大東町飯田112-17
社会福祉法人かも福祉会	障がい者福祉	かも社会就労センター	区域内	—	区域内（0.5m未満）	赤川	○	○	49-8125	加茂町宇治253-1
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	児童発達支援事業所さくら教室	—	—	区域内（1.0m～2.0m未満）	赤川	○	○	49-9797	加茂町三代691-1

雲南市内要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／厚労省に係わる施設

※市内の施設で危険区域が発生している該当施設のみ。土砂災害・浸水区域内施設。施設敷地内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）、浸水想定区域がある場合「区域内」としている。

事業者名	施設種別	事業所名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	浸水想定区域 (浸水深)	河川名	避難確保計画の作成	計画に基づく訓練実施	施設連絡先	所在地
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	木次事業所さくらんぼ	－	－	区域内 (0.5m～1.0m未満)	斐伊川	○	○	42-3888	木次町新市3
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	地域活動支援センター木次事業所さくらんぼ	－	－	区域内 (0.5m～1.0m未満)	斐伊川	○	○	42-3888	木次町新市3
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	はるひハイツ	－	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	45-0020	木次町下熊谷1259-1
合名会社ローズマリー	障がい者福祉	ローズマリー	－	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	久野川	○	○	47-7366	木次町里方30-2
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	ほつとらいふ雲南	区域内	－	－	－	○	○	42-1635	木次町東日登351-5
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	さすきの里	区域内	－	－	－	○	○	42-1635	木次町東日登351-5
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	さすきひまわりの家	区域内	－	－	－	－	－	42-2335	木次町東日登356-16
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	さすきたんぼの家	区域内	－	－	－	－	－	42-2335	木次町東日登356-3
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	障がい者福祉	ひなたぼっこさすき	区域内	－	－	－	－	－	42-1635	木次町東日登356-4
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	こじょうハイツ	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-0020	三刀屋町古城42-2
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	多機能型事業所しゃぼん玉工房	区域内	－	区域内 (2.0m～3.0m未満)	県管理その他河川	○	○	45-2819	三刀屋町古城45-6
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	レインボーハイツ	区域内	－	区域内 (2.0m～3.0m未満)	県管理その他河川	○	○	45-0020	三刀屋町古城45-6
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	地域活動支援センターパレット	区域内	－	区域内 (2.0m～3.0m未満)	県管理その他河川	○	○	45-0020	三刀屋町古城45-6
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	生活介護事業所にじろ	区域内	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	県管理その他河川	○	○	47-7255	三刀屋町古城47-1
社会福祉法人雲南広域福祉会	障がい者福祉	いいしハイツ	－	－	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	－	－	45-0020	三刀屋町多久和1159
労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団	障がい者福祉	放課後等デイサービス みらい雲南	－	－	区域内 (2.0m～3.0m未満)	三刀屋川	－	－	47-8000	三刀屋町古城43-5
特定非営利活動法人ふれんど	障がい者福祉	掛合吉田事業所せせらぎの家	区域内	－	－	－	○	○	62-1828	掛合町掛合821
社会福祉法人仁寿会	障がい者福祉	ヴィラかすみ	区域内	－	区域内 (2.0m～3.0m未満)	県管理その他河川	○	○	62-0863	掛合町多根490
社会福祉法人仁寿会	障がい者福祉	就労継続支援事業所山光園	区域内	－	－	－	○	○	62-1500	掛合町松笠2154-1
社会福祉法人仁寿会	障がい者福祉	グループホーム山楽園	区域内	－	－	－	○	○	62-1500	掛合町松笠2154-1
社会福祉法人仁寿会	障がい者福祉	障害者支援施設 山楽園	区域内	－	－	－	○	○	62-1500	掛合町松笠2154-1
雲南市	病院	雲南市立病院	区域内	その他一部が該当	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	○	○	47-7500	大東町飯田96-1
医療法人コスモ会	病院	奥出雲コスモ病院	区域内	－	－	－	○	○	42-3950	木次町里方1275-2
医療法人陶朋会	病院	平成記念病院	区域内	区域内	－	－	○	○	45-5111	三刀屋町三刀屋1294-1
晴木医院	診療所	晴木医院	－	－	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	－	－	43-2035	大東町大東1868
横山内科医院	診療所	横山内科医院	－	－	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	－	－	43-8010	大東町南村276-1
横山医院下久野診療所	診療所	横山医院下久野診療所	区域内	－	－	－	－	－	42-0123	大東町下久野285
永瀬医院	診療所	永瀬医院	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	赤川	○	○	49-7002	加茂町加茂中1323-1
医療法人 本永瀬医院	診療所	本永瀬医院	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	赤川	－	－	49-7028	加茂町加茂中1348-1
かものほし在宅クリニック	診療所	かものほし在宅クリニック	区域内	－	区域内 (5.0m以上)	赤川	○	－	47-8066	加茂町宇治796-7
医療法人 川本医院	診療所	川本医院	－	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-0205	木次町木次15
医療法人 木村医院	診療所	木村医院	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	斐伊川	－	－	42-0043	木次町木次274
辰村医院	診療所	辰村医院	－	－	区域内 (5.0m以上)	斐伊川	○	○	42-0402	木次町木次185
医療法人 山根医院	診療所	山根医院	－	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	－	42-1116	木次町木次440
医療法人UMS	診療所	雲南うめき整形外科	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	斐伊川・三刀屋川	○	－	47-7784	木次町下熊谷1543-1
医療法人社団 田部医院	診療所	田部医院	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	三刀屋川	－	－	45-2016	三刀屋町三刀屋321
和田医院	診療所	和田医院	－	－	区域内 (0.5m未満)	三刀屋川	－	－	45-2220	三刀屋町三刀屋974-2
うんなん眼科	診療所	うんなん眼科	－	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	斐伊川・三刀屋川	○	○	45-5535	三刀屋町下熊谷1625-1
医療法人 むらた耳鼻咽喉科	診療所	むらた耳鼻咽喉科	－	－	区域内 (1.0m～2.0m未満)	三刀屋川	－	－	45-3387	三刀屋町三刀屋1212-54
医療法人 渡部診療所	診療所	渡部診療所	区域内	－	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	○	○	74-0251	吉田町吉田2709-18
雲南市	診療所	雲南市立病院附属掛合診療所	区域内	－	－	－	－	－	62-0135	掛合町掛合1312
須山助産院	助産所	須山助産院	－	－	区域内 (0.5m未満)	県管理その他河川	－	－	43-3003	大東町飯田121-6
NALU助産院	助産所	NALU助産院	区域内	－	区域内 (3.0m～5.0m未満)	赤川	－	－	090-9312-6057	加茂町大西608-2

「△」は作成済みだが市への報告がないもの

雲南市内要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・所在地・連絡先）／文科省に係わる施設

※市内の施設で危険区域が発生している該当施設のみ。土砂災害・浸水区域内施設。施設敷地内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）、浸水想定区域がある場合「区域内」としている。

区分		名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	浸水想定区域 (浸水ランク)	河川名	避難確保 計画作成	避難 訓練	施設連絡先	住所
公立	中学校	大東中学校	区域内	区域内	—	—	○	○	43-2107	雲南市大東町養賀967
公立	小学校	西小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	43-2801	雲南市大東町仁和寺2435-11
公立	小学校	佐世小学校	—	—	区域内(0.5m未満)	泉管理その他河川	○	○	43-2816	雲南市大東町上佐世1394-1
公立	小学校	海潮小学校	区域内	—	—	—	○	○	43-2269	雲南市大東町南村268
公立	中学校	加茂中学校	—	—	区域内(0.5m未満)	赤川	○	○	49-7103	雲南市加茂町神原1262
公立	小学校	加茂小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	49-7038	雲南市加茂町加茂中1031
公立	中学校	木次中学校	区域内	区域内	—	—	○	○	42-1411	雲南市木次町新市421
公立	小学校	木次小学校	—	—	区域内(1.0m～3.0m未満)	久野川	○	○	42-1113	雲南市木次町木次1001-1
公立	小学校	斐伊小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	42-0348	雲南市木次町里方1064
公立	小学校	寺領小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	42-0529	雲南市木次町寺領612
公立	小学校	西日登小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	42-0740	雲南市木次町西日登985
公立	中学校	三刀屋中学校	区域内	—	区域内(1.0m～3.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-2421	雲南市三刀屋町三刀屋394
公立	小学校	三刀屋小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	45-2324	雲南市三刀屋町給下1007-1
公立	小学校	磯山小学校	区域内	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	45-2824	雲南市三刀屋町乙加富1231
公立	中学校	吉田中学校	区域内	—	区域内(1.0m～3.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	74-0140	雲南市吉田町吉田1080-4
公立	小学校	吉田小学校	区域内	区域内	区域内(0.5m未満)	泉管理その他河川	○	○	74-0017	雲南市吉田町吉田1060-1
公立	小学校	田井小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	75-0009	雲南市吉田町深野90-1
公立	中学校	掛合中学校	—	—	区域内(1.0m～3.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	62-0059	雲南市掛合町掛合2136-1
公立	小学校	掛合小学校	区域内	区域内	—	—	○	○	62-9800	雲南市掛合町掛合2237-1
県立	高等学校	大東高校	区域内	—	—	—	○	○	43-2511	雲南市大東町大東637
県立	高等学校	三刀屋高校	区域内	区域内	—	—	○	○	45-2721	雲南市三刀屋町三刀屋912-2
県立	高等学校	掛合分校	区域内	区域内	—	—	○	○	62-0084	雲南市掛合町掛合3601
県立	特別支援学校	出雲養護学校雲南分教室	区域内	—	区域内(1.0m～3.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-0388	雲南市三刀屋町三刀屋1212-32
私立	保育園	あおぞら保育園	区域内	—	—	—	○	○	43-3129	大東町下阿用691-2
私立	保育園	あおぞら保育園(分園)(休園中)	—	—	区域内(0.5m未満)	泉管理その他河川	○	○	43-8020	大東町下阿用208-1
公立	こども園	海潮こども園	—	—	区域内(0.5m未満)	泉管理その他河川	○	○	43-2298	大東町南村196
公立	こども園	西こども園	区域内	—	—	—	○	○	43-6005	大東町仁和寺2435-11
公立	児童クラブ	学童クラブキリカ	区域内	—	—	—	○	○	43-3129	大東町下阿用684-7
公立	児童クラブ	しお児童クラブ	—	—	区域内(0.5m～1.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	43-3400	大東町南村275
公立	支援センター	大東子育て支援センター	区域内	—	—	—	○	○	43-9500	大東町下阿用691-2
公立	病児・病後児保育室	だいたく病児・病後児保育室「つくし」	—	—	区域内(0.5m～1.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	43-8815	大東町下阿用4-6
公立	こども園	加茂こども園	区域内	区域内	区域内(0.5m未満)	赤川	○	○	49-6760	加茂町宇治238
私立	保育園	たちばら保育園	—	—	区域内(2.0m～3.0m未満)	赤川	○	○	49-8122	加茂町立原438-1
私立	保育園	みなみかも保育園	—	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	赤川	○	○	47-7261	加茂町南加茂39-2
公立	児童クラブ	加茂第1児童クラブ	区域内	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	赤川	○	○	49-7751/49-7255	加茂町加茂中1040-1
公立	児童クラブ	加茂第2児童クラブ	区域内	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	赤川	○	○	49-7751/49-7255	加茂町加茂中1040-1
公立	支援センター	加茂子育て支援センター	—	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	赤川	○	○	49-8355	加茂町加茂中1001-4
公立	病児・病後児保育室	加茂こども園病後児保育室	区域内	区域内	区域内(0.5m未満)	赤川	○	○	49-6760	加茂町宇治238(加茂こども園内)
公立	こども園	木次こども園	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-2173/42-2341	木次町新市53
公立	こども園	斐伊こども園	区域内	—	—	—	○	○	42-2130	木次町里方1064
私立	保育園	四ツ葉学園保育所	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-0616	木次町里方869-5
公立	保育園	斐伊保育所	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-1008	木次町里方915-1
公立	児童クラブ	斐伊児童クラブ	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-5050	木次町里方928-1
公立	児童クラブ	きすき児童クラブ	—	—	区域内(0.5m～1.0m未満)	久野川	○	○	42-1036	木次町木次1012-1(勤労青少年ホーム内)
公立	児童クラブ	寺領児童クラブ	区域内	区域内	—	—	○	○	42-1188	木次町寺領612(日登交流センター内)
公立	支援センター	木次子育て支援センター	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	斐伊川	○	○	42-2030	木次町里方924-1
公立	保育園	三刀屋保育所	区域内	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-2651	三刀屋町三刀屋1188-1
公立	こども園	三刀屋こども園	区域内	—	区域内(0.5m～1.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-2168	三刀屋町給下750-2
公立	児童クラブ	三刀屋放課後児童クラブ	—	—	区域内(3.0m～5.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-5010	三刀屋町古城1-1
公立	支援センター	三刀屋子育て支援センター	—	—	区域内(2.0m～3.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-9501	三刀屋町三刀屋1212-3
公立	病児・病後児保育室	みとく病後児保育室「たんぽぽ」	—	—	区域内(2.0m～3.0m未満)	三刀屋川	○	○	45-5001	三刀屋町三刀屋1212-3
公立	こども園	田井保育所	区域内	区域内	区域内(1.0m～2.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	75-0201	吉田町深野244-4
公立	こども園	掛合保育所	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	62-9900	掛合町掛合2149-2
公立	児童クラブ	かけや児童クラブ	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	62-0189	掛合町掛合2151-1(掛合交流センター内)
公立	支援センター	掛合子育て支援センター	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	62-9900	掛合町掛合2149-2(掛合保育所内)
公立	病児・病後児保育室	掛合保育所病後児保育室	—	—	区域内(1.0m～2.0m未満)	泉管理その他河川	○	○	62-9900	掛合町掛合2149-2(掛合保育所内)

○避難路（避難経路）

令和8年4月1日時点

種別	路線名			
国 道	国道 54 号	国道 314 号	松江自動車道	
主要地方道	松江木次線 玉湯吾妻山線 出雲三刀屋線	掛合上阿井線 湖陵掛合線	川本波多線 安来木次線	出雲奥出雲線 大東東出雲線
一般県道	木次横田線 出雲大東線 掛合大東線 三刀屋佐田線 木次直江停車場線	加茂中停車場線 木次停車場線 下久野停車場線 海潮穴道線 上久野大東線	吉田奥出雲線 稗原木次線 吉田三刀屋線 吉田頓原線 宮内掛合線	佐田八神線 三刀屋木次インター線 吉田掛合インター線
市 道	1 級、2 級、その他			
農 道	大仁農道 飯石広域農道 山田遠所農道 岡村農道 薦沢農道 上久野農道 八所農道 福谷農道 大廻農道 引那岐農道 芹谷農道 幡屋農道 奥田農道 三田谷 2 号農道 池谷農道 岡の前農道 宇治西農道 池谷 2 号農道 立原農道 ナビス農道 長畑農道 砂子原農道 山尾谷農道 杉の谷農道 中狭農道 高畔農道 堀越滝谷農道 斐伊農道 里方山手農道 坂水越農道 大の谷農道 唐立農道 ジベガ原 1 号農道 北側農道 槻の屋農道	引野農道 ジベガ原農道 金迫小木迫農道 門小木農道 本谷農道 室山農道 五斗蒔農道 宇谷・大原農道 金谷農道 三つ暮農道 西の奥農道 和の郷農道 上槻農道 下槻農道 宇谷・大原第 2 農道 深谷農道 下熊谷 1 号農道 三坂農道 市場大蔵農道 後谷上側農道 樋の谷農道 堂々農道 尾崎下 1 号農道 尾崎下 2 号農道 六神農道 鳥楨農道 坂本森谷農道 熊萱農道 矢通軍谷農道 栗谷谷農道 里坊三坂農道 蛇の原野地農道 萱野根波農道 深谷農道 梅木中農道	糸原農道 向谷曾木農道 向原農道 御茶屋原農道 中屋農道 中民谷農道 曾木神社農道 落合新屋農道 堂迫農道 中崎屋農道 向芦谷農道 道の下農道 野田中農道 檜谷農道 金井谷農道 川向農道 矢の谷農道 樋の口農道 菅谷神社農道 大志戸農道 奥志谷農道 小山堂農道 弘法屋農道 つづら谷農道 内江農道 今山農道 屋内迫農道 垣内奥農道 ムカ谷農道 前垣内農道 中の原農道 屋敷農道 中屋敷農道 中元屋農道 上平田農道	紺屋農道 大平屋農道 後山農道 海尻農道 土井奥農道 小木中農道 青木屋農道 川尻 1 号農道 梅木 1 号農道 明山 1 号農道 明山 2 号農道 深野 1 号農道 大宝 1 号農道 芦谷 1 号農道 芦谷 2 号農道 芦谷 3 号農道 梅木 2 号農道 土井 1 号農道 梅木 3 号農道 梅木 4 号農道 梅木 5 号農道 梅木 6 号農道 梅木 7 号農道 梅木 8 号農道 仁井屋農道 中屋小向原農道 宇山下農道 上山農道 寺谷農道 飯石穴見支線農道 吉野柄栗農道 刀根農道 長迫農道 保関谷農道 朝原農道
林 道	八所線 カヘノ谷線 八雲山線 吉床線 八十線 森谷線 滝谷線 田中線 須谷線 山尾谷線	府谷線 蓮花寺線 沢池線 高木森木線 下久野線 段畑線 熊谷線 奥側線 扇ヶ谷線	作石線 檜ノ木畑線 堂迫線 大志戸線 上山線 オコナデ線 小木線 民谷線 藤谷線	中垣内線 杉戸線 家の奥線 矢の谷線 矢の谷支線 大志戸支線 深野菅谷線 猪ノ奥線 民谷つづら畑線

○仮設住宅建設候補地

施設名等	地名・地番	敷地面積 (㎡)	想定 建設戸数 (戸)	想定 利用者数 (人)
大東公園(野球場・多目的広場)	雲南市大東町下阿用318-1外	15,700	82	246
丸子山公園多目的広場	雲南市大東町大東1294-2外	5,400	28	84
加茂文化ホールラメール(駐車場、広場)	雲南市加茂町宇治303	9,400	49	147
加茂中央公園(多目的広場、野球場)	雲南市加茂町宇治220及び神原1231-1外	20,900	110	445
木次町民球場	雲南市木次町新市418外	10,100	53	159
木次健康の森(多目的広場)	雲南市木次町西日登417-2外	10,300	54	162
旧温泉小学校グラウンド	雲南市木次町平田506外	3,000	15	45
明石緑ヶ丘公園(野球場・山村広場)	雲南市三刀屋町坂本856-4外	28,500	150	450
旧飯石小学校グラウンド	雲南市三刀屋町多久和528外	5,900	31	93
旧中野小学校グラウンド	雲南市三刀屋町中野375-2	5,100	26	78
掛合運動公園(野球場)	雲南市掛合町掛合4410-3外	12,700	66	198
旧ふるさと活性化センター(旧掛合小)グラウンド	雲南市掛合町掛合2280-1	3,000	15	45
旧松笠小学校グラウンド	雲南市掛合町松笠735-4外	1,300	6	18
旧波多小学校グラウンド	雲南市掛合町波多453	1,800	9	27
合 計		133,100	694	2,197

○敷地面積:有効敷地面積として平地部の図上計測による

○想定建設戸数:約190平米当り1戸

(R3年1月 島根県建築住宅施策推進協議会 作成の応急仮設住宅団地建設工事 配置図(加茂中央公園(多目的広場))による)

○想定利用者数

・加茂中央公園以外: 想定建設戸数の5割1DK×1.5人、3割2DK×3.5人、2割3K×6人

(R2年度国勢調査 雲南市の世帯構成割合による)

・加茂中央公園: 想定建設戸数の1割1DK×1.5人、6割2DK×3.5人、3割3K×6人

(R3年1月 島根県建築住宅施策推進協議会 作成の応急仮設住宅団地建設工事 配置図(加茂中央公園(多目的広場))による)

○雲南市内の給食施設

(1)小中学校(幼稚園含む)

R8.5.1時点

施設名称	職員数 (人)	給食数 (食)	調理能力 (食)	所在地
大東学校給食センター	18	877	1,600	雲南市大東町養賀967
加茂学校給食センター	13	547	750	雲南市加茂町加茂中793-1
中央学校給食センター	26	1,503	2,200	雲南市木次町山方22-6
合 計	57	2,927	4,550	

(2)保育園(所)・こども園

R7.4.1

施設名称	職員数 (人)	提供数 (食)	調理能力 (食)	所在地
大東保育園(公立)	31	142	166	雲南市大東町大東1663
かもめ保育園(公立)	23	93	117	雲南市大東町飯田146-8
加茂こども園(公立)	39	118	147	雲南市加茂町宇治238
木次こども園(公立)	29	73	89	雲南市木次町新市53
斐伊保育所(公立)	15	46	65	雲南市木次町里方915-1
三刀屋保育所(公立)	25	111	145	雲南市三刀屋町三刀屋1188-1
吉田保育所(公立)休所	-	-	-	雲南市吉田町吉田2664
田井保育所(公立)	7	13	37	雲南市吉田町深野244-4
掛合保育所(公立)	25	70	95	雲南市掛合町掛合2149-2
あおぞら保育園(私立)	29	89	109	雲南市大東町下阿用691-2
たちばら保育園(私立)	23	40	53	雲南市加茂町立原438
四ツ葉学園保育所(私立)	26	111	116	雲南市木次町里方871-1
みなみかも保育園(私立)	21	79	81	雲南市加茂町南加茂39-2
合 計	293	985	1,220	

雲南市防災備蓄品一覧

品目分類	品 目 名	R8.4.1現在 備蓄数量	単位
食料	アルファ化米（ドライカレー）	650	食
食料	アルファ化米（ひじきご飯）	150	食
食料	アルファ化米（わかめご飯）	618	食
食料	アルファ化米（五目ご飯）	1,038	食
食料	アルファ化米（山菜おこわ）	782	食
食料	アルファ化米（梅がゆ）	676	食
食料	アルファ化米（白飯）	650	食
食料	アルファ化米（舞茸と根菜のおこわ）	200	食
食料	アルファ化米（野菜ピラフ）	582	食
食料	ビスコ	1,680	袋
食料	液体ミルク	144	本
食料	玄米スープセット（ミネストローネ）	40	食
食料	玄米スープセット（野菜カレースープ）	40	食
食料	鮭かゆ	200	食
食料	北海道産ほたて貝柱のおかゆ	120	食
飲料水	保存水（2L）	807	本
飲料水	保存水（500mL）	2,611	本
生活必需品	USBハブ	3	台
生活必需品	アルコール消毒液	355	L
生活必需品	アルミレジャーマット	1	枚
生活必需品	エアベッド	50	台
生活必需品	インフレーターマット	20	台
生活必需品	おしりふき	240	枚
生活必需品	カセットガス	288	本
生活必需品	カセットコンロ	8	台
生活必需品	ガソリン携行缶	8	個
生活必需品	キッチンタオル	2,400	枚
生活必需品	スプーン	1,300	本
生活必需品	トイレットペーパー	4,000	ロール
生活必需品	トイレ用テント	8	基
生活必需品	はし	50	膳
生活必需品	ハンドソープ	23	本
生活必需品	ビニールエプロン	390	着
生活必需品	ビニール袋	450	枚
生活必需品	ビブス	35	枚
生活必需品	フェイスシールド	534	枚
生活必需品	ブルーシート（10×10m）	6	枚
生活必需品	ブルーシート（3.6×5.4m）	1,157	枚
生活必需品	ブルーシート（5.4×7.2m）	9	枚
生活必需品	ペーパータオル	565	パック

品目分類	品 目 名	R8.4.1現在 備蓄数量	単位
生活必需品	ポリタンク（18ℓ）	316	個
生活必需品	ポリタンク（20ℓ）	112	個
生活必需品	ポリ袋（90ℓ）	50	袋
生活必需品	ほ乳ボトル（プラスチック製）	32	本
生活必需品	ほ乳ボトル（使い捨て）	160	本
生活必需品	ロート	6	個
生活必需品	飲料水袋（3L）	200	袋
生活必需品	飲料水袋（6L）	5,255	袋
生活必需品	汚物保管袋	194	袋
生活必需品	簡易トイレ（84 防災トイレ）	122	台
生活必需品	簡易トイレ（プラダントイレ）	25	台
生活必需品	簡易トイレ（ポータブルトイレ）	10	台
生活必需品	簡易トイレ（段ボールトイレ）	141	台
生活必需品	救急箱	15	箱
生活必需品	給水タンク（0.3t）	2	個
生活必需品	給水タンク（0.5t）	15	個
生活必需品	給水タンク（0.6t）	1	個
生活必需品	給水タンク（1.0t）	5	個
生活必需品	凝固剤	990	個
生活必需品	軽油用ポリタンク（20ℓ）	2	個
生活必需品	災害用トイレ処理セット	1,365	枚
生活必需品	使い捨て手袋	47,622	枚
生活必需品	紙おむつ（子供用）	2,590	枚
生活必需品	紙おむつ（大人用）	500	枚
生活必需品	紙コップ	910	個
生活必需品	自動ラップ式トイレ	13	基
生活必需品	自動ラップ式トイレ DCケーブル	4	個
生活必需品	自動ラップ式トイレ バッテリー	4	個
生活必需品	自動ラップ式トイレ 消耗品	37	箱
生活必需品	自動ラップ式トイレ 専用フレーム	6	台
生活必需品	手指消毒ジェル	27	個
生活必需品	手指消毒用ボトル	24	本
生活必需品	除菌ウェットタオル	121	パック
生活必需品	除菌シート	22	個
生活必需品	炊き出しステーション	1	台
生活必需品	生理用品	4,060	枚
生活必需品	折りたたみベッド	270	台
生活必需品	送風機	15	台
生活必需品	体温計（接触型）	141	個
生活必需品	体温計（非接触型）	79	個

品目分類	品 目 名	R8.4.1現在 備蓄数量	単位
生活必需品	段ボールベッド	32	台
生活必需品	段ボール箱	45	箱
生活必需品	灯油用ポリタンク（20ℓ）	2	個
生活必需品	二酸化炭素濃度測定器	76	台
生活必需品	発電機（ガス式）	4	基
生活必需品	発電機（ガソリン式）	28	基
生活必需品	発泡PP組立ベッド	2	台
生活必需品	避難所セット	2	箱
生活必需品	避難所運営備品BOX1避難所（2ケ）	16	箱
生活必需品	避難所用ロールマット（20m巻）	18	枚
生活必需品	避難所用間仕切り（ファミリールーム）	312	基
生活必需品	避難所用間仕切り（プラスチックタイプ）	278	基
生活必需品	避難所用更衣室テント	30	基
生活必需品	避難所用持出品セット	10	箱
生活必需品	不織布マスク（大人用）	181,340	枚
生活必需品	防災セット	3	個
生活必需品	毛布	1,163	枚
生活必需品	養生テープ（イエロー）	40	個
生活必需品	養生テープ（グリーン）	150	個
生活必需品	養生テープ（レッド）	40	個
生活必需品	養生テープ（各種）	6	個
生活必需品	莫 座	5	枚
生活必需品	ごみ袋	500	枚
救助用資機材	PPロープ	9	巻
救助用資機材	テント	6	張
救助用資機材	雨合羽	24	着
救助用資機材	懐中電灯	80	個
救助用資機材	救命胴衣（ライフジャケット）	70	着
救助用資機材	軍手	2,432	双
救助用資機材	高圧洗浄機（HONDA）	1	台
救助用資機材	消石灰（20Kg）	52	袋
救助用資機材	大型テント	2	基
救助用資機材	大型テント 横幕	4	基
救助用資機材	担架	4	台
救助用資機材	投光器	17	台
水防資材器具	土のう製作器	1	台
水防資材器具	土のう袋	15,629	袋
水防資材器具	クリッパー	4	丁
水防資材器具	シノ	10	丁
水防資材器具	ジョレン	2	丁

品目分類	品 目 名	R8.4.1現在 備蓄数量	単位
水防資材器具	スコップ	77	本
水防資材器具	ツルハシ	2	丁
水防資材器具	ハンマー	2	丁
水防資材器具	ブルーシート	10	枚
水防資材器具	ヘルメット（水防用）	16	個
水防資材器具	ペンチ	6	丁
水防資材器具	ロープ	130	m
水防資材器具	一輪車	18	台
水防資材器具	掛矢	18	丁
水防資材器具	鋸（のこぎり）	4	丁
水防資材器具	空俵	1,155	枚
水防資材器具	鍬（くわ）	7	丁
水防資材器具	杭（丸太）	397	本
水防資材器具	杭（小）	30	本
水防資材器具	鋼杭	80	kg
水防資材器具	手箕（てみ）	22	枚
水防資材器具	蛸（たこ）	2	丁
水防資材器具	鉄線	150	kg
水防資材器具	縄	90	玉
水防資材器具	斧	4	丁

○島根県内製パン業者一覧

20kg/袋換算

地区	工場名	郵便番号	商号	電話番号	所在地	製造能力(袋)
松江市	PANTOGRAPH(パンタグラフ)	690-0846	(株)キッチンおかだ 代表取締役 島貫 宏次	0852-21-5290	松江市末次町23	4
	(株)YKマツヤ	690-0021	(株)YKマツヤ 松崎直彦	0852-24-2400	松江市矢田町250-20	40
	パンェブール	690-0881	(有)パンェブール 桑原裕紀	0852-26-5693	松江市石橋町421	6
安来市	(有)杉本パン店	692-0023	(有)杉本パン店 杉本太	0854-22-2415	安来市黒井田町429-20	2
	長谷川製パン(有) 長谷川照月堂	692-0411	長谷川製パン(有) 長谷川豊	0854-32-2547	安来市広瀬町菅原1050-7	6
	(有)瀬尻製パン店	692-0404	(有)瀬尻製パン店 瀬尻正人	0854-32-2539	安来市広瀬町広瀬1694	2.5
奥出雲町	(有)今津屋	699-1832	(有)今津屋 代表取締役 二岡君子	0854-52-2151	仁多郡奥出雲町横田1175-6	2.5
雲南市	パン工房 米風香	699-1221	株式会社 大東農産加工場 代表取締役 中西正義	0854-43-3849	雲南市大東町飯田41-12	3
出雲市	(有)木村家製パン	693-0033	(有)木村家製パン 勝部恵太	0853-22-0819	出雲市知井宮町882	4
	(有)なんぼうぱん	693-0033	(有)なんぼうぱん 石飛安夫	0853-21-0062	出雲市知井宮町1274-6	30
	(有)古川製パン店	691-0001	(有)古川製パン店 古川祐治	0853-62-2279	出雲市平田町2185-9	1
	かめや製パン店	691-0001	三島 悟	0853-62-3059	出雲市平田町1225-1	2
	八雲パン	699-0711	小村 清美	0853-53-3895	出雲市大社町杵築南1294	5
大田市	イオン大田店パン工場	694-0044	イオンリテール(株) 古澤 康之	0854-84-0148	大田市長久町土江97	2.5
	はとぼっぽ	694-0064	社会福祉法人 銀の鳩 岩根了達	0854-82-4688	大田市大田町大田イ674-16	1
邑南町	(有)広島屋	696-0103	(有)広島屋 坂根有二	0855-95-0070	邑智郡邑南町矢上4598	6
	愛香園四ツ葉ショップ	696-0102	社会福祉法人 邑智福祉振興会 辰田直久	0855-95-0111	邑智郡邑南町中野3594-21	1.5
	はあもにいはうす	696-0222	社会福祉法人 おおなん福祉会 山中康樹	0855-83-1944	邑智郡邑南町下田所334	2
浜田市	プチマタン	697-0121	社会福祉法人 いわみ福祉会 室崎富恵	0855-42-2820	浜田市金城町下米原1541-22	1
	ぱんの森	697-0026	富士産業(株) 笠柄一雄	0855-22-6368	浜田市田町90	3.5
	ホルン浜田店	697-0052	フジパンストアー(株) 川端 賢二	0855-23-7411	浜田市港町227-1	2
	コーヒーハウス	697-0006	橋本鐵工(株) 橋本立一	0855-28-1950	浜田市下府町181-2	1
江津市	ラ・グラン・モンテ	695-0024	(有)シャルム大坂屋 大坂 務	0855-53-2886	江津市二宮町神主ハ216-10	6
	本山ベーカリー	695-0017	本山 浩幸	0855-52-3205	江津市和木町603-20	1
	バリエクロアッサン 江津店	695-0016	フジパンストアー(株) 川端 賢二	0855-52-5520	江津市嘉久志町2306-30	1
	さくらんぼのお家	699-4111	特定非営利活動法人 さくらんぼのお家 飯田 香代子	0855-92-1171	江津市桜江町谷住郷1713-1	25
益田市	松月堂マリード	698-0005	久城 恵治	0856-22-0350	益田市本町1-57	4
隠岐の島町	木村屋給食パン工場	685-0005	島本 芳雄	08512-2-1862	隠岐郡隠岐の島町東郷惣倉37	9
	木村屋	685-0014	(有)木村屋 代表取締役 西尾文成	08512-2-0072	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二、12	3.5
	かなりやパン店	685-0027	長谷川 利之	08512-2-1517	隠岐郡隠岐の島町原田1416-3	1.5
	金井製菓製パン所	685-0011	金井 三重	08512-2-0620	隠岐郡隠岐の島町栄町811-21	2
西ノ島町	栄進堂	684-0303	西脇 広光	08514-6-0775	隠岐郡西ノ島町大字美田3051-2	2.5

○ 島根県内の主な病院施設

資料：島根県医療政策課 令和7年4月1日現在

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
松江	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	島根県松江市上乃木5丁目8番31号	0852-21-6131		6			328	334
	松江市立病院	島根県松江市乃白町32番地1	0852-60-8000	50		4		319	373
	総合病院松江生協病院	島根県松江市西津田8丁目8番8号	0852-23-1111				40	311	351
	東部島根医療福祉センター	島根県松江市東生馬町15-1	0852-36-8011				40	60	100
	松江青葉病院	島根県松江市上乃木5丁目1番8号	0852-21-3565	300					300
	松江記念病院	島根県松江市上乃木3丁目4番1号	0852-27-8111				55	61	116
	松江赤十字病院	島根県松江市母衣町200	0852-24-2111	45		2		552	599
	医療法人仁風会 八雲病院	島根県松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161					161
	鹿島病院	島根県松江市鹿島町名分243-1	0852-82-2627				117	60	177
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 玉造病院	島根県松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560					214	214
	医療法人同仁会 こなんホスピタル	島根県松江市宍道町白石129-1	0852-66-0712	147					147
	安来市立病院	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地	0854-32-2121				46	102	148
	安来第一病院	島根県安来市安来町899-1	0854-22-3411	161			60	138	359
	計 13病院			864	6	6	358	2,145	3,379
雲南	雲南市立病院	島根県雲南市大東町飯田96-1	0854-47-7500			4	78	199	281
	奥出雲コスモ病院	島根県雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100					100
	平成記念病院	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	0854-45-5111				55	60	115
	町立奥出雲病院	島根県仁多郡奥出雲町三成1622番地1	0854-54-1122				47	51	98
	飯南町立飯南病院	島根県飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221					48	48
	計 5病院			100		4	180	358	642

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
出雲	出雲市民病院	島根県出雲市塩冶町1536番地1	0853-21-2722					180	180
	医療法人社団耕雲堂小林病院	島根県出雲市今市町510	0853-21-5230				48	2	50
	医療法人同仁会海星病院	島根県出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166					166
	島根県立中央病院	島根県出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	28		6		520	554
	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30				570	600
	医療法人壽生会 寿生病院	島根県出雲市上塩冶町2862-1	0853-24-2160				239		239
	出雲市民リハビリテーション病院	島根県出雲市知井宮町238	0853-21-2733				58	58	116
	島根県立こころの医療センター	島根県出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	224					224
	出雲市立総合医療センター	島根県出雲市灘分町613	0853-63-5111				52	147	199
	斐川生協病院	島根県出雲市斐川町直江4883-1	0853-72-0321				120		120
	出雲徳洲会病院	島根県出雲市斐川町直江3964-1	0853-73-7000				94	89	183
	計 11病院			448		6	611	1,566	2,631
県央	大田市立病院	島根県大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330			4	45	180	229
	医療法人恵和会 石東病院	島根県大田市大田町大田1860-3	0854-82-1035	168					168
	加藤病院	島根県邑智郡川本町大字川本383-1	0855-72-0640				81		81
	公立邑智病院	島根県邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111					98	98
	計 4病院			168		4	126	278	576

管轄保健所	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
浜田	社会医療法人清和会西川病院	島根県浜田市港町293-2	0855-22-2390	402					402
	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			4		343	347
	医療法人慈誠会 山根病院	島根県浜田市熱田町1517番地1	0855-26-0688				55		55
	医療法人慈誠会 山根病院三隅分院	島根県浜田市三隅町岡見290-1	0855-32-4343				62		62
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会 江津総合病院	島根県江津市江津町1016番地37	0855-54-0101				60	112	172
	西部島根医療福祉センター	島根県江津市渡津町1926	0855-52-2442				56	56	112
	計 6病院			402		4	233	511	1,150
益田	医療法人正光会 松ヶ丘病院	島根県益田市高津四丁目24番10号	0856-22-8711	215					215
	益田赤十字病院	島根県益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480		4	4		276	284
	公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	島根県益田市遠田町1917-2	0856-22-3611				88	165	253
	津和野共存病院	島根県鹿足郡津和野町森村口141	0856-72-0660					49	49
	よしか病院	島根県鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581					50	50
	計 5病院			215	4	4	88	540	851
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	22		2		91	115
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地	08514-7-8211				24	20	44
	計 2病院			22		2	24	111	159
合 計 46病院				2,219	10	30	1,620	5,509	9,388

島根県内飛行場外離着陸場一覧表

令和7年4月現在

No.	離着陸場名	所 在 地	離着陸場の状況					土地所有者 又は管理者	備 考
			広さ(m)	表面	離着陸の方向	恒風	標高(m)		
1	にし の しま 西ノ島	隠岐郡西ノ島町大字 美田	22x18	アスファルト	013° /193°	北北西	33	西ノ島町	夜間照明あり
2	ち ぶ づ ら 知夫村	隠岐郡知夫村273	22x18	アスファルト	360° /180°	北北西 南東	65	知夫村	夜間照明あり
3	あ ま ち ょ う 海士町	隠岐郡海士町吉津	22x18	アスファルト	060° /240°	北西	27	海士町	夜間照明あり
4	しも こ う 下府	浜田市下府町横路 785	16x11	アスファルト	153° /333° 288° /108°	北西	6	浜田市	敷地内専用地 (水防センター) 夜間簡易照明設置可能
5	にしきほま 錦浜No.2	松江市東出雲町錦浜	20x20	草地	100° /280°	北西	2	国土交通省 出雲河川事務所 大橋川出張所	訓練場
6	とくしゅめいけい (特殊地域) やまき 山佐ダム	安来市広瀬町上山佐 3036-11	14x14	芝	145° /325°	北西	200	島根県 松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	訓練場
7	しまだい い ぶ く ぶ 島大医学部	出雲市塩冶町89-1	17.5x14.5	アスファルト	078° /258° 103° /283°	西	10	島根大学	島根大学医学部地上 夜間照明あり
8	ひかわぼくじょう 斐川牧場	出雲市斐川町出西	14x12	草地	315° /135° 340° /160°	北西 南東	158	出雲市	訓練場
9	にし はら 西の原	大田市三瓶町池田	20x20	コンクリート 及び草地	180° /360° 330° /150°	北西	456	大田市	
10	ごう かわかきんじき 江の川河川敷	江津市渡津町197-1	20x20	芝	180° /360°	北	1	国土交通省 浜田河川国道事務所	江の川右岸河川敷 訓練場
11	たかつがわき がんかせんじき 高津川左岸河川敷	益田市高津町高津川 左岸河川敷	15x15	アスファルト	310° /130°	北西	1	国土交通省 浜田河川国道事務所	訓練場
12	おおちびやういん 邑智病院	邑智郡邑南町中野 3848-2	18x18	アスファルト	191° /160°	北東	204	邑智病院	
13	ひいかわかせんじきこうえん 斐伊川河川敷公園	出雲市武志町斐伊川 河川敷	20x20	草地	360° /180° 230° /050°	西	8	出雲市	斐伊川左岸河川敷 訓練場
14	しまねけんしょうぼうがっこう 島根県消防学校	松江市乃木福富町 735-157	20x20	アスファルト	170° /350° 260° /080°	南東	27	島根県消防学校	夜間簡易照明設置可能
15	ぼうさいたいおう (防災対応) おおだ しりつびやういん (大田)市立病院	大田市大田町吉永 1477	34x34	コンクリート	025° /205°	北西	17	大田市	
16	まつえせきじゅうじびやういん 松江赤十字病院	松江市母衣町200	23.2x20	アルミ合金	090° /270°	北西	62	松江赤十字病院	松江赤十字病院屋上 夜間照明あり
17	お き びやういん 隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町 城北町355	21x21	ウレタン樹脂	120° /300°	北西	26	隠岐広域連合	隠岐病院屋上 夜間照明あり
18	かん どうかわ 神戸川	出雲市西園町神戸川 河川敷	20x20	草地	170° /350°	北西	3	国土交通省 出雲河川事務所 神戸川治水路管理室	神戸川左岸河川敷 訓練場
19	みさとちのぼろうさいこうえん 美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保 22-3	14x12	アスファルト	030° /120°	北西	90	美郷町	美郷町防災公園内 ヘリポート
20	ぼうさいたいおう (防災対応) なごみの里	鹿足郡津和野町鷺原 1117-1	40x40	アスファルト	115° /295°	北西	180	津和野町	津和野温泉前 ヘリポート
21	はまだいいりよう 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	21x21	アルミ合金	180° /270°	北西	19	浜田医療センター	浜田医療センター屋上 夜間照明あり
22	よしかりよう ひ こうじょうがい りんかくりくじょう 吉賀町飛行場外離着陸場	鹿足郡吉賀町六日市 368-1	20x17	アスファルト	240°	北西	312	吉賀町	よしかり敷地内 夜間照明あり
23	ひきみすみかわ 匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川 イ1861-1	18x18	アスファルト	060° /240° 210° /030°	北西	203	益田市匹見総合支所	
24	おぼら 尾原ダム	雲南市木次町平田 211-5	20x20	アスファルト	100° /280°	北西	210	島根県 雲南県土整備事務所	訓練場
25	志津見ダム	飯石郡飯南町角井 1891-20	20x20	芝	030° /210°	北西	290	国土交通省 出雲河川事務所 志津見ダム管理支所	訓練場
26	ますだせきじゅうじびやういん 益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	21x21	コンクリート	180° /360°	北西	31	益田赤十字病院	益田赤十字病院屋上 夜間照明あり

島根県ドクターヘリ 臨時離着陸場一覧表

線数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離 (km)	時間 (分)	緯度	経度	表面	進入・離陸ヘリポート
1	松江-01		削除 (31.2.16)							
2	松江-02	松江市	持田小学校	松江市東持田町81	32.6	11分	35° 30′ 01″	133° 04′ 46″	芝	
3	松江-03	松江市	朝酌小学校	松江市朝酌町115	33.3	11分	35° 27′ 53″	133° 06′ 16″	芝	
4	松江-04	松江市	松江総合医療専門学校	松江市上大野町2081-4	18.5	7分	35° 28′ 25″	132° 55′ 09″	芝	
5	松江-05	松江市	湖北中学校	松江市打出町245-1	23.7	8分	35° 28′ 36″	132° 59′ 07″	転圧土	
6	松江-06	松江市	恵曇小学校	松江市鹿島町手結201番地	26.7	9分	35° 32′ 00″	132° 58′ 30″	芝	
7	松江-07	松江市	鹿島東小学校	松江市鹿島町北講武599番地	29.3	10分	35° 31′ 19″	133° 01′ 20″	芝	
8	松江-08	松江市	旧千酌小学校	松江市美保関町千酌1095-1	40.6	13分	35° 33′ 48″	133° 08′ 16″	芝	
9	松江-09	松江市	島根中学校	松江市島根町加賀1426	35.2	12分	35° 33′ 52″	133° 03′ 58″	芝	
10	松江-10	松江市	島根町島根総合公園 (野球場)	松江市島根町大戸5297	32.4	11分	35° 32′ 30″	133° 02′ 55″	転圧土	
11	松江-11	松江市	旧美保関東小学校	松江市美保関町美保関1661-1	53.5	16分	35° 33′ 28″	133° 18′ 03″	芝	
12	松江-12	松江市	本庄中学校	松江市野原町424-2	37.8	12分	35° 30′ 54″	133° 08′ 05″	転圧土	
13	松江-13	松江市	警察学校	松江市西浜佐陀町582-2	25.9	9分	35° 28′ 27″	133° 00′ 49″	芝、転圧土	
14	松江-14	松江市	B&G (松江海洋センター)	松江市西浜佐陀1012	26.7	9分	35° 28′ 37″	133° 01′ 13″	転圧土	
15	松江-15	松江市	八束町 (八束学園)	松江市八束町波入2508	40.2	13分	35° 29′ 45″	133° 10′ 23″	転圧土、芝	
16	松江-16	松江市	美保関総合運動公園 (多目的広場)	松江市美保関町下宇部尾872-12	41.1	13分	35° 32′ 11″	133° 09′ 48″	芝、転圧土	
17	松江-17	松江市	美保関総合運動公園 (野球場)	松江市美保関町下宇部尾872-12	41.1	13分	35° 32′ 16″	133° 09′ 44″	芝、転圧土	
18	松江-18	松江市	島根野波 (島根スポーツ広場)	松江市島根町野波2376-1	39.4	13分	35° 35′ 14″	133° 06′ 09″	転圧土	
19	松江-19	松江市	湖東中学校	松江市山代町680	31.3	10分	35° 26′ 27″	133° 05′ 20″	転圧土	
20	松江-20	松江市	忌部多目的広場	松江市東忌部町684-4	25.4	9分	35° 24′ 04″	133° 01′ 55″	転圧土	
21	松江-21	松江市	旧玉湯小学校	松江市玉湯町玉造4	23.9	8分	35° 25′ 33″	133° 00′ 34″	人工芝	
22	松江-22	松江市	穴道小学校	松江市穴道町穴道1276	13.9	6分	35° 24′ 10″	132° 54′ 15″	人工芝	
23	松江-23	松江市	来待小学校	松江市穴道町上来待125	18.5	7分	35° 24′ 25″	132° 57′ 21″	転圧土	
24	松江-24	松江市	出雲郷 (あだかえ) 小学校	松江市東出雲町出雲郷	34.6	11分	35° 25′ 37″	133° 07′ 48″	転圧土	
25	松江-25	松江市	島根県消防学校	松江市乃木福富町735-2	26.7	9分	35° 26′ 08″	133° 02′ 23″	芝、転圧土	生協病院
26	松江-26	松江市	松江総合運動公園 (陸上競技場)	松江市上乃木10丁目4番1号	29.1	10分	35° 26′ 12″	133° 04′ 01″	ウレタン、転圧土	
27	松江-27	松江市	玉湯 (玉湯町民球場)	松江市玉湯町湯町683-2	23.0	8分	35° 25′ 27″	133° 00′ 03″	砂、転圧土	
28	松江-28	松江市	穴道 (穴道総合運動公園多目的広場)	松江市穴道町白石1405-1	14.8	6分	35° 23′ 32″	132° 54′ 56″	砂、転圧土	
29	松江-29	松江市	八雲町 (山村広場)	松江市八雲町西岩坂3856-1	31.3	10分	35° 24′ 13″	133° 05′ 55″	砂、転圧土	
30	松江-30		削除 (31.2.16)							
31	松江-31		削除 (31.2.16)							
32	松江-32	松江市	錦浜 No.2	松江市東出雲町大字錦浜	36.9	12分	35° 26′ 53″	133° 09′ 04″	転圧土、芝	
33	松江-33	松江市	秋鹿北港	松江市秋鹿町	22.6	8分	35° 30′ 58″	132° 56′ 04″	草、土	
34	松江-34	松江市	秋鹿小学校	松江市岡本町992-1	21.1	8分	35° 28′ 49″	132° 56′ 57″	芝	
35	松江-35	松江市	鹿島総合体育館多目的グラウンド	松江市鹿島町佐陀本郷76	27.0	9分	35° 31′ 40″	132° 59′ 10″	芝	
36	松江-36	松江市	八束総合運動公園 (野球場)	松江市八束町江島1128-2	43.2	14分	35° 31′ 03″	133° 11′ 50″	芝、転圧土	
37	松江-37	松江市	東出雲中央公園駐車場	松江市東出雲町掛屋3349-1	37.4	12分	35° 25′ 23″	133° 09′ 46″	アスファルト	
38	松江-38	松江市	八雲小学校	松江市八雲町西岩坂947	30.6	10分	35° 24′ 15″	133° 05′ 20″	芝	
39	松江-39	松江市	旧大谷小学校	松江市玉湯町大谷299	21.3	8分	35° 23′ 17″	132° 59′ 16″	草、土	
40	松江-40	松江市	東部分署ヘリポート	松江市美保関町下宇部尾1160	41.7	13分	35° 32′ 07″	133° 10′ 09″	アスファルト	
41	松江-41	松江市	野波海浜公園	松江市島根町野波5433	38.5	12分	35° 34′ 46″	133° 05′ 52″	芝	
42	松江-42	松江市	マリナゲートしまね駐車場	松江市島根町大戸2174	33.3	11分	35° 33′ 14″	133° 02′ 58″	アスファルト	
43	松江-43	松江市	松江玉造IC	松江市玉湯町市志名地内	25.4	9分	35° 26′ 01″	133° 01′ 29″	アスファルト	
44	松江-44	松江市	島根原発 No1	松江市鹿島町片町654-1	28.9	10分	35° 32′ 15″	133° 00′ 17″	アスファルト	
45	松江-45	松江市	南部分署	松江市八雲町東岩坂369番地1	31.5	11分	35° 24′ 24″	133° 06′ 01″	アスファルト	
46	松江-46	松江市	松江赤十字病院	松江市母衣町200	29.4	10分	35° 28′ 15″	133° 03′ 25″	アルミ製合金	
47	松江-47	松江市	松江市立病院	松江市乃白町32番地1	28.3	10分	35° 26′ 17″	133° 03′ 22″	アルミ製合金	
48	松江-48	松江市	北部分署ヘリポート	松江市西長江町41番地2	22.2	8分	35° 28′ 56″	132° 58′ 06″	アスファルト	
49	出雲-01	出雲市	出雲市 湖陵総合公園	出雲市湖陵町三都737	10.4	5分	35° 18′ 11″	132° 40′ 50″	転圧土	
50	出雲-02	出雲市	出雲市立佐田中学校	出雲市佐田町八幡原200	13.9	6分	35° 15′ 29″	132° 41′ 55″	転圧土	
51	出雲-03	出雲市	出雲ドーム	出雲市矢野町999	1.7	2分	35° 22′ 59″	132° 44′ 25″	芝	
52	出雲-04	出雲市	出雲駐屯地 (自衛隊)	出雲市松寄下町1142-1	4.3	3分	35° 22′ 10″	132° 42′ 29″	転圧土	
53	出雲-05	出雲市	多伎 (シーサイド公園)	出雲市多伎町小田5500-12	15.6	6分	35° 17′ 04″	132° 37′ 25″	芝	
54	出雲-06	出雲市	日御崎多目的運動広場	出雲市大社町日御崎249	12.8	5分	35° 25′ 31″	132° 37′ 43″	転圧土	
55	出雲-07	出雲市	島根大学医学部附属病院	出雲市塩治町89-1	3.1	3分	35° 20′ 48″	132° 45′ 12″	コンクリート	島根大学医学部付属病院
56	出雲-08	出雲市	斐伊川河川敷公園	出雲市武志町	3.1	3分	35° 23′ 39″	132° 46′ 51″	雑草	

総数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	進入・離陸ヘリポート
57	出雲-09	出雲市	浜山(浜山公園多目的グラウンド)	出雲市大社町北荒木1868-1	4.3	3分	35° 23' 00"	132° 42' 30"	芝	
58	出雲-10	出雲市	平田(中央スポーツ公園)	出雲市平田町2960-1-1	9.6	5分	35° 26' 33"	132° 43' 23"	芝	
59	出雲-11	出雲市	出雲市立伊野小学校グラウンド	出雲市野郷町459番地2	17.6	7分	35° 29' 10"	132° 53' 40"	転圧土	
60	出雲-12	出雲市	一畑美師駐車場	出雲市小塚町	16.9	7分	35° 29' 34"	132° 52' 24"	アスファルト	
61	出雲-13	出雲市	出雲市立乙立小学校グラウンド	出雲市乙立町1028番地4	10.2	5分	35° 17' 12"	132° 43' 27"	転圧土	
62	出雲-14	出雲市	旧平田市立佐香中学校グラウンド	出雲市坂浦町3671番地	16.3	6分	35° 30' 01"	132° 50' 53"	転圧土	
63	出雲-15	出雲市	佐田町旧東須佐小学校グラウンド	出雲市佐田町須佐634番地1	15.6	6分	35° 14' 06"	132° 44' 30"	転圧土	
64	出雲-16	出雲市	佐田町橋波ふるさと会館	出雲市佐田町下橋波	21.7	8分	35° 11' 27"	132° 40' 32"	転圧土	
65	出雲-17		削除(7.6.23)							
66	出雲-18	出雲市	飯の原農村運動公園	出雲市佐田町飯の原	15.9	6分	35° 14' 39"	132° 40' 56"	芝	
67	出雲-19	出雲市	佐田スポーツセンターグラウンド	出雲市佐田町反辺1938番地	13.9	6分	35° 15' 07"	132° 43' 19"	転圧土	
68	出雲-20	出雲市	小伊津なぎさ公園駐車場	出雲市小伊津町	16.1	6分	35° 30' 08"	132° 50' 26"	アスファルト	
69	出雲-21	出雲市	出雲市立田橋小学校	出雲市多伎町田口橋1221番地	20.2	7分	35° 15' 34"	132° 35' 02"	転圧土、芝	
70	出雲-22	出雲市	田橋農村広場	出雲市多伎町田口橋	19.8	7分	35° 16' 13"	132° 34' 42"	転圧土	
71	出雲-23		削除(7.6.5)							
72	出雲-24	出雲市	南部ふるさと広場	出雲市野尻町	10.0	5分	35° 17' 25"	132° 47' 39"	転圧土	
73	出雲-25	出雲市	出雲市立稗原小学校グラウンド	出雲市稗原町2825番地	8.9	4分	35° 18' 22"	132° 48' 21"	転圧土	
74	出雲-26	出雲市	北浜コミュニティセンター	出雲市十六島町1383番地5	9.1	4分	35° 27' 24"	132° 45' 22"	転圧土	
75	出雲-27	出雲市	斐川町(斐川公園野球場)	出雲市斐川町大字直江町	6.1	4分	35° 23' 04"	132° 49' 17"	転圧土	
76	出雲-28	出雲市	斐川牧場	出雲市斐川町大字出西	6.1	4分	35° 21' 08"	132° 49' 02"	草	
77	出雲-29	出雲市	阿香里のひろば	出雲市斐川町大字阿宮	8.3	4分	35° 20' 30"	132° 50' 17"	転圧土	
78	出雲-30	出雲市	河下港多目的広場	出雲市河下町	8.1	4分	35° 26' 53"	132° 44' 50"	転圧土	
79	出雲-31	出雲市	みどりの郷出雲	出雲市所原町2715-1	8.3	4分	35° 17' 59"	132° 45' 44"	コンクリート	
80	出雲-32	出雲市	立久恵峠わかあゆの里	出雲市乙立町5263-14	9.3	5分	35° 17' 38"	132° 43' 47"	アスファルト	
81	出雲-33	出雲市	愛宕山野球場	出雲市平田町1-2	9.4	5分	35° 26' 30"	132° 49' 05"	転圧土	
82	出雲-34	出雲市	出東小学校	出雲市斐川町三分市1076	9.4	5分	35° 24' 50"	132° 50' 50"	転圧土	
83	出雲-35	出雲市	斐川東中学校	出雲市斐川町沖洲660	9.3	5分	35° 24' 00"	132° 51' 04"	転圧土、芝	
84	出雲-36	出雲市	莊原小学校	出雲市斐川町神庭273	9.3	5分	35° 23' 32"	132° 51' 20"	転圧土	
85	出雲-37	出雲市	島根富士通サッカーグラウンド	出雲市斐川町三絡1180-6	7.6	4分	35° 22' 36"	132° 50' 15"	芝	
86	出雲-38	出雲市	上津小学校	出雲市上島町869	8.3	4分	35° 20' 08"	132° 49' 59"	転圧土	
87	出雲-39	出雲市	多伎多目的運動場	出雲市多伎町久村	13.0	6分	35° 17' 55"	132° 38' 50"	芝	
88	出雲-40	出雲市	吉野エコプラント	出雲市佐田町吉野512番地26	20.6	8分	35° 11' 39"	132° 42' 36"	アスファルト	
89	出雲-41	出雲市	出雲いりすの丘公園北駐車場	出雲市斐川町学頭3646番地1	10.9	5分	35° 23' 15"	132° 52' 24"	アスファルト	
90	出雲-42	出雲市	湖陵中学校グラウンド	出雲市湖陵町三郎1183番地	9.8	5分	35° 18' 54"	132° 40' 32"	転圧土、草	
91	出雲-43	出雲市	湖遊館グラウンド	出雲市園町1660番地1	13.0	6分	35° 26' 47"	132° 52' 00"	転圧土、草	
92	出雲-44	出雲市	サン・レイクグラウンド	出雲市小境町1991番地2	15.0	6分	35° 27' 44"	132° 52' 48"	芝	
93	出雲-45	出雲市	猪目町臨時ヘリポート	出雲市猪目町23番地	9.3	5分	35° 26' 32"	132° 42' 50"	プラスチック	
94	浜田-01	浜田市	削除(2.11.18)	浜田市旭町市木7600番地	70.7	21分				
95	浜田-02	浜田市	市木ふれあい広場(旧市木小学校)	浜田市旭町市木3903番地	69.1	21分	34° 50' 52"	132° 21' 00"	転圧土	
96	浜田-03	浜田市	つかわふれあい水辺公園	浜田市旭町都川1920番地	72.4	22分	34° 50' 03"	132° 18' 34"	転圧土	
97	浜田-04	浜田市	和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284番地	70.6	21分	34° 51' 43"	132° 17' 49"	転圧土	
98	浜田-05		削除(28.2.5)							
99	浜田-06	浜田市	石見まちづくりセンター長見分館	浜田市長見町956番地2	83.5	25分	34° 50' 25"	132° 06' 31"	転圧土	
100	浜田-07	浜田市	石見まちづくりセンター佐野分館	浜田市佐野町イ337番地1	76.5	23分	34° 53' 11"	132° 09' 42"	土砂転圧	
101	浜田-08	浜田市	国府小学校	浜田市国分町2205番地3	76.5	23分	34° 56' 09"	132° 06' 30"	土砂転圧、芝	
102	浜田-09	浜田市	宇野町運動公園	浜田市宇野町1582番地	73.0	22分	34° 56' 10"	132° 09' 34"	転圧土、草	
103	浜田-10	浜田市	国府公民館有福分館	浜田市下有福町436番地	70.6	21分	34° 56' 42"	132° 11' 03"	転圧土	
104	浜田-11	浜田市	しまね海洋館アクアスNo.6臨時駐車場	浜田市久代町11117番地2	71.9	21分	34° 57' 37"	132° 08' 54"	砂利	
105	浜田-12	浜田市	井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ1816番地2	93.3	27分	34° 47' 33"	132° 00' 57"	雑草	
106	浜田-13	浜田市	岡見小学校	浜田市三隅町岡見4743番地	101.7	29分	34° 46' 02"	131° 55' 18"	土砂転圧、草	
107	浜田-14	浜田市	黒沢まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518番地	99.1	29分	34° 44' 22"	131° 59' 34"	転圧土、草	
108	浜田-15	浜田市	三隅港	浜田市三隅町岡見	100.0	29分	34° 47' 00"	131° 55' 43"	アスファルト	
109	浜田-16	浜田市	田ノ浦青少年健全広場	浜田市三隅町西河内1240番地1	97.6	28分	34° 47' 42"	131° 56' 59"	転圧土、草	
110	浜田-17	浜田市	かなぎウェスタンライディングパーク駐車場	浜田市金城町久佐イ1390-8	75.2	22分	34° 52' 08"	132° 12' 23"	アスファルト	
111	浜田-18	浜田市	旧美又小学校	浜田市金城町追原177番地	70.9	21分	34° 54' 11"	132° 13' 48"	土砂転圧、草	
112	浜田-19	浜田市	今福スポーツ広場	浜田市金城町今福1469番地2	74.3	22分	34° 53' 00"	132° 12' 12"	転圧土	
113	浜田-20	浜田市	上來原農村公園	浜田市金城町上來原380番地	80.2	24分	34° 50' 10"	132° 10' 05"	転圧土、草	
114	浜田-21	浜田市	美川農村広場	浜田市内田町468番地	86.5	25分	34° 51' 09"	132° 03' 05"	芝	

総数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	進入・滑降ヘリポート
115	浜田-22	浜田市	第三中学校	浜田市日脚町572番地	86.3	25分	34° 52′ 24″	132° 01′ 49″	土砂転圧	
116	浜田-23	浜田市	第二中学校	浜田市原井町963番地15	83.2	24分	34° 53′ 05″	132° 03′ 53″	土砂転圧	
117	浜田-24	浜田市	ふるさと体験村駐車場	浜田市弥栄町栄町三里ハ159	88.9	26分	34° 45′ 10″	132° 08′ 28″	アスファルト	
118	浜田-25	浜田市	道狭坊キャンプ場	浜田市弥栄町木都賀ハ25番地	96.1	28分	34° 43′ 44″	132° 03′ 05″	芝	
119	浜田-26	浜田市	弥栄中学校	浜田市弥栄町木都賀イ2735番地	92.0	27分	34° 45′ 44″	132° 04′ 24″	転圧土	
120	浜田-27	浜田市	下府	浜田市下府町横路785	77.0	23分	34° 55′ 28″	132° 06′ 45″	アスファルト	
121	浜田-28	浜田市	防災浜田 (島根県立大学)	浜田市野原町1570-4	81.9	24分	34° 53′ 04″	132° 04′ 59″	土砂転圧	
122	浜田-29	浜田市	浜田市 (陸上競技場)	浜田市黒川3738-1	79.6	24分	34° 54′ 12″	132° 05′ 47″	土砂転圧	
123	浜田-30	浜田市	三隅運動公園陸上競技場	浜田市三隅町古市場589	98.2	29分	34° 46′ 40″	131° 57′ 34″	芝	
124	浜田-31	浜田市	旭町 (旭公園陸上競技場)	浜田市旭町今市	73.2	22分	34° 51′ 34″	132° 15′ 13″	芝	
125	浜田-32	浜田市	弥栄 (弥栄町運動場)	浜田市弥栄町長安本郷719-2	88.9	26分	34° 46′ 33″	132° 06′ 31″	土砂転圧	
126	浜田-33	浜田市	下来原 (金城中学校)	浜田市金城町下来原1551-1	78.2	23分	34° 51′ 43″	132° 10′ 00″	土砂転圧	
127	浜田-34	浜田市	波佐山村広場	浜田市金城町長田口192-4	84.1	25分	34° 46′ 19″	132° 11′ 49″	転圧土	
128	浜田-35	浜田市	浜田IC	浜田市高佐町地内	78.2	23分	34° 54′ 31″	132° 06′ 47″	アスファルト	
129	浜田-36	浜田市	浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	80.2	24分	34° 54′ 12″	132° 05′ 16″	アスファルト	
130	浜田-37	浜田市	金城パークینگエリア上り線	浜田市金城町今福1838-2	74.8	22分	34° 52′ 59″	132° 11′ 33″	アスファルト	
131	浜田-38	浜田市	金城パークینگエリア下り線	浜田市金城町今福1838-2	75.0	22分	34° 52′ 57″	132° 11′ 33″	アスファルト	
132	浜田-39	浜田市	旭チェーンベース上り線	浜田市旭町本郷1710-4	71.9	21分	34° 52′ 16″	132° 15′ 35″	アスファルト	
133	益田-01	益田市	島根県立益田高校校庭	益田市七尾町1-7	113.2	33分	34° 40′ 18″	131° 51′ 26″	土砂転圧	
134	益田-02	益田市	島根県立翔陽高校校庭	益田市高津3丁目21-1	114.8	33分	34° 41′ 05″	131° 49′ 00″	土砂転圧	
135	益田-03	益田市	旧県立工業高校校庭	益田市久城町300	111.9	32分	34° 41′ 42″	131° 50′ 57″	土砂転圧	
136	益田-04	益田市	益田市立小野中学校校庭	益田市戸田町1332-1	120.9	35分	34° 40′ 19″	131° 44′ 30″	土砂転圧	
137	益田-05	益田市	益田市立東陽中学校校庭	益田市津田町740	108.7	31分	34° 43′ 00″	131° 52′ 22″	土砂転圧	
138	益田-06	益田市	益田市立美都中学校校庭	益田市美都町1947	105.7	31分	34° 39′ 55″	131° 58′ 55″	土砂転圧	
139	益田-07	益田市	益田市立匹見中学校校庭	益田市匹見町12-4	111.7	32分	34° 34′ 24″	132° 01′ 00″	土砂転圧	
140	益田-08	益田市	豊田地区多目的広場	益田市横田町1591	120.0	34分	34° 37′ 38″	131° 48′ 10″	土	
141	益田-09	益田市	益田市運動公園自由広場	益田市下本郷町291	112.2	32分	34° 41′ 08″	131° 51′ 22″	芝転圧	
142	益田-10	益田市	益田市久々茂グラウンド	益田市久々茂町	111.1	32分	34° 39′ 53″	131° 53′ 44″	土砂転圧	
143	益田-11		削除 (30, 4, 1)							
144	益田-12	益田市	ひだまりパークみとサブグラウンド	益田市美都町朝倉	108.5	31分	34° 40′ 36″	131° 55′ 22″	土砂転圧	
145	益田-13	益田市	匹見公園	益田市匹見町1101	112.0	32分	34° 34′ 04″	132° 01′ 06″	土砂転圧	
146	益田-14	益田市	高津川左岸河川敷	益田市高津町無番地	113.9	33分	34° 41′ 32″	131° 49′ 24″	アスファルト	
147	益田-15	益田市	益田市立水防センターヘリポート	益田市中島町イ557	113.3	33分	34° 41′ 31″	131° 49′ 48″	アスファルト	
148	益田-16	吉賀町	町立柿木中学校校庭	吉賀町柿木村柿木682-1	132.0	38分	34° 26′ 23″	131° 51′ 45″	転圧土	
149	益田-17	吉賀町	大野原運動交流広場	吉賀町柿木村大野原969	131.1	37分	34° 25′ 49″	131° 53′ 29″	転圧土	
150	益田-18	吉賀町	町立七日市小学校校庭	吉賀町七日市966	135.0	38分	34° 23′ 19″	131° 53′ 23″	土砂転圧	
151	益田-19	吉賀町	真田グラウンド	吉賀町真田1121-2	133.5	38分	34° 24′ 03″	131° 53′ 46″	土砂転圧	
152	益田-20	吉賀町	身近な運動広場	吉賀町下高尻876-7	129.3	37分	34° 25′ 38″	131° 55′ 52″	土砂転圧	
153	益田-21	吉賀町	朝倉ゲートボール場	吉賀町朝倉無番地	137.0	39分	34° 21′ 52″	131° 53′ 36″	土砂転圧	
154	益田-22	吉賀町	町立六日市中学校校庭	吉賀町六日市757	135.9	39分	34° 21′ 10″	131° 56′ 02″	土砂転圧	
155	益田-23	津和野町	津和野運動広場	津和野町	136.3	39分	34° 27′ 38″	131° 45′ 36″	転圧土	
156	益田-24	津和野町	町立津和野中学校校庭	津和野町	135.9	39分	34° 27′ 23″	131° 46′ 11″	転圧土	
157	益田-25	津和野町	町立木部小学校校庭	津和野町	133.3	38分	34° 31′ 31″	131° 43′ 23″	転圧土	
158	益田-26	津和野町	日原カントリパーク	津和野町	125.2	36分	34° 33′ 04″	131° 49′ 03″	転圧土	
159	益田-27	津和野町	町立日原中学校校庭	津和野町	124.1	36分	34° 33′ 09″	131° 50′ 06″	転圧土	
160	益田-28	津和野町	道の駅津和野温泉なごみの里前	津和野町	137.0	39分	34° 27′ 05″	131° 45′ 36″	アスファルト	
161	益田-29	廿日市市	吉和SA	広島県廿日市市吉和字半坂	114.6	33分	34° 28′ 40″	132° 07′ 52″	アスファルト	
162	益田-30	吉賀町	吉賀町飛行場外離着陸場	吉賀町六日市386-2	135.8	39分	34° 21′ 13″	131° 56′ 11″	アスファルト	
163	益田-31	益田市	匹見澄川ヘリポート	益田市匹見町澄川イ1861-1	112.8	32分	34° 36′ 12″	131° 57′ 00″	アスファルト	
164	益田-32	益田市	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	113.3	33分	34° 41′ 02″	131° 50′ 27″	コンクリート	益田赤十字病院
165	益田-33	津和野町	旧左鍬 (きゅうさくふみ) 小学校校庭	津和野町左鍬988	126.7	36分	34° 29′ 45″	131° 52′ 08″	芝	
166	大田-01	大田市	自転車競技場	大田市久手町	27.6	9分	35° 13′ 43″	132° 30′ 36″	芝	
167	大田-02	大田市	西の原	大田市三瓶町池田	30.7	10分	35° 07′ 42″	132° 36′ 09″	アスファルト	
168	大田-03	大田市	仁摩公園	大田市仁摩町天河内975	40.7	13分	35° 08′ 44″	132° 24′ 18″	転圧土	
169	大田-04	大田市	温泉津グラウンド	大田市温泉津町温泉津イ207	48.0	15分	35° 05′ 56″	132° 20′ 53″	転圧土、草地混在	
170	大田-05	大田市	富山小学校跡地	大田市富山町山中1684	23.9	8分	35° 12′ 57″	132° 34′ 36″	転圧土	
171	大田-06		削除 (27, 8, 7)							
172	大田-07	大田市	農林大学校	大田市波根町970-1	25.0	9分	35° 14′ 21″	132° 32′ 05″	芝	

総数	共通呼称	市町村	臨時避難着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	進入困難ヘリポート
173	大田-08		削除 (30,10,1)							
174	大田-09	大田市	第二球場	大田市久手町刺鹿747-4	28.5	10分	35° 13′ 02″	132° 30′ 22″	芝	
175	大田-10		削除 (27,8,7)							
176	大田-11	大田市	市民球場	大田市大田町大田口719	30.9	10分	35° 10′ 58″	132° 30′ 27″	芝	
177	大田-12	大田市	川合小学校	大田市川合町川合3025	33.2	11分	35° 09′ 05″	132° 30′ 50″	芝	
178	大田-13		削除 (27,8,7)							
179	大田-14		削除 (27,8,7)							
180	大田-15		削除 (5,8,8)							
181	大田-16	大田市	鳥井公園駐車場	大田市鳥井町鳥井1284	30.6	10分	35° 12′ 39″	132° 29′ 05″	アスファルト	
182	大田-17	大田市	鳥井グラウンド	大田市鳥井町鳥井1284	30.7	10分	35° 12′ 37″	132° 29′ 00″	転圧土	
183	大田-18		削除 (27,8,7)							
184	大田-19	大田市	五十猛小学校	大田市五十猛町1518	36.1	12分	35° 11′ 17″	132° 25′ 48″	転圧土	
185	大田-20	大田市	第三中学校	大田市水上町福原601	41.1	13分	35° 05′ 37″	132° 27′ 35″	転圧土	
186	大田-21	大田市	高山小学校	大田市水上町白塚140	43.2	14分	35° 04′ 25″	132° 27′ 17″	転圧土	
187	大田-22	大田市	削除 (2.6,25)	大田市大代町大家281	48.7	15分				
188	大田-23	大田市	東の原	大田市三瓶町志学	29.3	10分	35° 07′ 41″	132° 38′ 36″	アスファルト	
189	大田-24	大田市	北の原	大田市三瓶町多根	27.6	9分	35° 09′ 16″	132° 36′ 58″	草	
190	大田-25		削除 (27,8,7)							
191	大田-26	大田市	温泉津中学校跡地	大田市温泉津町福光イ310-1	50.9	16分	35° 04′ 15″	132° 20′ 11″	転圧土	
192	大田-27	大田市	井田グラウンド	大田市温泉津町井田口255	50.7	16分	35° 01′ 57″	132° 23′ 06″	芝	
193	大田-28	大田市	市立病院	大田市大田町吉永1477-7	31.5	11分	35° 10′ 51″	132° 30′ 09″	コンクリート	大田市立病院
194	江津-01	江津市	シビックセンター公園	江津市江津町1016	63.5	19分	35° 00′ 43″	132° 13′ 00″	芝	江津済生会病院
195	江津-02	江津市	江津中学校	江津市江津町1016-1	63.3	19分	35° 00′ 51″	132° 12′ 56″	転圧土	
196	江津-03	江津市	県立江津工業高校	江津市江津町1477	63.2	19分	35° 00′ 55″	132° 13′ 02″	転圧土	
197	江津-04	江津市	江津市総合市民センター	江津市江津町1110-17	63.2	19分	35° 00′ 46″	132° 13′ 07″	草地	
198	江津-05	江津市	郷田小学校	江津市江津町536	63.2	19分	35° 00′ 26″	132° 13′ 28″	転圧土	
199	江津-06	江津市	高角山公園	江津市島の星町	63.0	19分	34° 59′ 43″	132° 14′ 24″	草地	
200	江津-07	江津市	江津中央公園多目的広場	江津市嘉久志町	64.3	19分	35° 00′ 04″	132° 12′ 56″	転圧土	
201	江津-08	江津市	江津中央公園市民球場	江津市嘉久志町	64.4	19分	34° 59′ 54″	132° 12′ 57″	芝生	
202	江津-09	江津市	高角小学校	江津市嘉久志町イ645	64.6	19分	35° 00′ 10″	132° 12′ 35″	転圧土	
203	江津-10	江津市	津宮小学校	江津市二宮町神主2110-1	67.0	20分	34° 58′ 58″	132° 11′ 38″	転圧土	
204	江津-11	江津市	県立江津高等学校校庭	島根県江津市都野津町293	66.9	20分	34° 59′ 10″	132° 11′ 36″	転圧土	
205	江津-12	江津市	都野津西児童公園	江津市都野津町	67.6	20分	34° 59′ 01″	132° 11′ 12″	転圧土	
206	江津-13	江津市	青陵中学校	江津市二宮町神主1964-8	68.0	20分	34° 58′ 38″	132° 11′ 13″	転圧土	
207	江津-14	江津市	川波小学校	江津市敬川町2225	70.4	21分	34° 58′ 24″	132° 09′ 26″	転圧土	
208	江津-15	江津市	削除 (3,11,25)	江津市波子町	71.7	21分				
209	江津-16	江津市	エコクリーンセンター	江津市波子町口321-1	71.5	21分	34° 57′ 09″	132° 09′ 47″	草地	
210	江津-17	江津市	旧有福温泉小学校	江津市有福温泉町本明1472	69.3	21分	34° 56′ 35″	132° 12′ 21″	転圧土	
211	江津-18	江津市	跡市小学校	江津市跡市町632	67.0	20分	34° 57′ 22″	132° 13′ 27″	転圧土	
212	江津-19	江津市	旧跡市中学校	江津市跡市町309	67.6	20分	34° 57′ 07″	132° 13′ 11″	草地	
213	江津-20	江津市	渡津小学校	江津市渡津町674-1	61.5	19分	35° 01′ 19″	132° 14′ 01″	転圧土	
214	江津-21	江津市	江の川河川敷	江津市渡津町	61.9	19分	35° 01′ 10″	132° 13′ 52″	芝	江津済生会病院
215	江津-22	江津市	学校法人江の川学園石見智恵館高等学校ラグビー場	江津市渡津町1904-1	61.3	19分	35° 01′ 22″	132° 14′ 06″	転圧土	
216	江津-23	江津市	川平公民館	江津市川平町南川上515-1	60.6	18分	34° 59′ 29″	132° 16′ 57″	転圧土	
217	江津-24	江津市	旧松平小学校	江津市松川町市村272	59.8	18分	35° 00′ 06″	132° 16′ 55″	草地	
218	江津-25	江津市	県立少年自然の家	江津市松川町大田610	60.2	18分	35° 01′ 29″	132° 15′ 05″	転圧土	
219	江津-26	江津市	浅利公園	江津市浅利町	58.0	18分	35° 02′ 09″	132° 16′ 16″	転圧土	
220	江津-27	江津市	菰沢(こもさわ)公園	江津市浅利町	57.8	18分	35° 01′ 55″	132° 16′ 40″	草地	
221	江津-28	江津市	キリスト教愛真高等学校	江津市浅利町1826-1	59.3	18分	35° 01′ 49″	132° 15′ 23″	転圧土	
222	江津-29	江津市	江津東小学校	江津市後地町1035	55.9	17分	35° 02′ 31″	132° 17′ 38″	転圧土	
223	江津-30	江津市	江東中学校	江津市後地町978-9	55.6	17分	35° 02′ 40″	132° 17′ 50″	転圧土	
224	江津-31	江津市	黒松公民館	江津市黒松町586	53.7	17分	35° 03′ 19″	132° 18′ 41″	土	
225	江津-32	江津市	波積ふれあい交流センター	江津市波積町本郷	54.1	17分	35° 02′ 04″	132° 19′ 45″	土	
226	江津-33	江津市	桜江小学校	江津市桜江町川戸1280番地	60.6	18分	34° 57′ 06″	132° 20′ 03″	芝	
227	江津-34	江津市	桜江中学校	江津市桜江町川戸1337番地	60.4	18分	34° 57′ 12″	132° 20′ 10″	転圧土	
228	江津-35	江津市	谷住郷生涯学習センター	江津市桜江町谷住郷1871-1	59.1	18分	34° 58′ 02″	132° 20′ 18″	転圧土	
229	江津-36	江津市	水の国駐車場	江津市桜江町坂本2025番地	54.6	17分	34° 57′ 48″	132° 25′ 37″	アスファルト	
230	江津-37	江津市	川越地区防災複合施設	江津市桜江町川越631番地	56.7	17分	34° 56′ 51″	132° 24′ 48″	転圧土	

総数	共通呼称	市町村	臨時避難場所名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	進入困難ヘリポート
231	江津-38	江津市	市山生涯学習センター	江津市桜江町市山481番地	62.6	19分	34° 56′ 23″	132° 19′ 08″	転圧土	
232	江津-39	江津市	削除 (1,9,5)	江津市桜江町長谷2696番地						
233	江津-40	川本町	県立島根中央高校 (グラウンド)	邑智郡川本町大字川本	48.2	15分	34° 59′ 42″	132° 29′ 54″	転圧土	
234	江津-41		削除 (27,12)							
235	江津-42	川本町	三谷体育館横 (旧三谷小学校跡地)	邑智郡川本町大字湯谷	49.3	15分	35° 00′ 34″	132° 26′ 50″	転圧土	
236	江津-43	川本町	川本町学習交流センター	邑智郡川本町大字川下1510	51.9	16分	34° 58′ 14″	132° 28′ 04″	芝	
237	江津-44	川本町	野球場 (防災ヘリ離着陸場)	邑智郡川本町大字川下	50.6	16分	34° 58′ 43″	132° 28′ 56″	天然芝 (外野) 土 (内野)	
238	江津-45	美郷町	比之宮町民広場	邑智郡美郷町宮内585	48.7	15分	34° 57′ 16″	132° 36′ 11″	真砂土 (若干の凹凸あり) 所々砂基あり	
239	江津-46	美郷町	大和小学校	邑智郡美郷町都賀西311-4	48.3	15分	34° 57′ 00″	132° 38′ 18″	真砂土 (転圧)	
240	江津-47	美郷町	大和中学校	邑智郡美郷町長藤172-1	46.7	15分	34° 57′ 53″	132° 38′ 29″	真砂土 (転圧)	
241	江津-48	美郷町	都賀行地区交流センター	邑智郡美郷町都賀行120-1	44.4	14分	34° 59′ 30″	132° 36′ 36″	真砂土 (転圧) (河原敷敷石)	
242	江津-49	美郷町	都賀西町民グラウンド	邑智郡美郷町都賀西94-1	49.3	15分	34° 56′ 29″	132° 38′ 33″	土砂転圧	
243	江津-50	美郷町	ふれあい広場 (野球場)	邑智郡美郷町久保229-1	35.9	12分	35° 04′ 32″	132° 36′ 14″	天然芝及び土	
244	江津-51	美郷町	ゴールデンユートピアおおち	邑智郡美郷町柏測57-1	36.1	12分	35° 04′ 44″	132° 35′ 29″	アスファルト	
245	江津-52	美郷町	小松地町民広場	邑智郡美郷町惣森495-7	37.4	12分	35° 05′ 33″	132° 31′ 46″	真砂土	
246	江津-53	美郷町	君谷交流センター	邑智郡美郷町京寛原278	41.3	13分	35° 03′ 48″	132° 30′ 26″	真砂土	
247	江津-54	美郷町	沢谷交流センター	邑智郡美郷町九日市118	36.9	12分	35° 03′ 04″	132° 39′ 42″	真砂土	
248	江津-55	美郷町	邑智中学校グラウンド	邑智郡美郷町柏測117	36.3	12分	35° 04′ 39″	132° 35′ 21″	真砂土	
249	江津-56	美郷町	邑智小学校グラウンド	邑智郡美郷町柏測93	36.3	12分	35° 04′ 35″	132° 35′ 22″	真砂土	
250	江津-57	美郷町	宝来橋下	邑智郡美郷町柏測334	36.9	12分	35° 04′ 21″	132° 35′ 18″	雑草一部真砂土	
251	江津-58	美郷町	浜原町民広場	邑智郡美郷町浜原123	37.6	12分	35° 03′ 39″	132° 35′ 57″	(雑草真砂土)	
252	江津-59	美郷町	吾郷町民広場	邑智郡美郷町集瀬178	40.9	13分	35° 02′ 31″	132° 33′ 39″	芝	
253	江津-60	邑南町	羽須美運動広場	邑智郡邑南町上田4252番地	57.8	18分	34° 51′ 25″	132° 41′ 05″	転圧土	
254	江津-61	邑南町	邑南町立羽須美中学校グラウンド	邑智郡邑南町向須那123番地	57.0	17分	34° 52′ 23″	132° 37′ 04″	転圧土	
255	江津-62	邑南町	邑南町立市木小学校グラウンド	邑智郡邑南町市木2091	68.0	20分	34° 50′ 05″	132° 24′ 09″	転圧土	
256	江津-63	邑南町	瑞穂ハイランド駐車場	邑智郡邑南町市木6242-19	69.8	21分	34° 48′ 59″	132° 24′ 01″	アスファルト	
257	江津-64	邑南町	瑞穂ハイランドパレー側駐車場	邑智郡邑南町市木6239	71.9	21分	34° 47′ 45″	132° 24′ 01″	アスファルト	
258	江津-65	邑南町	邑南町立瑞穂小学校グラウンド	邑智郡邑南町下田所280	61.5	19分	34° 51′ 16″	132° 31′ 16″	転圧土	
259	江津-66	邑南町	邑南町立高原小学校グラウンド	邑智郡邑南町原村1181-5	56.5	17分	34° 53′ 37″	132° 33′ 11″	転圧土	
260	江津-67	邑南町	邑南町青少年旅行村	邑智郡邑南町山田443-2	60.7	18分	34° 51′ 21″	132° 32′ 37″	芝	
261	江津-68	邑南町	邑南町立瑞穂中学校	邑智郡邑南町淀原810	61.5	19分	34° 51′ 11″	132° 31′ 46″	転圧土	
262	江津-69	邑南町	邑南町立瑞穂球場	邑智郡邑南町淀原818-10	61.7	19分	34° 51′ 04″	132° 31′ 50″	転圧土	
263	江津-70	邑南町	井原グラウンド	邑智郡邑南町井原2125-2	57.8	18分	34° 54′ 19″	132° 28′ 46″	転圧土	
264	江津-71	邑南町	日貫(ひめい)公民館 (日貫農業構造改善センター) 周辺地	邑智郡邑南町日貫1168	65.0	20分	34° 53′ 04″	132° 21′ 54″	転圧土	
265	江津-72	邑南町	邑南町立日貫小学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町日貫3306 1	65.4	20分	34° 53′ 03″	132° 21′ 23″	転圧土	
266	江津-73	邑南町	旧日和小学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町日和2580-2	61.5	19分	34° 54′ 51″	132° 22′ 42″	転圧土	
267	江津-74	邑南町	邑南町立矢上小学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町矢上1-3	60.9	18分	34° 53′ 24″	132° 26′ 30″	転圧土	
268	江津-75	邑南町	邑南町立石見東小学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町中野2306	58.9	18分	34° 54′ 00″	132° 28′ 04″	転圧土	
269	江津-76	邑南町	邑南町立石見中学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町中野2645	60.0	18分	34° 53′ 32″	132° 27′ 22″	転圧土	
270	江津-77	邑南町	島根県立石見養護学校 (グラウンド)	邑智郡邑南町中野2384-18	59.4	18分	34° 53′ 46″	132° 27′ 43″	転圧土	
271	江津-78	邑南町	株雲海いこいの村しまね (野外ホール)	邑智郡邑南町高水2467-10	63.3	19分	34° 51′ 44″	132° 27′ 03″	(雑草真砂土)	
272	江津-79	邑南町	邑南町総合公園野球場 (サブグラウンド)	邑智郡邑南町矢上7079-1	62.8	19分	34° 52′ 50″	132° 25′ 12″	芝	
273	江津-80	邑南町	邑南町総合公園野球場 (石見スタジアム)	邑智郡邑南町矢上7079 1	62.8	19分	34° 52′ 51″	132° 25′ 07″	転圧土、芝	
274	江津-81	邑南町	中野グラウンド	邑智郡邑南町中野991-1	58.9	18分	34° 54′ 09″	132° 27′ 43″	転圧土	
275	江津-82	邑南町	公立邑智病院ヘリポート	邑智郡邑南町中野3848-2	59.8	18分	34° 53′ 46″	132° 27′ 13″	芝	公立邑智病院
276	江津-83	邑南町	県立矢上高等学校グラウンド	邑智郡邑南町矢上3921	61.3	19分	34° 53′ 13″	132° 26′ 26″	転圧土	
277	江津-84	美郷町	美郷町防災公園	邑智郡美郷町久保22-3	36.9	12分	35° 04′ 11″	132° 35′ 39″	周囲：アスファルト 中央：芝	
278	江津-85	北広島町	大朝 I C	広島県山県郡北広島町新庄地内	72.4	22分	34° 45′ 39″	132° 29′ 14″	アスファルト	
279	江津-86	邑南町	下口羽江の川堤防	邑智郡邑南町下口羽1584-6	54.1	17分	34° 53′ 29″	132° 40′ 32″	アスファルト	
280	江津-87		削除 (2,7,7)							
281	江津-88	北広島町	寒曳山 (かんびきやま) P A上り線	広島県山県郡北広島町大朝字横路原甲310-2	71.5	21分	34° 46′ 48″	132° 27′ 18″	アスファルト	
282	雲南-01	雲南市	里熊場外 (斐伊川河川敷臨時着陸場)	雲南市木次町下熊谷	15.4	6分	35° 18′ 10″	132° 53′ 55″	アスファルト	
283	雲南-02	雲南市	木次小学校	雲南市木次町木次1001番地1	16.7	7分	35° 17′ 11″	132° 54′ 11″	転圧土	
284	雲南-03	雲南市	温泉小学校	雲南市木次町平田506番地	24.6	9分	35° 12′ 45″	132° 56′ 21″	砂	
285	雲南-04	雲南市	寺館小学校	雲南市木次町寺館612番地	19.1	7分	35° 16′ 48″	132° 55′ 47″	転圧土	
286	雲南-05		削除 (7,9,1)							
287	雲南-06	雲南市	丸子山公園	雲南市大東町大東	20.6	8分	35° 19′ 11″	132° 58′ 17″	転圧土	
288	雲南-07	雲南市	大東高校	雲南市大東町大東637番地	20.0	7分	35° 19′ 42″	132° 58′ 04″	転圧土	

総数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	出入港時ヘリポート
289	雲南-08	雲南市	阿用小学校	雲南市大東町東阿用109番地	20.9	8分	35° 18′ 15″	132° 58′ 08″	転圧土	
290	雲南-09	雲南市	旧海潮小学校	雲南市大東町北村460	24.6	9分	35° 20′ 24″	133° 01′ 21″	転圧土	
291	雲南-10	雲南市	海潮小学校	雲南市大東町南村268	24.6	9分	35° 20′ 08″	133° 01′ 15″	転圧土	
292	雲南-11	雲南市	佐世小学校	雲南市大東町上佐世1394番地1	18.9	7分	35° 18′ 31″	132° 56′ 43″	転圧土	
293	雲南-12	雲南市	西小学校	雲南市大東町仁和寺2435番地11	18.1	7分	35° 20′ 14″	132° 56′ 58″	転圧土	
294	雲南-13	雲南市	大東ふれあい運動場	雲南市大東町養賀967番地	18.9	7分	35° 19′ 22″	132° 57′ 06″	芝 生	
295	雲南-14	雲南市	かみくの桃源郷	雲南市大東町上久野1371-4	29.1	10分	35° 15′ 51″	133° 02′ 40″	土・草	
296	雲南-15	雲南市	久野小学校	雲南市大東町上久野44番地1	27.4	9分	35° 15′ 59″	133° 01′ 32″	転圧	
297	雲南-16	雲南市	加茂小学校	雲南市加茂町加茂中1031番地	14.3	6分	35° 20′ 49″	132° 54′ 30″	転圧土	
298	雲南-17	雲南市	加茂中央公園	雲南市加茂町宇治228-1	13.7	6分	35° 20′ 35″	132° 54′ 02″	転圧土	
299	雲南-18	雲南市	加茂中学校	雲南市加茂町神原1262	13.5	6分	35° 20′ 38″	132° 53′ 53″	転圧土	
300	雲南-19	雲南市	坂山訓練場	雲南市三刀屋町三刀屋	14.1	6分	35° 17′ 21″	132° 52′ 05″	芝生、アスファルト	
301	雲南-20	雲南市	三刀屋小学校	雲南市三刀屋町給下1077番地1	13.7	6分	35° 18′ 12″	132° 52′ 40″	転圧土	
302	雲南-21	雲南市	中野小学校	雲南市三刀屋町中野375番地2	18.5	7分	35° 13′ 50″	132° 51′ 28″	転圧土	
303	雲南-22	雲南市	鍋山小学校	雲南市三刀屋町乙加宮1231番地	14.1	6分	35° 15′ 49″	132° 49′ 51″	転圧土	
304	雲南-23	雲南市	飯石小学校	雲南市三刀屋町多久和528	17.0	7分	35° 15′ 18″	132° 52′ 19″	転圧土	
305	雲南-24	雲南市	掛合野球場	雲南市掛合町掛合	18.7	7分	35° 12′ 46″	132° 48′ 40″	転圧土	
306	雲南-25	雲南市	掛合中学校	雲南市掛合町掛合2136-1	20.4	8分	35° 11′ 52″	132° 48′ 47″	転圧土	
307	雲南-26	雲南市	波多交流センター	雲南市掛合町波多459番地1	26.1	9分	35° 08′ 25″	132° 44′ 13″	雑草地	
308	雲南-27	雲南市	吉田中学校	雲南市吉田町吉田1080番地4	24.8	9分	35° 10′ 00″	132° 51′ 16″	転圧土	
309	雲南-28	雲南市	吉田小学校	雲南市吉田町吉田1060番地1	24.8	9分	35° 10′ 04″	132° 51′ 28″	転圧土	
310	雲南-29	雲南市	田井小学校	雲南市吉田町深野90-1	24.1	9分	35° 12′ 15″	132° 55′ 02″	転圧土	
311	雲南-30	奥出雲町	三成野球場	仁多郡奥出雲町三成1626	29.6	10分	35° 11′ 40″	132° 59′ 44″	砂、芝	
312	雲南-31	奥出雲町	三成小学校	仁多郡奥出雲町三成348番地	30.0	10分	35° 11′ 53″	133° 00′ 12″	砂	
313	雲南-32	奥出雲町	三成公園陸上競技場	仁多郡奥出雲町三成地内	29.4	10分	35° 11′ 43″	132° 59′ 39″	天然芝	奥出雲病院
314	雲南-33	奥出雲町	阿井小学校	仁多郡奥出雲町上阿井110番地	31.1	10分	35° 08′ 47″	132° 57′ 09″	転圧土	
315	雲南-34	奥出雲町	布勢小学校	仁多郡奥出雲町八代220番地	27.2	9分	35° 13′ 42″	132° 59′ 41″	転圧土	
316	雲南-35	奥出雲町	布勢運動公園	仁多郡奥出雲町八代地内	27.2	9分	35° 13′ 37″	132° 59′ 33″	転圧土	
317	雲南-36	奥出雲町	三沢小学校	仁多郡奥出雲町三沢1099-7	27.6	9分	35° 12′ 11″	132° 58′ 30″	砂	
318	雲南-37	奥出雲町	高田小学校	仁多郡奥出雲町高田25-2	30.7	10分	35° 13′ 42″	133° 02′ 34″	土グラウンド	
319	雲南-38	奥出雲町	横田小学校	仁多郡奥出雲町横田1025番地 1	37.6	12分	35° 10′ 43″	133° 05′ 33″	砂	
320	雲南-39		削除 (3.6.1)							
321	雲南-40	奥出雲町	横田多目的広場	仁多郡奥出雲町稲原地内	38.5	12分	35° 10′ 04″	133° 05′ 38″	天然芝	
322	雲南-41	奥出雲町	横田野球場	仁多郡奥出雲町稲原地内	38.0	12分	35° 10′ 15″	133° 05′ 22″	砂、芝	
323	雲南-42	奥出雲町	鳥上小学校	仁多郡奥出雲町大呂1151 2	40.4	13分	35° 10′ 56″	133° 07′ 57″	砂	
324	雲南-43	奥出雲町	馬木小学校	仁多郡奥出雲町大馬木1857番地1	38.3	12分	35° 07′ 31″	133° 02′ 41″	転圧土	
325	雲南-44	奥出雲町	馬木農村広場	仁多郡奥出雲町小馬木地内	38.0	12分	35° 07′ 28″	133° 02′ 18″	転圧土、人工芝	
326	雲南-45		削除 (29.12.28)							
327	雲南-46	奥出雲町	八川運動公園	仁多郡奥出雲町八川地内	38.3	12分	35° 09′ 23″	133° 04′ 51″	転圧土	
328	雲南-47	飯南町	頓原町民グラウンド	飯石郡飯南町頓原地内（頓原小学校付近）	32.6	11分	35° 04′ 54″	132° 46′ 49″	転圧土	
329	雲南-48	飯南町	飯南町頓原防災拠点施設	飯石郡飯南町頓原地内	32.8	11分	35° 04′ 50″	132° 47′ 03″	雑草地	
330	雲南-49	飯南町	赤来中学校	飯石郡飯南町下赤名1938	39.4	13分	35° 01′ 11″	132° 43′ 11″	転圧土	
331	雲南-50		削除 (7.10.31)							
332	雲南-51		削除 (3.1.29)							
333	雲南-52	飯南町	飯南高校	飯石郡飯南町野萱800番地	37.8	12分	35° 02′ 05″	132° 44′ 28″	転圧土	
334	雲南-53	飯南町	来島小学校	飯石郡飯南町野萱1948番地	37.6	12分	35° 02′ 09″	132° 44′ 27″	転圧土	
336	雲南-55	飯南町	志々小学校	飯石郡飯南町八神169番地	29.6	10分	35° 06′ 46″	132° 41′ 46″	転圧土	
337	雲南-56	雲南市	かみくの桃源郷2	雲南市大東町上久野383-2	29.1	10分	35° 15′ 55″	133° 02′ 43″	土・草	
338	雲南-57	雲南市	尾原ダム	雲南市木次町北原地内	25.4	9分	35° 13′ 52″	132° 58′ 19″	芝	
339	雲南-58	雲南市	西日登小学校	雲南市木次町西日登985	18.3	7分	35° 16′ 05″	132° 54′ 28″	転圧土	
340	雲南-59	飯南町	飯南町山村広場	飯石郡飯南町下赤名地内	41.9	13分	34° 59′ 56″	132° 42′ 37″	アスファルト	
341	雲南-60	飯南町	志津見ダム上流広場	飯石郡飯南町角井1891-20	24.1	9分	35° 10′ 03″	132° 40′ 36″	アスファルト・転圧土	
342	雲南-61	奥出雲町	奥出雲町三成場外離着陸場	仁多郡奥出雲町三成1621-8	29.8	10分	35° 11′ 37″	132° 59′ 47″	アスファルト	
343	雲南-62	奥出雲町	亀嵩小学校	仁多郡奥出雲町亀嵩2206	33.9	11分	35° 13′ 17″	133° 04′ 35″	転圧土	
344	雲南-63	雲南市	三刀屋木次ⅠC	雲南市木次町下熊谷地内	15.2	6分	35° 17′ 49″	132° 53′ 33″	アスファルト	
345	雲南-64	雲南市	吉田チェンペース	雲南市吉田町吉田地内	24.3	9分	35° 09′ 57″	132° 49′ 59″	アスファルト	
346	雲南-65	奥出雲町	奥出雲おろちろープ道の駅	仁多郡奥出雲町八川2500-293	45.9	14分	35° 05′ 45″	133° 07′ 38″	アスファルト	
347	雲南-66	雲南市	加茂岩倉パーキングエリア上り線	雲南市加茂町大崎	12.4	5分	35° 21′ 27″	132° 53′ 21″	アスファルト	

総数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	進入・離陸ヘリポート
348	雲南-67	雲南市	加茂岩倉パークングエリア下り線	雲南市加茂町大崎	12.2	5分	35° 21′ 26″	132° 53′ 18″	アスファルト	
349	雲南-68	雲南市	吉田掛合 I C チェンベース	雲南市吉田町	21.5	8分	35° 11′ 41″	132° 50′ 34″	アスファルト	
350	雲南-69	雲南市	J A しまね雲南地区本部吉田集畜場	雲南市吉田町吉田861-1	25.6	9分	35° 09′ 48″	132° 52′ 02″	アスファルト	
351	雲南-70	飯南町	琴引スキー場駐車場	飯石郡飯南町佐見1151	35.4	12分	35° 03′ 22″	132° 46′ 03″	アスファルト	
352	雲南-71	雲南市	大東丸子山	雲南市大東町大東1405	20.4	8分	35° 19′ 17″	132° 58′ 16″	アスファルト	
353	隠岐-01	隠岐の島町	隠岐の島町総合グラウンド	隠岐郡隠岐の島町栄町1435番地	106.1	31分	36° 12′ 37″	133° 19′ 34″	転圧土	
354	隠岐-02	隠岐の島町	隠岐水産高校グラウンド	隠岐郡隠岐の島町東郷川尻2番地	108.0	31分	36° 13′ 21″	133° 20′ 23″	転圧土	
355	隠岐-03	隠岐の島町	飯田岸壁	隠岐郡隠岐の島町飯田	107.8	31分	36° 13′ 02″	133° 20′ 57″	アスファルト	
356	隠岐-04	隠岐の島町	立木ヨットハーバー	隠岐郡隠岐の島町飯田	106.7	31分	36° 12′ 12″	133° 21′ 18″	アスファルト	
357	隠岐-05		削除 (5.9.5)							
358	隠岐-06	隠岐の島町	旧大久小学校グラウンド	隠岐郡隠岐の島町大久山根18番地	111.7	32分	36° 14′ 59″	133° 22′ 03″	転圧土	
359	隠岐-07	隠岐の島町	旧今津小学校グラウンド	隠岐郡隠岐の島町今津346番地2	102.4	30分	36° 10′ 55″	133° 18′ 22″	転圧土	
360	隠岐-08	隠岐の島町	加茂港岸壁	隠岐郡隠岐の島町加茂	101.7	29分	36° 11′ 09″	133° 16′ 42″	アスファルト	
361	隠岐-09	隠岐の島町	箕浦公園	隠岐郡隠岐の島町加茂	101.3	29分	36° 10′ 42″	133° 17′ 20″	転圧土	
362	隠岐-10		削除 (3.4.16)							
363	隠岐-11	隠岐の島町	中村港岸壁	隠岐郡隠岐の島町中村	116.3	33分	36° 19′ 17″	133° 18′ 22″	アスファルト	
364	隠岐-12	隠岐の島町	卯敷グラウンド (国民保養センター)	隠岐郡隠岐の島町卯敷999番地	114.3	33分	36° 16′ 39″	133° 21′ 55″	転圧土	
365	隠岐-13		削除 (5.9.5)							
366	隠岐-14	隠岐の島町	隠岐の島町立五箇運動場	隠岐郡隠岐の島町郡75番地2	110.2	32分	36° 17′ 09″	133° 14′ 19″	転圧土	
367	隠岐-15		削除 (5.9.5)							
368	隠岐-16	隠岐の島町	福浦港岸壁	隠岐郡隠岐の島町北方福浦	108.2	31分	36° 16′ 49″	133° 11′ 49″	転圧砂利	
369	隠岐-17	隠岐の島町	旧那久小学校グラウンド	隠岐郡隠岐の島町那久698番地	101.9	30分	36° 12′ 59″	133° 12′ 11″	転圧土	
370	隠岐-18		削除 (5.9.5)							
371	隠岐-19	隠岐の島町	隠岐の島町立都万運動場 (野球場)	隠岐郡隠岐の島町都万	101.1	29分	36° 11′ 56″	133° 13′ 53″	転圧芝	
372	隠岐-20	隠岐の島町	アイランドパーク	隠岐郡隠岐の島町津戸909番地1	99.5	29分	36° 10′ 39″	133° 14′ 39″	転圧芝	
373	隠岐-21		削除 (5.9.5)							
374	隠岐-22	海士町	海士港岸壁	隠岐郡海士町大字福井1524-1	85.4	25分	36° 06′ 03″	133° 04′ 12″	コンクリート	
375	隠岐-23	海士町	海士町ヘリポート	隠岐郡海士町大字海士	86.3	25分	36° 06′ 03″	133° 05′ 44″	アスファルト	
376	隠岐-24	海士町	海士中学校グラウンド	隠岐郡海士町大字海士944番地	85.0	25分	36° 05′ 26″	133° 05′ 18″	転圧土	
377	隠岐-25	海士町	宇受賀港岸壁	隠岐郡海士町大字宇受賀	88.7	26分	36° 07′ 07″	133° 06′ 47″	砂利	
378	隠岐-26		削除 (5.9.5)							
379	隠岐-27		削除 (5.9.5)							
380	隠岐-28	海士町	海士小学校	隠岐郡海士町大字海士4970番地	87.0	26分	36° 06′ 20″	133° 06′ 25″	転圧土	
381	隠岐-29		削除 (5.9.5)							
382	隠岐-30		削除 (5.9.5)							
383	隠岐-31		削除 (5.9.5)							
384	隠岐-32		削除 (30.7.11)							
385	隠岐-33	西ノ島町	西ノ島町ヘリポート	隠岐郡西ノ島町大字美田	83.0	24分	36° 05′ 30″	133° 00′ 52″	アスファルト	隠岐島前病院
386	隠岐-34		削除 (30.7.11)							
387	隠岐-35		削除 (5.9.5)							
388	隠岐-36		削除 (5.9.5)							
389	隠岐-37		削除 (30.7.11)							
390	隠岐-38	知夫村	知夫村ヘリポート	隠岐郡知夫村187-3	75.6	22分	36° 00′ 33″	133° 03′ 37″	アスファルト	
391	隠岐-39	知夫村	仁夫公園	隠岐郡知夫村2246-7	74.3	22分	36° 00′ 21″	133° 01′ 54″	転圧芝	
392	隠岐-40	隠岐の島町	隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	106.3	31分	36° 12′ 58″	133° 19′ 07″	コンクリート	
393	隠岐-41	西ノ島町	島前病院場外離着陸場	隠岐郡西ノ島町大字美田2096-7	85.0	25分	36° 06′ 25″	133° 02′ 05″	アスファルト	
394	安来-01	安来市	福井工業団地	安来市東赤江町福井地内	44.6	14分	35° 26′ 39″	133° 14′ 23″	転圧土	
395	安来-02	安来市	安来球場	安来市飯島町792	44.8	14分	35° 25′ 53″	133° 14′ 39″	土砂転圧	
396	安来-03	安来市	安来運動公園陸上競技場	安来市吉岡町450	45.7	14分	35° 24′ 37″	133° 15′ 22″	芝	
397	安来-04	安来市	安来西部球場	安来市赤江町上坂田町	42.4	13分	35° 25′ 23″	133° 13′ 08″	転圧土	
398	安来-05	安来市	島田小学校校庭	安来市穂日島町485	49.3	15分	35° 25′ 07″	133° 17′ 42″	転圧土 一部芝	
399	安来-06	安来市	安来高等学校校庭	安来市佐久保町115	45.4	14分	35° 24′ 50″	133° 15′ 08″	転圧土	
400	安来-07	安来市	情報科学高等学校校庭	安来市能義町310	42.6	14分	35° 24′ 08″	133° 13′ 20″	転圧土	
401	安来-08	安来市	広瀬中央公園	安来市広瀬町広瀬307	37.6	12分	35° 21′ 43″	133° 10′ 08″	転圧土	
402	安来-09	安来市	山佐ダム	安来市広瀬町上山佐3036-11	32.4	11分	35° 18′ 31″	133° 06′ 09″	芝	
403	安来-10	安来市	飯梨川右岸河川敷 (富田橋付近)	安来市広瀬町宮有無番地	38.5	12分	35° 21′ 53″	133° 10′ 44″	アスファルト	安来市立病院
404	安来-11	安来市	旧山佐小学校校庭	安来市広瀬町上山佐608-1	33.0	11分	35° 19′ 31″	133° 06′ 42″	転圧土	
405	安来-12	安来市	比田小学校校庭	安来市広瀬町西比田1659-1	37.6	12分	35° 14′ 30″	133° 08′ 04″	転圧土	

総数	共通呼称	市町村	臨時離着陸場名称	住所	距離(km)	時間(分)	緯度	経度	表面	出入着陸ヘリポート
406	安来-13	安来市	旧奥田原小学校校庭	安来市広瀬町奥田原479	31.1	10分	35° 17′ 00″	133° 04′ 40″	転圧土	
407	安来-14	安来市	広瀬中学校校庭	安来市広瀬町富田1470	38.0	12分	35° 21′ 26″	133° 10′ 21″	転圧土	
408	安来-15	安来市	布部ふれあいグラウンド（旧布部中学校）	安来市広瀬町布部288	36.7	12分	35° 18′ 13″	133° 08′ 56″	転圧土	
409	安来-16	安来市	伯太運動広場	安来市伯太町日次585-1	46.5	15分	35° 19′ 27″	133° 15′ 43″	転圧土	
410	安来-17	安来市	安田小学校校庭	安来市伯太町安田1213-1	48.0	15分	35° 22′ 20″	133° 17′ 00″	転圧土	
411	安来-18	安来市	伯太中学校校庭	安来市伯太町西母里940-6	47.0	15分	35° 21′ 02″	133° 16′ 18″	転圧土	
412	安来-19	安来市	十神小学校校庭	安来市安来町843-3	45.2	14分	35° 25′ 47″	133° 14′ 54″	転圧土	
413	安来-20	安来市	社日小学校校庭	安来市宮内町101	45.2	14分	35° 25′ 22″	133° 14′ 56″	芝	
414	安来-21	安来市	安来高等学校野球場	安来市佐久保町115	45.7	14分	35° 25′ 01″	133° 15′ 18″	転圧土	
415	安来-22	安来市	赤江小学校校庭	安来市赤江町1843	43.2	14分	35° 25′ 47″	133° 13′ 31″	転圧土	
416	安来-23		削除（29.4.10）							
417	安来-24	安来市	荒島小学校校庭	安来市荒島町2728	41.5	13分	35° 25′ 39″	133° 12′ 22″	転圧土	
418	安来-25	安来市	安来第三中学校校庭	安来市西赤江町395	42.4	13分	35° 25′ 25″	133° 13′ 02″	転圧土	
419	安来-26	安来市	飯梨小学校校庭	安来市植田町398	40.7	13分	35° 23′ 28″	133° 12′ 11″	転圧土	
420	安来-27	安来市	能義小学校校庭	安来市飯生町265	43.0	14分	35° 23′ 39″	133° 13′ 38″	転圧土	
421	安来-28	安来市	南小学校校庭	安来市清瀬町230	45.7	14分	35° 23′ 06″	133° 15′ 29″	転圧土	
422	安来-29	安来市	宇賀荘小学校校庭	安来市清井町300	46.5	15分	35° 23′ 41″	133° 15′ 55″	転圧土	
423	安来-30	安来市	安来第二中学校校庭	安来市吉岡町7	44.8	14分	35° 23′ 49″	133° 14′ 52″	転圧土	
424	安来-31	安来市	安来運動公園野球場	安来市吉岡町	45.6	14分	35° 24′ 32″	133° 15′ 19″	芝 転圧土	
425	安来-32	安来市	中海ふれあい公園	安来市穂日島町	50.6	16分	35° 24′ 49″	133° 18′ 34″	芝 転圧土	
426	安来-33	安来市	飯梨川左岸河川敷（富田橋付近）	安来市広瀬町官有無番地	38.5	12分	35° 21′ 55″	133° 10′ 40″	芝	
427	安来-34	安来市	広瀬中央公園野球場	安来市広瀬町広瀬307	37.6	12分	35° 21′ 35″	133° 10′ 04″	芝 転圧土	
428	安来-35	安来市	東比田運動場	安来市広瀬町東比田	40.9	13分	35° 15′ 04″	133° 10′ 40″	転圧土	
429	安来-36	安来市	飯島(はしま) 工業団地緑地	安来市飯島町字中島692-1	45.0	14分	35° 26′ 03″	133° 14′ 40″	芝	
430	安来-37	安来市	赤屋小学校校庭	安来市伯太町赤屋123	46.9	15分	35° 17′ 47″	133° 15′ 40″	転圧土	
431	安来-38	安来市	上の台緑の村交流センター東側駐車場	安来市伯太町高江寸次844番地4	46.5	15分	35° 18′ 32″	133° 15′ 32″	アスファルト	
432	安来-39	安来市	宇波交流センター	安来市広瀬町宇波482-2	40.4	13分	35° 18′ 39″	133° 11′ 32″	転圧土	
433	安来-40	安来市	布部小学校校庭	安来市広瀬町布部1152	36.7	12分	35° 18′ 06″	133° 08′ 50″	転圧土	
434	安来-41	安来市	西谷交流センター	安来市広瀬町西谷376-6	35.4	12分	35° 16′ 36″	133° 07′ 27″	転圧土	
435	安来-42	安来市	山佐運動広場	安来市広瀬町上山佐1472-4	32.4	11分	35° 19′ 07″	133° 06′ 17″	芝	
436	安来-43	安来市	比田分駐所	安来市広瀬町西比田1444-3	37.0	12分	35° 14′ 20″	133° 07′ 50″	アスファルト	

災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村）

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内々地方が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の依頼）

第1条 応援の依頼は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、避難、防護、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護、防火、応急防護等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、福祉、応急復旧等に必要な医師、技術員、技師等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第1条に定める他県・市町村局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、当該、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後述の通り直やかに次の各号に定める事項を記録した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の依頼及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の発生に際し特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。
- この場合、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の可否を県の連絡担当部局に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に掲げる経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時経費を支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、直やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成員」という。）は、構成員の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な物資の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(平常時における協力体制)

第3条 構成員は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 構成員は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

(危機事象発生時における応援体制)

第4条 応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成員間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。

3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

(危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成員の協議により別に定めることができる。

(事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

(連絡担当部署)

第8条 構成員は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部署を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

《資料の交換》

第9条 橋成市は、この協定に基づき必要が認められるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

《他の協定との関係》

第10条 この協定は、橋成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

《その他》

第11条 この協定は定めのない事項については、その都度、橋成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連絡協議会加盟市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年3月 2日

鳥取県	鳥取市
鳥取県	米子市
鳥取県	倉吉市
鳥取県	境港市
鳥取県	松江市
鳥取県	浜田市
鳥取県	出雲市
鳥取県	益田市
鳥取県	大田市
鳥取県	安来市
鳥取県	西条市
鳥取県	真庭市

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

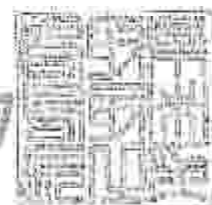
当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

鳥取県 鳥取市長

竹内 功





山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

鳥取県 米子市長

野坂康夫



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

鳥取県 倉吉市長

石田耕太郎



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

鳥取県 境港市長

市 長 橋 本 浩 一



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

島根県 松江市長

松浦 正 敬



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

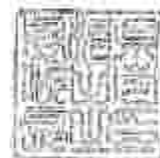
当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石田 耕太郎 様

島根県 浜田市長

宇津 徹男



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

島根県 出雲市長

長岡秀人



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石田 辨太郎 様

島根県 益田市市長

山本 浩章



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

島根県 安来市長 近 藤 宏 樹



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

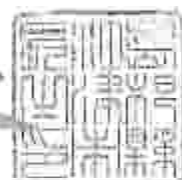
当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

島根県 江津市長

田中増次



山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援
に関する協定の締結に関する同意書

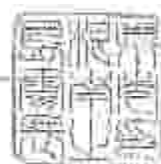
当市は、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象発生時における市間の相互応援に関する基本事項を定めた「山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定」の締結について同意します。

平成24年10月 2日

山陰都市連携協議会
平成24年度開催市
倉吉市長 石 田 耕 太 郎 様

島根県 雲南市長

連 水 雄



全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第136号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(3) 応援の期間

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町との協議により、応援市町が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を行わずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町それぞれが各1通を保有するものとする。

平成26年4月17日

北海道 新ひだか町長 酒井 芳 秀



秋田県 仙北市長 月脇 光 浩



宮城県 柴田町長 滝口 茂



福島県 荒岡町長 宮本 皓 一



群馬県 前橋市長 山本 龍



埼玉県 幸手市長 渡辺 邦 夫



新潟県 五泉市長 伊藤 勝 美



岐阜県 本巣市長 藤原 勉



奈良縣 吉野町長

北岡



島根縣 雲南市長

速水雄一



長崎縣 太宰市長

松本 崇



宮崎縣 日南市長

崎田 恭平



茨城縣 日立市長

吉成 明



雲南市・豊明市
災害時等相互応援に関する協定書

島根県雲南市・愛知県豊明市

雲南市・豊明市による災害時等相互応援に関する協定

高知県雲南市（以下「甲」という。）と愛知県豊明市（以下「乙」という。）は災害時における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 甲又は乙は、応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、災害の状況を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定における応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （2）食糧及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供
- （3）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

2 甲及び乙は、相互応援のための連絡担当部局を定めたとき（変更したときを含む。）は、当該部局名、課室名並びに担当責任者及び同代理人の職氏名、電話番号その他必要な事項を通知するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、甲又は乙に対し別記災害応援要請書を提出するものとする。ただし、災害応援要請書を提出するいとまがない場合には、電話等の通信手段による要請を行うことができるものとする。この場合においては、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) その他応援を必要とする事項等

《応援隊の指揮》

第6条 応援を要請した市（以下、「応援要請市」という。）における応援隊の指揮は、応援要請市の長又は、災害対策本部員が応援隊の長に対し行うものとする。

《経費の負担》

第7条 応援に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ別に定める。

《情報の交換》

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

《その他》

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年1月12日

甲 島根県雲南市木次町里方5-2-1番地1

雲南市長

速水雄一



乙 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市長

小澤正典



島根県消防広域相互応援協定書

島根県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第220号）第39条の規定に基づき、島根県内の市町村及び消防にかかる一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 島根県は、前項の目的を達するため、消防組織法第42条に基づき市町村等とともに非常事態の際の適切な協力関係を構築するものとする。

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第2条 この協定において、「代表消防機関」とは、都道府県ごとに消防機関の推薦に基づき消防庁長官が定める当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防機関をいう。

また、「代表消防機関代行」とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(協定の実施区域)

第3条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等の全域とする。

(協定の対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるもののうち、消防に関して応援活動を必要とするものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、危険物火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助等事故
- (4) その他前各号に掲げる災害に準じるもの

(各機関の役割)

第5条 島根県は、代表消防機関及び代表消防機関代行と密接な連携を図るとともに、消防組織法第43条に基づき、災害による被害が複数の市町村にまたがり、又はその市町村の消防力のみでは対処できないような事態において、効率的な災害の防衛措置がとられず、あるいは不十分であるため、事態を放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐため有効な措置を緊急にとる必要があるときは、市町村長等に対して、消防応援活動に必要な各種調整及び支援等のため必要な指示を行うことができる。

- 2 代表消防機関及び代表消防機関代行は、消防機関の統括、後方支援活動を行うとともに、島根県と密接な連絡調整を図るものとする。

（応援の要請）

第6条 応援の要請は、災害が発生した地域の消防を管理する市町村等の長（以下「受援団体の長」という。）から災害の種別、発生場所、応援隊の編成、その他必要事項を明確にして、応援を行う消防を管理する市町村等の長（以下「応援団体の長」という。）に対し、電話その他の方法により行うものとする。

- 2 受援団体の長は、島根県並びに代表消防機関に要請を行った旨を通知する。ただし、代表消防機関の管轄区域が被災している場合は代表消防機関代行にも前項の通知をするものとする。
- 3 災害の規模等により複数の応援団体の長に応援要請を行う必要があると受援団体の長が判断した場合は、代表消防機関又は代表消防機関代行を通じ要請を行うものとする。
- 4 代表消防機関又は代表消防機関代行は、前項に規定する場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、受援団体の長からの要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに、必要とされる応援団体の長に応援の要請を行うことができる。

（応援隊の派遣）

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援団体の長は、当該管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援団体の長は、応援隊を派遣したときは、出発日時など必要事項を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援団体の長に通知するものとする。

（応援隊の指揮等）

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援団体の消防長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

- 2 代表消防機関又は代表消防機関代行の応援隊は、必要に応じて受援団体の消防長が行う指揮の支援を行うものとする。

（報告）

第9条 応援団体の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに受援団体の長に報告するものとする。

- 2 受援団体の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 公務上の災害補償費〔地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づくもの〕
- イ 旅費及び出勤手当等
- ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)及び修理費
- エ 被服の損料費
- オ 交通事故における損害補償費等

(2) 受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものに限る。)
- イ 化学消火薬剤等の資材費
- ウ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- エ 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金(応援団体の条例を適用して算出した額)
- オ 食料の支給を必要とした場合はその経費

(3) 前各号以外の経費については、協定団体が協議して決定する。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、協定区域を所管する消防長が協議して別途定めるものとする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定の実施に疑義が生じた場合は、協定団体の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。
- 3 この協定の施行と同時に、鳥根県下市町村間で締結した「鳥根県下市町村及び消防にかかると一部事務組合の相互応援に関する協定書」及び「鳥根県内消防本部の救急業務に関する相互応援協定書」は廃止する。

平成30年8月1日

島根県知事

溝口 善兵衛



松江市長

松浦 正敬



浜田市長

久保田 章市



出雲市長

長岡 秀人



益田市長

山本 浩章



太州市長

楫野 弘和



安来市長

近藤

宏樹



江津市長

山下

修



雲南市長

速水

雄一



奥出雲町長

勝田

康雄



飯南町長

山崎

英樹



川本町長

三宅

真



美郷町長

景山

良枝



邑南町長

石橋

貞治



津和野町長

下森

博之



吉賀町長

岩本

一巳



海士町長

大江

和彦



西ノ島町長

井谷

博



知夫村長

平本

伴佐



隠岐の島町長

池田

高世保



益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山本 浩章



江津邑制消防組合
管理者

山下 修



雲南広域連合
広域連合長

連水 姓



隠岐広域連合
広域連合長

池田 高世偉



島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（1）災害が隣接する市町村等に拡大し、または影響をあたえるおそれのある場合

（2）発災市町村等の消防力によっては防ぎようが著しく困難な場合

（3）その救助急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次に事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害の発生場所及び被害の状況

（3）災害発生現場の気象状況

（4）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（5）応援に要する資器材の品目及び数量

（6）その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けるときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊を派遣した場合の連携)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。
ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は令和2年10月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。

3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」(平成6年3月28日)は廃止する。

令和2年10月1日

島根県知事

丸山 達也



松江市長

松浦 正敏



浜田市長

久保田 章市



出雲市長

長岡 秀人



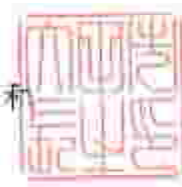
益川市長

山本 浩章



大田市長

横野 弘希



安 業 市 長

近 藤

宏 樹



江 津 市 長

山 下

修



雲 南 市 長

遊 水

雄 一



奥 出 雲 町 長

勝 田

康 則



飯 南 町 長

山 崎

英 樹



川 木 町 長

野 坂

一 弥



美 郷 町 長

藤 戸

隆



邑南町長

石橋 良治



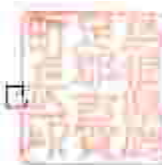
津和野町長

下森 博之



吉賀町長

岩本 一巳



海士町長

大江 和彦



西ノ島町長

升谷 健



知夫村長

平本 伴佳



隠岐の島町長

池田 高世偉



益田地区広域市町村圏
事務組合代表理事

山 本

浩 章



江津邑警消防組合
管 理 者

山 下

修



奥南広域連合
広域連合長

連 水

雄 一



隠岐広域連合
広域連合長

池 田

高 世 偉



災害時相互応援に関する協定書

島根県雲南市・宮城県岩沼市

災害時相互応援に関する協定

兵庫県三田市と宮城県岩沼市（以下、両市を「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援（以下「相互応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい近隣自治体同士として締結するもので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づき、協定市のいずれかの区域内で災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、被害を受けていない市に改めてより要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び被害状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、資機材及び物資の品目及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の要請を受けた市は、法令その他特別に定めがある場合及び正当な理由がある場合を除き、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

2 災害発生時、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合で必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議のうえ定めるものとする。

2 被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがない場合は、応援活動を実施した市

(以下「応援市」という。)が一時総務交代するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく応援活動に従事した応援市の職員（以下「応援職員」という。）が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費については、応援市が負担するものとする。

2 応援職員が、応援活動業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が当該業務の従事中に生じたものについては被災市が、応援場所までの往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市は、相互応援を円滑に行うために必要な地域防災計画その他の参考資料について、相互に交換するものとする。交換した資料に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練の実施)

第9条 協定市は、相互応援を円滑に行うため、必要な訓練を実施するものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに協定市のいずれからも異議の申出がなかったときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市が署名捺印の上、各1通を保有する。

令和4年3月11日

鳥根県愛南市長

石飛 厚志



宮城県岩沼市長

菊地 啓夫



協定書

公益財団法人D&G 財団（以下「甲」という。）、豊南市（以下「乙」という。）は、甲による「防災拠点の設置および災害発生時支援体制構築事業」（以下「本事業」という。）の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

（前提事項）

第1条 甲及び乙は、本協定に定める事項を誠実に履行し、甲が次の各号に掲げる事項の内容を確保する。

- (1) 甲及び乙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを詳述する。
- (2) 甲は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が支拂する本事業に対して支援金（以下「本支援金」という。）を交付、または、本事業の製作に用いる物品を現物支給する。現物支給分については、納品または所定の平積みが完了した時点で、乙の所有物となることを確認する。
- (3) 甲による乙への本支援金交付期間は、本事業実施年度を含めて原則3ヵ年とするが、甲が事前に承認した場合、甲及び乙間において定めた日まで、延長が可能であることを詳述する。
- (4) 甲及び乙は、本支援金について、本支援金の交付が終了した後も、乙が本事業を継続することを前提として交付されるものであることを確認する。
- (5) 乙が本支援金で購入した諸機材及び甲からの現物支給品は、乙の責任において、全て管理・使用することを確認する。
- (6) 乙が実施する研修については、乙の責任及び監督において、全て実施することを確認する。

（本事業の内容）

第2条 本事業は、乙が、次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。

- (1) 常時からの本事業実施自治体、または、それ以外の自治体等との相互支援体制構築及び連携の促進
- (2) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、物資及び人員の支援等の実施
- (3) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、関連部署や関係団体、民間団体等に向け本事業にて用意された機材の貸出等
- (4) 常時からの乙の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
- (5) 本事業において配属された機材を活用した定期的な研修の実施と継続
- (6) 本事業において配属された防災倉庫及び機材等の管理・保全
- (7) 本事業において配属された機材の定期的な点検や点検、適宜適切なメンテナンスの実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災拠点および災害支援全般に関すること

（本事業の遂行）

第3条 乙は、本事業を完遂するよう努力し、万一、甲または乙いずれかの事情により計画内容の変更、遅延等の事態が生じた場合は、相手方に速やかに連絡を取り、解決を図るものとする。

- 2 本支援金の交付期間内における研修について、乙は、甲が定めた研修内容や頻度に従って、指定回数を実施しなければならない。
- 3 その他、本協定に明記する業務について、本支援金交付期間中及び終了後も、甲から依頼があった場合は、乙は可能な限り協力することとする。

（本事業の継続）

第4条 乙は、法令、条例等に反しない限り、本支援金の交付終了後も第2条の内容を継続して実施することとする。なお、そのために必要な措置が発生する場合には、乙にて講ずるものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、書面による同意を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならない。

(私的利用の禁止及び支援金の返還)

第8条 乙は、事前に甲の承認を経ずに、第1条(1)に定める内容以外の用途で機材等を活用した場合、また、第三者へ譲渡したと判断される場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全部又は一部を、返還しなければならない。

2 乙は、第2条及び第3条第2項、第4条の規定に違反した場合、その他、本事業の趣旨から大きく逸脱する行為等が指摘された場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全額を、返還しなければならない。

3 前各項に於て、甲が乙に賠償した現物支給品が該当する場合も、乙は甲に対して、金銭による返還をしなければならない。

(災害発生時の派遣)

第7条 乙は、災害発生時の緊急支援や被災地の復興・復旧に際する支援が発生したと判断された場合、可能な限り、被災地等に向けた災害支援及び機材や人員等の派遣を行う。

2 被災地等における災害支援の実施可否、支援内容の詳細については、乙が決定及び調整し、その責任の負と実施するものとする。

3 甲からの要請による被災地等に向けた災害支援、物的及び人的派遣の依頼があった場合は、乙は可能な限り検討及び調整を図るものとする。また、甲からの要請による支援や派遣についても、乙の責任のもと決定し、実施するものとする。

4 前項の物的及び人的派遣に際し、甲がその費用の全額または一部を負担する場合に於ては、書面によって、甲に決定するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定書に規定した事項に関する協議又は本協定書に定めのない事項については、甲及び乙は協議をもって協議の上、解決するものとする。

以上の内容に合意したことを証するため、本協定書を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保管する。

2023年 8月 24日

甲 東京都港区虎ノ門2-4-10
公益財団法人 E&G 財団
理事長

菅 弘 昭



乙 長崎県東海市太波町世方221-1
長崎県
市長

石 飛 厚 志



災害時相互応援に関する協定書

長野県東御市・島根県雲南市

災害時相互応援に関する協定

長野県東御市と島根県雲南市（以下、両市を「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援（以下「相互応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、災害対策基本法（昭和56年法律第225号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、協定市のいずれかの区域内で災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、被害を受けていない市に文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び被害状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材及び物資の品目及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の要請を受けた市は、法令その他特別に定めがある場合及び正当な理由がある場合を除き、可能な範囲内において最大限にこれに応えるものとする。

2 災害発生時、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合で必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議のうえ定めるものとする。

2 被災市が負担すべき経費を支弁するいとまがない場合は、応援活動を実施した市

(以下「応援市」という。)が一時請託受弁するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく応援活動に従事した応援市の職員(以下「応援職員」という。)が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費については、応援市が負担するものとする。

2 応援職員が、応援活動業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が当該業務の従事中に生じたものについては被災市が、応援場所までの往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

(協定有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに協定市のいずれからも異議の申出がなかったときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市が署名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年10月12日

長野県東御市長

鳥取県雲南市長

矢野利夫



石飛厚志



B&G 財団及び中国ブロック B&G 海洋センター等所在市町村間 災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、『「B&G全国サミット」共同宣言 災害時等における相互応援』に基づき、鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県内に B&G 海洋センター等が所在する本協定を締結する市町村（以下「協定市町村」という。）の区域において、地震等の災害が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な対策を講じることができない場合に、公益財団法人 B&G 財団（以下「B&G 財団」という。）及び協定市町村が相互に協力・連携し、被災市町村の応急対策及び復旧、復興対策等を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の通りとする。

- (1) 避難者収容及び応援受援等を目的とした B&G 海洋センターをはじめとする公共施設の提供
- (2) B&G 財団の事業にて整備した車両及び資機材等の提供
- (3) 応急対策、応急復旧、復興に必要な車両及び資機材等の提供
- (4) 応急対策、応急復旧、復興に必要な職員の派遣
- (5) 食料、飲料水及びその他の生活必需品等の提供
- (6) 被災した地域住民の体験活動・教育活動復興イベント等の実施及び協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった応急対策、応急復旧、復興に必要な事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村が応援要請をする場合は、次の事項を可能な限り明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、B&G 財団又は協定市町村に対し文書により応援を要請するものとする。ただし、文書により要請しないなどない場合は、電話等にて要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援内容
- (3) 要請する内容に基づく以下の事項
 - ア 必要とする資機材、物資の品名及び数量等
 - イ 必要とする派遣職員の職種及び人員等
 - ウ 必要とする施設の規模等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 B&G 財団及び協定市町村は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 被災市町村から応援の要請を受けた B&G 財団及び協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村に対しその結果を連絡する。なお、B&G 財団から応援の要請を受けた協定市町村は、応援の可否を決定し、被災市町村及び B&G 財団に対しその結果を連絡する。
- 3 応援を決定した B&G 財団及び協定市町村（以下「応援団体」という。）は、被災市町村と連絡を取り、被災市町村が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。
- 4 被災市町村に向けた災害応援の実施可否、応援内容の詳細については、応援団体の責任のもと実施するものとする。

- 5 B&G 財団は、被災市町村から重機等を要する応援の要請を受けた場合、「防災拠点の設備および災害時相互支援体制構築」事業（以下「防災拠点事業」という。）を実施する協定市町村と調整を行い、応援を実施する場合は、防災拠点事業にて締結した協定書に基づくこととする。

（応援経費の負担）

- 第5条 B&G 財団及び協定市町村が前条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 被災市町村において費用を弁済するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援団体は当該費用を一時繰替弁済するものとする。
- 3 B&G 財団が、前条の規定に基づく応援に要した経費の全額又は一部を負担する場合は別途書面等により定めるものとする。

（自主的活動）

- 第6条 B&G 財団及び協定市町村は必要に応じて、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を実施することができる。
- 2 自主応援については、第3条の規定による被災市町村からの要請があったものとみなすことができる。ただし被災市町村の同意を要する。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用することができる。ただし、情報収集に要する費用等応援に直接関係ない経費については、前条の規定を準用しない。

（協定への参加）

- 第7条 本協定への参加は、協定への参加を希望する市町村が、別紙様式の協定参加申請書を B&G 財団へ提出し、B&G 財団及び協定市町村が書面等により承認したときをもって同意したものとみなす。
- 2 B&G 財団は、新たに協定市町村への追加があった場合は、速やかに他の協定市町村に書面にて通知する。

（他の協定との関係）

- 第8条 この協定は、B&G 財団及び協定市町村が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援等に関する協定等を妨げるものではない。

（連絡担当部局）

- 第9条 B&G 財団及び協定市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（情報交換）

- 第10条 B&G 財団及び協定市町村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前条に定める連絡担当部局を通じて必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

（その他）

- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

この協定は令和7年9月9日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を1通作成し、B&G 財団及び各市町村長が署名の上、B&G 財団が原本を保有し、協定市町村はその写しを保有するものとする。

公益財団法人 B&G 財団
会長 前 田 康 吉 殿

同意書

「B&G 財団及び中国ブロック B&G 海洋センター等所在市町村間 災害時相互応援協定」の締結につ
きまして、以下のとおり同意いたします。

記

1. 2025 年 5 月 27 日付で通知のありました「B&G 財団及び中国ブロック B&G 海洋センター等
所在市町村間 災害時相互応援協定」について理解し、協定を締結することに同意します。
2. 協定締結自治体の決定をもって協定の締結および施行となることに同意します。

島根県雲南市

雲南市長 石 飛 厚 志



以上

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と雲南市長(以下「乙」という。)は、雲南市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、雲南市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の緊急段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う緊急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、雲南市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に關して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からこの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に抵触が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月14日

甲 国土交通省

中国地方整備局長

横田

印



乙 雲南市

雲南市長

速水

雄一



災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

雲南市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（担当職員の配置）

第6条 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに福祉避難所担当職員を福祉避難所に配置する。

（福祉避難所における経費負担）

第7条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第9条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができる。

(介護支援者の確保)

第10条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第11条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(平常時からの連携)

第12条 甲は、あらかじめ乙に対し受け入れを要請する対象者の情報を提供するとともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第13条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第14条 この協定は、締結の日の属する年度の3月末日をもって満了とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わない場合には、更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 雲南市木次町里方 521 番地 1

雲南市長 速 水 雄 一

乙

福祉施設指定施設一覧

所在地	種別	施設名	運営主体	協定締結日
1 大東町	特別養護老人ホーム	鶴の上園	福) 島根県社会福祉事業団	平成25年9月27日
2 大東町	介護療養型医療施設	雲南市立病院 (ふれあい西棟)	雲南市	
3 大東町		大東地域福祉センター	雲南市	
4 大東町	雲南市健康福祉センター	大東健康福祉センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
5 大東町	老人グループホーム	とぎしの家	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
6 大東町	老人デイサービスセンター	あおぞらの家	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
7 大東町	障がい者支援センター	鶴屋あおぞら	あおぞら福祉会	平成25年9月27日
8 加茂町	特別養護老人ホーム	笑寿苑	福) かも福祉会	平成25年9月27日
9 加茂町	養護老人ホーム	宇寿荘	福) かも福祉会	平成25年9月27日
10 加茂町	認知症グループホーム	加茂の郷	雲南福祉サービス(株)	平成25年9月27日
11 木次町	特別養護老人ホーム	さくら苑	福) きずき福祉会	平成25年9月27日
12 木次町	介護老人保健施設	ケアセンターきずき	福) 同仁会	平成25年9月27日
13 三刀屋町	特別養護老人ホーム	梅里苑	福) 有隣会	平成25年9月27日
14 三刀屋町	病院	平成記念病院	福) 剛明会	平成25年9月27日
15 三刀屋町	雲南市健康福祉センター	三刀屋健康福祉センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
16 三刀屋町	デイサービスセンター	デイサービスセンターなかの	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
17 吉田町	高齢者総合福祉施設	ケアポートよしだ	福) よしだ福祉会	平成25年9月27日
18 吉田町	小規模多機能型居宅介護	とちのみ	福) よしだ福祉会	平成25年9月27日
19 掛合町	特別養護老人ホーム	えがおの里	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
20 掛合町	雲南市健康福祉センター	好老センター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日
21 掛合町	小規模多機能型居宅介護	入間ふれあいセンター	雲南市社会福祉協議会	平成25年9月27日

事故発生時におけるバス車両貸出しに関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と雲南広域連合雲南消防本部（以下「乙」という。）は、多数の負傷者が発生する交通事故等（以下「交通事故」という。）の発生時における被災者等の避難搬送（以下「緊急搬送」という。）に際し、甲所有バス車両を乙へ貸出すことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内で交通事故が発生した場合において、緊急搬送に関する体制を確保し、被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、前条の目的により甲に対して緊急搬送のためのバス車両貸出しを要請することができる。この場合において、甲は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（要請手続等）

第3条 乙は、前条の規定により協力要請する場合は、電話要請するものとする。
2 甲は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急搬送のためのバス車両の貸出しを行うものとする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急搬送を円滑に行うため、その保有する事故に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第5条 乙は、必要があると認めたときは、甲の搬送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第3条第2項の規定によるバス車両の貸出し受け緊急搬送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急搬送実施報告書（様式第1号）により甲へ報告するものとする。

（協力体制）

第7条 甲及び乙は、緊急搬送のためのバス貸出し協力に関し、あらかじめ連絡体制を整備し、相互に連絡指定場所届出書（様式第2号）により、報告しなければならない。
2 甲及び乙は、前項に規定する連絡体制を変更した場合は、速やかに報告しなければならない。

（費用の負担及び支払）

第8条 第2条の規定による緊急搬送に要した費用は、乙が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、第6条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払い等に係る事務手続きについては、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3箇月前までに、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年9月11日

甲 雲南市木次町木次1013番地1

雲南市

市長 速水 雄



乙 雲南市木次町木次町里方1100番地6

雲南広域連合雲南消防本部

消防長 陣子 弘 敏



雲南市

平成27年9月11日
署名捺印

要請日付

要請内容

車両の
搬入

搬送人

搬送経路

運送手段

運行距離
運行時間

備考

様式第1号

緊急搬送実施報告書

年 月 日

雲南市長

様

雲南消防本部
消防長

印

平成27年 月 日に締結した災害時における負傷者搬送に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急搬送を実施したので報告します。

記

要請日時	平成 年 月 日() 時 分														
要請内容	負傷者等の緊急搬送														
車両の種別・台数	マイクロバス 台 中型バス 台 大型バス 台														
搬送人数	人														
搬送経路	乗車場所() 降車場所()														
運転手氏名															
運行距離数及び 運行時間	<table border="1"> <tr> <td>運行距離</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td>車庫出発日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>現場着日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>現場発日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>搬送先着日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>搬送先発日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>車庫着日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分</td> </tr> </table>	運行距離	km	車庫出発日時	平成 年 月 日 時 分	現場着日時	平成 年 月 日 時 分	現場発日時	平成 年 月 日 時 分	搬送先着日時	平成 年 月 日 時 分	搬送先発日時	平成 年 月 日 時 分	車庫着日時	平成 年 月 日 時 分
運行距離	km														
車庫出発日時	平成 年 月 日 時 分														
現場着日時	平成 年 月 日 時 分														
現場発日時	平成 年 月 日 時 分														
搬送先着日時	平成 年 月 日 時 分														
搬送先発日時	平成 年 月 日 時 分														
車庫着日時	平成 年 月 日 時 分														
備 考															

連絡指定場所届出書

指定日	平成 年 月 日
名称	
所在地	

連絡体制	昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~8:30)
連絡担当部署		
連絡担当者職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		
その他連絡に必要な 事項		

災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書

鳥根県社会福祉協議会が運営するしまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「甲」という。）と鳥根県（以下「乙」という。）及び雲南市（以下「丙」という。）は、甲が行う災害時における福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同じ。）の派遣協力等に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 鳥根県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、甲による市町村への福祉専門職の応援派遣を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協力等の内容）

第2条 甲による派遣協力等の内容は次のとおりとする。

- （1）災害発生時に市町村における避難所や被災社会福祉施設等にしまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要綱に定める福祉専門職を派遣し、要配慮者等の福祉的ニーズへの対応を行う。
- （2）災害発生時に市町村で行われる公衆衛生活動等へ協力をを行う。

（派遣協力等の要請手続等）

第3条 丙は、災害時に福祉的支援が不要と判断した場合、乙を通じて甲に福祉専門職の派遣協力等の要請を行う。

- 2 乙は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、甲に伝え、派遣協力等の調整に協力する。
- 3 甲は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、協力施設等及び甲と調整を図り派遣等を決定する。
- 4 派遣協力等の要請は、「派遣協力等要請書」（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要し文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合、事後速やかに文書を送付するものとする。
- 5 丙は、派遣協力等の必要がなくなったと判断したときは、甲や乙に甲を通じて甲に連絡するものとする。

（安全の確保）

第4条 丙は、その要請により甲が派遣する福祉専門職が活動するにあたっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

（派遣等に要する費用）

第5条 福祉専門職の派遣に要する費用のうち、交通費、宿泊費、甲が加入した傷害保険料については、丙が甲に支払う。なお、履行確認のため、支払い完了後に領収書等

の写しを甲から丙に提出するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲が派遣した専任専門職が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償を受けるものとする。

なお、上記保険により補償を受けることのできる範囲は、別紙2に定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ別途三者で協議するものとする。

以上のとおり協定した旨として、この証書三通を作成し、甲乙丙三者印の上、各自それぞれその一通を保有する。

平成27年10月8日

甲 「しづね災害福祉広域支援ネットワーク」本部
島根県社会福祉協議会
会 長 新口 尊彦



乙 島根県
知 事 溝口 善兵衛



丙 雲南市
市 長 蓮水 雄一



別紙1

派遣協力等要請書

平成 年 月 日

「しほわ災害罹社店域支援ネットワーク」本部
島根県社会福祉協議会 会長 様

〇〇市町村長

「災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書」第3条第4項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 派遣場所
2. 派遣を必要とする職種等
及び人数
3. 派遣希望期間
4. 派遣者に求める業務内容

(注) 本書は、島根県災害対策本部を経由して提出するものとする。

別紙2

補償内容	補償金額
死亡・後遺障害保険金	3,000万円
入院保険金日額	5,000円（支払い限度日数180日）
通院保険金日額	3,000円（支払い限度日数90日）

災害時の物資供給等に関する協定書

岩手市長（以下「甲」という。）と道の駅「餅倉の里」駅長（以下「乙」という。）と国土交通省
中国地方整備局松江国道事務所長（以下「丙」という。）は、周辺地域の災害発生時における物資
供給等に関し、次の条項により、協定を締結する。

（要 請）

第1条 丙は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対しその調
達が可能な範囲内で物資の供給を要請することが出来る。

（1）松江国道事務所管内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（2）松江国道事務所管内以外において災害が発生し、丙が災害支援等を行う場合で、物資
調達の必要があるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 丙が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能
な物資とする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他丙が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 丙は必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等につい
て照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書「物資発注書（別紙様式1）」により行うものとする。ただし、
緊急を要する場合は、電話、ファックスにより要請し、その後速やかに文書を交付するもの
とする。

（要請に基づいた計画）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその供給可能な物資を「物資供給可能数量報告書
（別紙様式2）」により丙に提出するものとする。

（施設の使用）

第6条 丙は、第2条の調達物資の仕分け等を行うに際し、甲の施設を無償で使用出来るもの
とする。

〔物資の引渡し〕

第7条 物資の引渡場所は、前条に規定する甲の管理する施設とする。

2 丙は、当該場所に職員を派遣し物資の数量を確認したうえで引渡を受けるものとする。

〔費用〕

第8条 丙は物資の引渡を受けた後、丙の請求に基づきその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

〔情報提供〕

第9条 丙は、平時及び災害時において、乙に対し、防災・災害情報を提供することが出来るものとし、乙は提供を受けた情報を来店者等に対し、情報提供するものとする。

〔連絡責任者の報告〕

第10条 甲、乙、丙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙様式3）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

〔協定期間及び更新〕について

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙、丙いずれからでもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、更に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

〔疑義の決定等〕

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

なる。

令和 3年3月26日

なる。

ものう。

甲 雲南市木次町里方521-1

雲南市長

石飛 孝志



来る。

乙 雲南市掛合町掛合1800-2

道の駅 「掛合の里」

駅長

和泉 振吉



責任

手力

丙 松江市西津田2丁目6-28

国土交通省中国地方整備局

松江国総事務所長

松田 信



なる。

らち

も同

うない。

各自

連絡責任者

組織・役職等	氏 名	電話番号
茨城県 総合総合センター 自治振興課	武田 章	(0854) 62-0300 【夜間・携帯】 080-5623-6852
道の駅「緑合の里」 駅長	和泉 拓哉	(0854) 62-1510 【夜間・携帯】 080-1942-0803
国土交通省 松江国道事務所 総務課長	山端 慎太郎	(0852) 26-2131 【携帯】 090-7548-0780
国土交通省 松江国道事務所 経理課長	田村 靖史	(0852) 60-1341

発注先

道の駅「樹合の里」

県 長 和 泉 純 哉 様

電話 (0854) 62-1810

FAX (0854) 62-1811

発注元

松江国道事務所 総務課長

電話 (0852) 25-7121

FAX (0852) 25-7434

物資発注書

品 名	数 量	備 考

発注元

松江国道事務所 総務課 宛

電話（松江市）0854-21212

FAX（松江市）0854-21436

発注先

道の駅「樹合の里」

坂 長 相 泉 拓 哉

電話（松江市）0854-16110

FAX（松江市）0854-16114

物資供給可能数量報告書

品 名	数 量	備 考

歳

1-0

1-4

連絡責任者届

組織・役職等	氏 名	電話番号

地域と行政の災害対応に関する基本協定書

地域自主組織（以下「甲」という。）と雲南市（以下「乙」という。）は、「地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書」第8条に基づき、相互に対等な立場にたって、次のとおり「地域と行政の災害対応に関する基本協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、人命の安全確保を第一に、協働で災害に対応することを目的とする。

（災害情報）

第2条 甲及び乙は、相互に災害に関する情報を共有するものとする。

- 2 人命に関する情報、ライフラインに関する情報は、最優先で取り扱うものとする。
- 3 甲は、地域内の災害に関する情報収集に努め、乙は、指定避難所開設時には原則として指定避難所を通じて甲の情報を把握し、現地災害対策本部（通常は総合センター）を経由した上で、その情報を把握するものとする。
- 4 乙が把握した災害情報は、前項と逆順のルートで、甲と情報を共有するものとする。

（避難行動要支援者対策）

第3条 甲及び乙は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援に努めるものとする。

- 2 甲は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備し、乙に提供、共有するものとし、更新した場合も同様に扱うものとする（地域申告方式）。
- 3 甲は、名簿を毎年度更新するとともに、最新情報への更新に努めるものとする。
- 4 乙は、定められた範囲で関係機関等と名簿を共有し、災害時に機能するようにそれぞれの役割と活用手順を明らかにするとともに、甲とその状況を共有するものとする。
- 5 甲は、避難情報発令時に要支援者を優先して安全確認し、乙はこれを補完するものとする。
- 6 乙は、個別避難計画の作成を推進し、甲はこの作成に努めるとともに乙に提供、共有するものとし、必要に応じて更新した場合も同様に扱うものとする（地域申告方式）。

(指定避難所の協働運営)

第4条 指定避難所は乙の責務で開設し、その運営は、避難者の協力を得て、甲及び乙の協働により運営するものとする。

2 甲及び乙は、避難所運営マニュアルを協働で作成し、毎年度点検するものとする。

(被災者支援)

第5条 甲及び乙は、指定避難所において、協力して被災者支援にあたるものとする。

2 甲及び乙は、災害による被害が甚大な場合は、被災者支援機能を強化するものとする。

(地域同士の応援・協力)

第6条 甲は、必要に応じて、可能な範囲で相互に応援、協力し合うものとする。

2 応援にあつては、乙を介して行うことを基本とし、人的応援はボランティア活動として扱うものとする。

3 災害対応に要した経費は、乙が支弁することが基本であり、地域間の応援に要した経費は、地域間での費用請求を要しないものとする。

(情報連絡体制)

第7条 甲及び乙は、毎年度当初に、優先順位を付した複数の緊急連絡先を相互に交換するものとし、変更した場合も同様とするものとする。

(帳票等の整備)

第8条 甲及び乙は、災害時にたぐちに使用できるよう、下め帳票様式を備えておくものとする。

(防災訓練)

第9条 甲及び乙は、防災訓練による知識と技術の習得に努めるものとする。

2 乙は、年1回以上、甲に対する研修機会を設けるものとする。

3 甲は、年1回以上、防災訓練の実施に努め、乙はできるだけこれに協力し、参加するものとする。

(防災備品・備蓄物資)

第10条 甲及び乙は、防災備品・備蓄物資の確保に努めるとともに、自助による防災備品・備蓄物資の確保を促すものとする。

2 甲及び乙は、防災備品・備蓄物資の保有数量と保管場所を把握し、その整備計画がある場合も含め、相互にその情報を共有するものとする。

（人材育成）

第11条 甲及び乙は、災害対応力の向上に向け、人材育成に努めるものとする。

2 甲及び乙は、お互いに災害対応に関する知見を伝え合い、学び合うものとする。

（情報管理）

第12条 甲及び乙は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 甲は、協定に基づく活動において知り得た個人情報（漏洩、滅失及び毀損等の事故防止など、個人情報の管理を適正に行わなければならない。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方から何らかの申出がないときは、さらに3年間延長するものとし、以降同様とする。

（疑義の決定）

第14条 協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

協定の締結を証するため、本協定書31通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

(甲)

大南地区自治振興協議会

会長 小山 保 雄



春雄地区振興協議会

会長 錦 織 弘 秀



横尾地区振興会

会長 加 藤 三 郎



佐世地区振興協議会

会長 高 橋 敏 二



阿用地区振興協議会

会長 勝 部 洋 一



久野地区振興会

会長 落 合 孝 司



海潮地区振興会

会長 鍾 織 忍



麻田地区振興会

会長 内 田 和 一



加茂まちづくり協議会

会長 舟 本 清 一



八日市地域づくりの会

会長 陶 山 耕 一



三新塔あきば協議会

会長 上 代 孝 司



新市いきいき会

会長 小 林 和 彦



下熊谷ふれあい会

会長 市 場 雅 夫



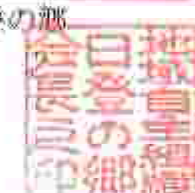
豊伊地域づくり協議会

会長 富 川 勇 一



地域自主組織 日登の郷

会長 佐 藤 弘 一



西日登振興会

会長 石 田 豊 一



(乙)

瀬京地区地域自主組織「夕陽湖の郷」
会長 勝 部



三刀尻地区まちづくり協議会
会長 上 代



宮田地区連合会
会長 阿 川 光 美



雲見の里いいし
会長 妹 尾 富 徳



躍動と安らぎの里づくり委員会
会長 秦 美 幸



平野の里づくり委員会
会長 清 水 寛



吉田地区振興協議会
会長 藤 原文 雄



民谷地区振興協議会
会長 岩 川 隆 福



川井地区振興協議会
会長 川 角 和 人



掛合自治振興会
会長 松 村 浩



多根の郷

会長 日 野 美 孝



松笠振興協議会

会長 板 持 保 吉



波多コミュニティ協議会
会長 川 原 哲 朗



入間コミュニティ協議会

会長 小 川 草 茂



(乙) 笠 南 市

笠南市長 石 飛 岸 浩



災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、鳥根県及び鳥取県（以下「両県」という）及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 「災害防災情報発信協議会」の設置

- （1）両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会（以下「協議会」という）を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。
- （2）協議会には、実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

- （1）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を適宜に放送する。
- （2）甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。
- （3）乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

- （1）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。
- （2）甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

4. 前項各号に伴う必要事項

- （1）甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。
- （2）甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(紛争の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年2月1日

甲 長野県岡谷市木次町里方521-1

岡谷市長 遠水 雄一



乙 長野県松江市殿町383

株式会社 エフエム山陰

代表取締役社長 瀧崎 顕和



丙 鳥取県米子市西福原1-1-71

株式会社 山陰放送

代表取締役社長 坂口 吉平



災害時における緊急・救援輸送に関する協定書

雲 南 市
島根県トラック協会雲南支部

災害時における緊急・救援輸送に関する協定書

（目的）

第1条 この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と島根県トラック協会雲南支部（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の緊急・救援輸送（以下、「輸送」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の輸送を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対して、「物資輸送要請書」（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、筆話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により物資の輸送に従事した場合は、速やかに「物資輸送実施報告書」（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（経費の負担）

- 第5条 甲は、第3条の規定により物資の輸送に要した費用（運賃・料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実施負担額）を負担する。
- 2 甲及び乙は、運賃・料金等の算出方法について、通常時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として協議し、決定するものとする。

（事故等）

- 第6条 乙は、供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。
- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては支部長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年4月27日

甲 岩手市木次町木次1013番地1
岩手市
市長 速水 雄一



乙 岩手市大東町舞賀778番地1
社団法人岩手県トラック協会岩手支部
支部長 土江 忠夫



平成 年 月 日

島根県トラック協会雲南支部
支部長 様

雲南市長 速水 延一

物資輸送要請書

「災害時における緊急・救援輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請日時：平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2. 出発日時：平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

3. 出動車両： t車 台、 t車 台、 t車 台

4. 集荷場所

集荷場所の名称 _____ 担当者名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

輸送品目 _____

5. 輸送先

場所の名称 _____ 担当者名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

6. その他 _____

平成 年 月 日

雲南市長 様

島根県トラック協会雲南支部
支部長

物資輸送実施報告書

下記のとおり、緊急・救急物資等を輸送しましたので報告します。

記

1. 出発日時：平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

2. 出動事業所名： _____

3. 出動車両： _____ t車 _____ 台、 _____ t車 _____ 台、 _____ t車 _____ 台

4. 出動人員： _____ 名

5. 積荷場所： _____

6. 輸送先： _____

7. その他： _____

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、雪州市内において地震、洪水等若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、雪州市（以下「甲」という。）と生活協同組合まね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び輸送業務の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対しての保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあっては雪南市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第2号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行許可として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープのSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を納品書又は受領書等で確認のうえ、甲の職員が受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第3号様式）に納品書又は受領書等の添付し、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従業者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープのSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等に死亡又はその他の事故が発生したときは、その状況を踏まえ甲乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う甲時の被災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の31日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方1通を保管するものとする。

平成25年12月26日

甲 島根県雲南市木次町木次1013-1

雲南市長

速水雄一



乙 島根県松江市西徳川1丁目10-40

生活協同組合しまね

理事長

安井光夫



別表（第3条関係）

供給会請対象物資一覧

品 目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、イタ紙、 ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤 電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、石鹸、毛布等
その他	組合員からの提出品

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

生活協同組合しあね様

霊南市長

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引渡し先 品目、数量		品名	数量
	食糧・食料品		
		品名	数量
	生活必需品		
納入又は引渡日	納入、引渡し	年	月 日 時
納入又は引渡場所	納入、引渡し	（場所）	
その他			

第 〇 号
年 〇 月 〇 日

災害時における緊急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書

「災害時における緊急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

記

順位	担当者	電話番号	ファックス
1			
2			
3			

別記第3号様式（第1号関係）

第 号
年 月 日

生活協同組合しまなみ 様

袋井市長

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に
対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引き渡し品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡し		納入・引渡し	年 月 日 時
納入又は引渡場所		納入・引渡し（場所）	
そ の 他			

【連絡系統図】（第5条関係）

雲南市	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部危機管理室	①
TEL :	
FAX:	②
E-mail:	③
災害対策本部 ※本部を設置した場合	
TEL :	
FAX:	
E-mail:	

※気象警報等が発表されているときは、危機管理室職員は必ず配置しています。



生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職 :	役職 :
氏名	氏名
TEL :	① TEL :
FAX:	FAX:
E-mail:	E-mail:
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職 :
	氏名
	② TEL :
	FAX:
	E-mail:
	役職 :
	氏名
	③ TEL :
	FAX:
	E-mail:



災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

雲南市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、雲南市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配送先となる雲南市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積拠点の設置等)

第3条 物資集積拠点の設置場所は、災害時に物資集積拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、雲南市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の支援
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(平時の相互協力)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく支援物資の受入及び配送等が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換を適時行うよう努めるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等の防災関連行事に関し、甲から要請があった場合には、参加するよう努めるものとする。

(他自治体に対する支援物資の配送)

第9条 他自治体において大規模災害が発生し、甲において支援物資を供給する場合は、甲は乙に対して配送業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合には、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合には、この限りではない。

3 第3条から第7条までの規定は、第1項の規定により行う他自治体に対する支援物資の配送業務について準用する。

(事故等)

第10条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、

この責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第12条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第16条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年10月21日

甲 鹿児島県雲南市木次町里方521-1

雲南市

市長

石飛厚志



乙 広島県広島市南区出島1丁目19番20号

佐川急便株式会社 中国支店

支店長

岩崎勇人



災害時における医薬品・衛生用品等の 供給に関する協定書

雲南市・ティーエスアルフレッサ株式会社

災害時における医薬品・衛生用品等の供給に関する協定書

雲南市(以下「甲」という。)とディーエスアルファレッサ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における医薬品・衛生用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、雲南市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における医薬品・衛生用品等(以下「医薬品等」という。)の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害時において医薬品等を確保するため、乙が保有する医薬品等を供給すること。
- (2) 乙が保有する医薬品等を供給するに当たり、必要に応じて無人航空機による活動を行うこと。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を作成するものとする。

(要請に基づく医薬品等の供給)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けた場合、乙の業務に支障がない範囲で、医薬品等を優先的に供給するものとする。

(医薬品等の範囲)

第5条 甲が乙に要請する医薬品等は、乙が保有し、又は供給可能なものとする。

(医薬品等の運搬及び引渡し)

第6条 医薬品等の供給場所については、甲が指定し、引渡し場所において甲の指定する者が医薬品等を確認の上、乙から受領するものとする。

- 2 前項の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、甲と協議の上対応するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づき、乙が供給した医薬品等及び運搬等に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定に基づく合法的支払請求書を受領した場合、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(平時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災対策事業の推進及び防災訓練に対し、可能な限り協力し、災害時に備えるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。この義務は、業務終了後又は解除された後も同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を相互に提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく連絡先、連絡責任者及び連絡担当者をそれぞれ選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項により選定した連絡先、連絡責任者及び連絡担当者について、相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

(適用)

第12条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書により終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月30日

甲 高知県高岡市木次町里方521-1
高岡市

市長

石飛厚志



乙 広島県広島市西区新山センター一丁目2番19号
ティーホースアルブレッサ株式会社

代表取締役社長

高橋卓詩



災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

雲 南 市
株 式 会 社 A コ ー プ 中 国

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

〈目的〉

第1条 この協定書は、堺市（以下、「甲」という。）と株式会社Aコープ中国（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

〈要請〉

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対して、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

〈物資の種類〉

第3条 物資の種類は、次のとおりとし、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) 生活雑貨
- (4) その他乙の取扱商品

〈要請に伴う措置〉

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を積極的に行うとともに、その措置の状況について「物資調達可能数量報告書」（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

〈物資の運搬・引渡し〉

第5条 物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲または甲の指定するものが行うものとする。

2 物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

〈経費の負担〉

第6条 この協定に基づき乙が供給した物資の対価については、甲の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 前条の経費は、乙からの請求後30日以内に、乙が逃走する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、物資供給に支障が生しないよう、本協定締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任書」(様式第3号)により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙の雲南市所在の店舗が閉店したとき及び第3条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し紛争が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年4月27日

甲 雲南市木次町木次1013番地1
雲南市
市長 速水 雄一



乙 広島県広島市西区京津港2丁目6-50
株式会社Aコープ中国
代表取締役 土屋 伸一



樣式第1号 (第2类關係)

平成 年 月 日

株式会社Aコープ中国 様

溫室可種 菜 水 蘿 卜

物資供給要請書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を「物資調達可能数量報告書」により報告願います。

要請する側面

期日	品目	数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

照 会 先	
担 当	
電 話	
FAX	

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

兵庫県 様

株式会社Aコープ中国

物資調達可能数量報告書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第2条の規定による「物資供給要請書」において、報告を求められている当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

調達可能な物資とその数量

Ⅰ 食料品

品名	数量	品名	数量
おにぎり		弁当	
パン		飲料水（牛乳・お茶等）	
缶詰		カップラーメン	
カップ味噌汁		調味料（味噌・醤油）	
米		麺類	
粉ミルク			

Ⅱ 日用品等

品名	数量	品名	数量	品名	数量
下着類		タオル		懐中電灯	
乾電池		軍手		折り紙	
ろうそく		ウェットティッシュ		カセットボンベ	
生理用品		おむつ		ごみ袋	

Ⅲ その他

品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布					
雨具					

連絡責任者届

【株式会社みしまや】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【吾南市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

雲 南 市
株 式 会 社 み し ま や

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定書は、豊高市（以下、「甲」という。）と株式会社みしまや（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、運搬等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対して、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに所定の文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は、次のとおりとし、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) 生活雑貨
- (4) その他乙の取扱商品

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を積極的に行うとともに、その措置の状況について「物資調達可能数量報告書」（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第5条 物資の運搬は、原則として乙（予め乙が指定する業者等を含む。）が行うものとする。ただし、乙が物資を運搬することについて、著しく困難な状況が生じた場合は、甲または甲の指定するものが行うものとする。

2 物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき乙が供給した物資の対価については、甲の負担とし、運搬等その他の経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 前条の経費は、乙からの請求後30日以内に、乙が指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、物資供給に支障が生じないように、本協定締結後速やかに、連絡先等を記載した「連絡責任者証」(様式第3号)により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。ただし、乙の雲南市所在の店舗が閉店したとき及び第3条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年4月27日

甲 雲南市木次町木次1013飛助1
雲南市
市長 速水 雄一



乙 松江市帷子町99番地
株式会社みしまや
代表取締役 社長 三島 敏功



様式第1号（第2条第1項）

平成 年 月 日

株式会社みしまや 様

雲南市長 遠水 雄一

物資供給要請書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の対応状況を「物資調達可能数量報告書」により報告願います。

記

要請する物資

期日	品目	数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

照会先	
担当	
電話	
FAX	

平成 年 月 日

豊南市長 様

株式会社みしまや

物資調達可能数量報告書

「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書」第2条の規定による「物資供給要請書」において、報告を求められている当社の物資調達可能数量を下記のとおり報告します。

記

調達可能な物資とその数量

(1) 食料品

品名	数量	品名	数量
おにぎり		弁当	
パン		飲料水（牛乳・お茶等）	
缶詰		カップラーメン	
カップ味噌汁		調味料（味噌・醤油）	
米		麺類	
粉ミルク			

(2) 日用品等

品名	数量	品名	数量	品名	数量
下着類		タオル		懐中電灯	
乾電池		軍手		ちり紙	
ろうそく		ウェットティッシュ		カセットボンベ	
生理用品		おむつ		ゴミ袋	

(3) その他

品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布					
雨具					

連 絡 責 任 者 届

【株式会社みしまや】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【雲南市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

災害時における飲料水の無償提供に関する協定書

（目的）

第1条 この協定書は、蕨南市（以下「甲」という。）とダイドーマリンコ株式会社（以下「乙」という。）が、風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、災害停電時飲料提供型自動販売機（以下「自販機」という。）内商品の無償提供に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に自販機内の商品について無償提供の必要があると認めたときは、乙に対して要請を要請するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水提供要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は前条の要請があった場合は、甲所有の施設または敷地内に設置している自販機の機内商品を甲に無償提供するものとする。

2 無償提供は、水道施設が復旧又は市民に対する飲料水の供給体制が確立され、市民生活に支障がないと甲が判断したときまでとする。

3 乙は、甲から自販機内商品の不足による飲料水追加の要請があった場合には、乙の物流拠点の在庫飲料を救援物資として甲へ無償提供するものとする。ただし、道路不通等により支障が生じたときは、甲と協議のうえ供給対策を講ずるものとする。

4 この協定により設置する自販機の施設は、別表のとおりとする。

（鍵の管理）

第4条 自販機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が管理するものとし、第2条の要請で乙の承諾を経た後から、甲自ら開錠するものとする。ただし、状況に応じて、乙は甲の開錠を手伝うものとする。

（設置及び撤去）

第5条 自販機の設置箇所については、甲乙協議の上決するものとし、設置及び撤去に係る経費は乙の負担とする。

〔維持管理〕

第6条 通常時における自販機の電気料及び維持管理に係るすべての経費は乙の負担とする。

〔有効期間〕

第7条 この協定の効力は、締結の日から5年経過した年度の4月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

〔協議〕

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月21日

甲 島根県松江市木次町木次1012番地1

松江市長 速 水 雄



乙 大阪市平野区長古長原3-1-55

ダイードリンク株式会社

西日本営業部長 須 藤 敦 紀



災害時における施設使用に関する協定書

災害時における避難所として施設使用に関し、雲南市（以下「甲」という。）と島根イーグル株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市掛合町多根2 1 2番地3 島根イーグル株式会社（以下「島根イーグル」という。）周辺で大雨、大雪、地震等の災害が発生するおそれがある、又は災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）に、地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、乙の所有する施設を緊急避難施設（以下「避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定等）

第2条 甲は、島根イーグル周辺での災害発生等に備え、乙の所有する施設をあらかじめ次の区分による避難所に指定するものとし、乙は、当該施設を提供するものとする。

- (1) 一時避難所 災害発生時等において地域住民が一時的に安全を確保するため自主的に避難する避難所
- (2) 指定避難所 災害発生時等で、甲が避難勧告又は避難指示を発令したときにおいて、雲南市が開設する避難所

（提供施設等）

第3条 大雨、大雪、地震等の災害発生時等において、乙が提供する施設は、次に掲げるものとする。

施設の名称	島根イーグル 本社 従業員休憩所兼昼礼ホール・事務棟
所在地	島根県雲南市掛合町多根2 1 2番地3

（施設の提供時期）

第4条 第2条に掲げる避難所の提供は、一時避難所にあつては地域自主防災組織若しくは自治会等から依頼したとき、指定避難所にあつては甲（掛合総合センターを含む）から依頼したときに施設の稼働状況等を考慮して、乙が定める。

- 2 避難所の開設は、別に定める避難所開設要請書により行うものとする。ただし、緊急の場合であらかじめ避難所開設要請書の提出が困難なときは、電話その他の方法により行うことができる。

（使用期間）

第5条 避難所としての使用期間は、避難所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

(費用負担)

第6条 避難所の開設に係る費用負担は、避難所として使用した当該施設の区域について、避難者の生活等に必要な光熱水費の実費を次の区分により負担する。

(1) 一時避難所 提供した地域自主防災組織若しくは自治会等

(2) 指定避難所 雲南市

(物資の提供)

第7条 食料、寝具等の物資は、前条各号に掲げる区分に従って必要な範囲において、それぞれ避難者に提供するものとする。

2 乙は、甲又は地域自主防災組織若しくは自治会等の依頼があったときは、必要な範囲において食料等の物資を提供することができる。この場合において、提供した物資の費用は前条の区分に従って、依頼した者において負担するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、避難所開設に支障が生じないように、本協定の締結後適宜か、連絡先等を記載した「連絡責任者届」により、相手方へ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の効力は、締結の日以降の属する年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 8月 8日

甲 雲南市木次町木次1013番地1
雲南市長 遠水 節



乙 雲南市掛合町多根212番地3
島根イーグル株式会社
代表取締役社長 高瀬 一 朗



災害救助物資の調達に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、雲南市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、雲南市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 6月 5日

甲 島根県雲南市木次町里方524番地1
雲南町

雲南市長 進永 雄



乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正



年 月 日

災害救助物資調達報告書

宮南市長

株式会社ジュンテンドー

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

災害時における

レンタル資機材の提供に関する協定書

雲 南 市

株式会社アクティオ

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、雲南市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、その保有し又は調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づいて業務に従事した乙の職員が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死にした場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 9月28日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市長 速水 雄



乙 広島県広島市南区京橋町1-23
大樹生命広島駅前ビル6F
株式会社アクティオ 中国支店
支店長 小 櫻 勝 彦



別表（第3条関係）

（例）

○スーパーハウス（11.0～14.6坪）	○クールミスト
○コンテナ倉庫	○スリットクーラー
○発電機（2～3KVA）	○移動式エアコン（12HP・25HP）
○発電機（13～90KVA）	○ジェットヒーター
○発電機（100～400KVA）	○ブライトヒーター
○パソコン用発電機（0.9～2.8KVA）	○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター）
○超低騒音発電機（25～60KVA）	○無線機
○三電源仕様発電機（25～60KVA）	○ダンプ（軽・2T・4T）
○直立ドラム	○トラック（軽・2T・4T）
○エンジンポンプレッサー（25～100HP）	○トラッククレーン付（2T・4T）
○水中ポンプ普通揚程（2～80寸）	○散水車（2T・4T）
○投光機（2灯式・4灯式）	○ミニバックホー後方小旋回（0.03～0.2m ³ ）
○ペルーン投光機（400W・1000W）	○バックホー後方小旋回（0.25～0.7m ³ ）
○簡易水洗トイレ	○スタンドファン
○シャワーユニット	○製氷機
○ポリローリタンク（500～2000ℓ）	○ウォータークーラー

別紙様式（第４条関係）

第 号
年 月 日

株式会社アクティオ 様

雲南市長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材
調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入(設置)場所	備考

雲南市担当者：

連絡先：

連絡体制表（第9条関係）

1 勤務時間の連絡先

	雲 南 市	株式会社アクティオ
担当者①	加藤 健一	周藤 健一（出雲営業所）
TEL①	0854-40-1027	070-4799-6609
担当者②	白根 和彦	才木 新一（出雲営業所）
TEL②	0854-40-1027	070-4799-6612
会社TEL	0854-40-1027	0853-25-7147
会社FAX	0854-40-1029	0853-25-7148

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	雲 南 市	株式会社アクティオ
担当者	同 上	同 上
TEL	同 上	同 上
FAX	同 上	同 上
備考	※土日祝日及び夜間は寸衛からの電話対応	

3 勤務時間及び休日

	雲 南 市	株式会社アクティオ
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分	午前7時30分から午後6時30分
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始

災害救助物資の調達に関する協定書

雲 南 市
株 式 会 社 ナ フ コ

災害時における物資供給に関する協定

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 雲南市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 雲南市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の轉送を要請され、または特に必要を認めて轉送を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を雲南市長その他甲の指定する者に代行させることがで

きる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

〈車両の通行〉

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

〈代金の支払い〉

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

〈連絡責任者〉

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては雪南市防災部とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

〈担当者名簿の作成〉

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙別）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

〈情報の交換〉

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

〈協議〉

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

〈有効期間〉

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 3年 3月 4日

甲 島根県雪南市木次町黒方 521番地 1
雪南市長 石飛 匡吉



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳



年 月 日

災害救助物資調達要請書

株式会社ナフコ 様

室南市長

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品目
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防護マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨衣、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋸、チェーンソー、バケツ、電動ハンマー・ドリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	手布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボテノタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

別紙③

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達斡旋に関する事		
関係機関等名称	株式会社ナフコ		
関係機関等所在地	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号		
代表者氏名	代表取締役 石田 昌巳		
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）			
第1順位者 総務部係長 三好 博道（ミヨシ ヒロミチ）			
TEL（勤務時間内） 093-521-5155 TEL（勤務時間外） 090-4654-1635			
第2順位者 総務部課長 沢辺 龍彦（サワベ タツヒコ）			
TEL（勤務時間内） 093-521-5155 TEL（勤務時間外） 090-2804-8866			
第3順位者 総務部長 世良 淳一（セラ ジュンイチ）			
TEL（勤務時間内） 093-521-5155 TEL（勤務時間外） 090-8411-0638			

美南市の担当部署名 防災部防災安全課	電話番号 0854-40-1027 (内線) 2352 (直通) 0854-40-1028
担当者職・氏名	
第1順位者 防災部防災安全課 主幹 白根 和彦（シラネ カズヒコ）	
TEL（勤務時間内） 0854-40-1027 （勤務時間外） 090-3657-8960	
第2順位者 防災部防災安全課 アダテ 加藤 健（アダテ ケンイチ）	
TEL（勤務時間内） 0854-40-1027 （勤務時間外） 090-2096-3785	
第3順位者 防災部防災安全課長 足立 純一（アダテ ジュンイチ）	
TEL（勤務時間内） 0854-40-1027 （勤務時間外） 090-1684-8143	

災害時におけるレンタル機材の
提供に関する協定書

雲 南 市
株式会社ナガワ

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

吾南市（以下「甲」という。）と株式会社ナガサ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吾南市内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調度できるものとする。ただし、県がズレハブ建築協会から幹事を受けた会員へ発注する緊急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に優先提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び当協定に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する割当及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(借受義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 貸借の期間中、貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の滅失及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(借受義務追加事項)

第9条 前条の借受義務は、天災（地震・噴火・津波等）及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は趣義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月23日

甲 島根県雲南市太安町里方5-2-1番地1

雲南市

市長

石飛孝志



乙 東京都千代田区丸の内1-4-1

丸の内永栄ビルディング22階

株式会社ナガワ

代表取締役社長

高橋修



災害時における物資供給に関する協定書

島 根 県 雲 南 市

NPO 法人 コメリ 災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と NPO 法人ユメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、乙が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に迅速かつ円滑な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 列挙に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第8条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を通訳作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月7日

甲

島根県雲南市木次町聖方路21番地1

雲南市

市長 石 橋 隆 志



乙

新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO 法人 コミュニティ災害対策センター

理事長 徳 雄 一 郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品類
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防護マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨衣、土のう袋、カサ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	手布、タオル、洗濯、使い捨て食器、ゴミ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、ゴミキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光燈、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	緊急ミートイレ

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社TAMAYA（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、雲南市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ飲料水等の優先供給について、協力を要請することができる。

2 乙は流通備蓄する飲料水等を可能な範囲内で、甲に優先的に供給するものとする。

3 甲及び乙が本協定と同様の協定を締結する他の地方公共団体に、同時期に災害が発生した場合、前項の供給は、以下の基準に基づき供給の優先順位を決定するものとする。

（1）被災の規模と緊急性

（2）乙の飲料水等の保管場所から指定場所までの距離及び供給可能な物流体制の状況

（3）乙の供給能力の限界

4 本協定の目的を達成するため、乙は流通備蓄として保有する飲料水等の量について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、別記様式第1号「飲料水等発注書」により行うものとする。ただし、緊急時等これにより厳しい場合は口頭で要請し、事後速やかに別記様式第1号を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第6条 乙による飲料水等の搬送が可能で場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

〔報告〕

第7条 乙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を別記様式第2号「飲料水等の出荷要請に関する措置報告書」により報告するものとする。

〔費用の負担〕

第8条 甲は、乙が第3条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用（人件費を除く。）を次のとおり負担するものとする。

（1）飲料水の価格は、当該災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（2）ウォーターサーバーは無償貸与するものとする。

（3）原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

〔費用の請求及び支払い〕

第9条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

〔担当者等名簿の作成〕

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

〔協議〕

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕

第12条 本協定の有効期間は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までは甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間更新されたものとし、その後においても同様とする。

本協定締結を証するため、本書2頁を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 11 月 14 日

甲 雲南市木次町里万524-1
雲南市
市長 石 飛 原 志



乙 松江市平成町182番地7
株式会社TAMAYA
代表取締役社長 持 田 寿 人



災害時における物資調達及び 施設使用等に関する協定書

島根県農業協同組合雲南地区本部・雲南市

災害時における物資調達及び施設使用等に関する協定書

雲南市(以下「甲」という。)と高根県農業協同組合雲南地区本部(以下「乙」という。)は、雲南市域内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのある場合(以下「災害時」という。)における必要な物資調達及び施設使用等(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時において、応急対策を実施する必要があると認められるときは、乙に対して第3条に規定する範囲において協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で、甲に対し、応急対策を行うものとする。

(応急対策の範囲)

第3条 前項の規定による甲が乙に要請する応急対策の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙により調達や製造が可能な食料品、日用雑貨、燃料等の物資の供給に関すること
- (2) 乙が所有又は管理する倉庫等を使用した緊急支援物資の一時保管及びこれに付随する設備、物品、当機、車両、運搬作業等に関する労務の提供に関すること
- (3) 乙が所有又は管理する駐車場等施設の被災者への一時避難場所及びこれに付随する被災者へのトイレ、水道水、テレビやラジオ等で知り得た災害情報等の提供に関すること
- (4) 乙が所有又は管理する倉庫における、市が保有する災害時の応急活動に使用する資機材等の事前保管に関すること
- (5) その他甲が必要と認め、かつ乙が提供できる応急対策に関すること

(要請手続等)

第4条 第2条第1項の規定による要請は、甲が乙に対して、災害時支援要請書(様式第1号)により行うことを原則とする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(災害時の体制整備等)

第5条 乙は、第2条第2項に基づく応急対策が可能な場合において、直ちに対応できる体制を確保するものとする。

2 乙は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項による要請に基づいて乙が行った応急対策の費用(以下「対価等」という。)は、甲の負担とする。

- 2 第3条第1号に定める物資(以下「物資」という。)の対価等は、災害時直前における適正価格とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 その他応急対策に要した費用負担については、甲が定める単価等を基準として、甲乙協議のうえ算出するものとする。
- 4 前3項に掲げる負担に関しては、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合においては、その定めに従うものとする。

(物資等の運搬及び引渡し)

第7条 第3条で定める物資の供給場所及び緊急支援物資等の引渡場所は、甲が指定する。

2 前項の供給場所及び引渡場所までの物資の運搬は乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

3 甲は、第1項の供給場所及び引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、受領するものとする。

4 乙は、物資の供給及び引渡しの際、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

(1) 供給及び引渡しの日時及び場所

(2) 供給及び引渡しにかかる物資の品目及び数量

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙が応急対策実施前後、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙の指定する支払先に対価等を支払うものとする。

(報 告)

第9条 乙は、要請による応急対策を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

(平時からの連携)

第10条 乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発等を通じて、乙の組合員の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までは、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の施行を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙は署名捺印のうえ、それぞれ1通を保存する。

令和7年12月3日

甲 島根県雲南市木次町里方5-2(番地)

雲南市

市長

石 飛 厚 之



乙 島根県雲南市木次町里方1-088番地6

島根県農業協同組合雲南地区本部

常務理事 本部長

源 文 美



災害時における車両の提供等に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と株式会社ホンダカーズ島根（以下「乙」という。）は、雲南市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における車両の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の協力により車両等を確保し、応急対応を円滑に実施するための必要事項について定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 甲は災害時等に、次の事項について乙に文書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）公用車が不足した場合における車両の貸与

（2）甲が指定する避難所における電気自動車等の非常用電源の支援

（3）被災した全損車両等の移動および仮置き支援

（4）乙が管理する用地の一時的な利用

（5）災害物資輸送用の車両及び物資荷下ろし支援

（6）車両の修繕

（7）前各号に掲げるものの他、甲と乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

2 乙は、前項の規定により要請があった場合には、可能な範囲において協力するものとし、必要に応じてグループ会社に協力を要請するものとする。

（業務の報告）

第3条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）により甲に報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭その他の方法で報告

し、その後文書により報告するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号に規定する業務に要した費用は、災害発生直前における適正価格を基準として双方協議の上で決定し、甲が負担するものとする。
- 2 第2条第1項第4号に規定する業務に要した費用は、乙の無償提供とする。
- 3 第2条第1項第7号に規定する業務に要した経費は、双方協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

- 第5条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償等)

- 第6条 本協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において発生した事故等により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。
- 2 乙は、提供した業務に関し、重大な過失により第三者に損害を与えた場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の施設及び車両に損傷を与えたときは、甲の責任で原状回復を行う。

(平時の相互協力)

- 第7条 甲及び乙は、本協定に基づく災害時の車両の提供等が迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換を適時行うよう努めるものとする。
- 2 乙は、甲が行う防災訓練等の防災関連行事に関し、甲から要請があった場合には、参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月20日

甲

雲南市木次町里方521番地1
雲南市

市長

石飛厚志



乙

松江市西津田四丁目2番8号
株式会社ホンダカーズ島根

代表取締役

金津健



災害時における車両の提供等に関する協定書に対する確認事項

第2条に関しては、ご承知のとおり弊社の人員・車両数によりご協力できる範囲に限りがあります。この点を考慮して協議の上で最大限できる協力をさせていただきます。

特に、(5)の「物資荷下ろし支援」の部分は特に限定的になるものと思われます。

第6条に関しては、この対応が一般的なものとして認識し協力させていただきます。

(業務の要請)

第2条 甲は災害時等に、次の事項について乙に文書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(5) 災害物資輸送用の車両及び物資荷下ろし支援

(補償等)

第6条 本協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において発生した事故等により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

令和8年1月20日

株式会社ホンダカーズ島根

代表取締役 金津 健

災害時における車両の提供等に関する協定書に対する確認事項

第4条の費用の負担に関して、車両の貸出等に係る費用は社会貢献の一環であり基本的には無償にて貸出とします。

協定の文書としては、案のとおりとさせていただきます「協議の上で」の中で「無償での貸出」として扱うことで良いものと思料致します。

〔費用の負担〕

- 第4条 第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号に規定する業務に要した費用は、災害発生直前における適正価格を基準として双方協議の上で決定し、甲が負担するものとする。
- 2 第2条第1項第4号に規定する業務に要した費用は、乙の無償提供とする。
- 3 第2条第1項第7号に規定する業務に要した経費は、双方協議の上決定するものとする。

令和8年1月20日

株式会社ホンダカーズ島根

代表取締役 金津 健

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

株式会社ホンダカーズ島根 御中

市長

要 請 書

災害時における車両の提供等に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請内容

依頼 番号	要請内容	必要とする車両・ 用地等詳細	要請期間	備考

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

市長 様

株式会社ホンダカーズ島根

代表取締役 金津 健

実績報告書

年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

1 要請内容

依頼番号	要請内容	提供した車両・用地等詳細	実績期間	備考

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

貴州（以下「貴」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「電」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり作認する。

（連絡）

第1条 貴は、電に対し、次に掲げる事項について、適時、災害時における貴内市と中国電力 瀬田営業所との連絡体制図に基づき、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（協力）

第2条 貴は、停電に關し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第3条 貴は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）電力復旧に必要な箇所の緊急的な除雪

（要員派遣）

第4条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の乙への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回（原則として毎年5月）開催する。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれがともその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月2日

甲 雲南市木次町木次1013-1

雲南市

市長 速水 雄一

乙 出雲市小山市22番地

中国電力株式会社 出雲営業所

所長 小寺 洋一

災害時等における緊急用LPGガスの調達に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県LPGガス協会（以下「乙」という。）及び島根県LPGガス協会雲南支部（以下「丙」という。）とは、雲南市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用LPGガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPGガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPGガスの範囲等）

第2条 この協定において緊急用LPGガスとは、LPGガスのほか容器、燃焼器具その他のLPGガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

2 前項の燃焼器具その他のLPGガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（1）調整器、ゴムホース等

（2）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

3 LPGガス用容器及び前項に定める関連機器は、原則として販売業者が保有するものを貸与する。

4 その他甲が要請する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決するものとする。

（要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用LPGガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用LPGガス供給要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第4条 丙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPGガス等提供リスト（様式第2号）により甲及び乙に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

- 第5条 丙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
- 2 緊急用LPガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所や甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

- 第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は、次に定めるところによる。
- （1）搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。
- （2）搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

（価格）

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

（代金の支払）

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

（現有数量の把握）

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成26年3月21日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本通3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 島根県雲南市木次町木次1013番地1
島根県雲南市
雲南市長 速水 雄一



乙 島根県松江市母衣町55番地4
一般社団法人 島根県L.Pガス協会
会長 森山 健一



丙 島根県雲南市木次町新市377番地
島根県L.Pガス協会雲南支部
支部長 井谷 憲治



様式第1号

緊急用LPガス供給要請書

年 月 日

島根県LPガス協会雲南支部長 様

雲南市長 様

緊急用LPガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりLPガスの供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

様式第2号

緊急用LPGガス等提供リスト

品 名	メーカー	型式・型番	数量	備考

上記の物品を提供します。

年 月 日

【提供者】

所 在 地

事業者名

代表者氏名

印

上記の物品を確認しました。

【確認者】

所 属

氏 名

【立会人】

氏 名

※複写3部（市、支部、協会）

災害時における応急対策業務に関する協定書

（目的）

第1条 この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と雲南市建設業協会（以下、「乙」という。）が、大規模な風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民の生命・財産を守るとともに甲の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能確保及び回復のため、災害時の情報収集及び応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（情報収集及び応急対策業務実施者）

- 第2条 乙は、情報収集のためのパトロール及び応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、乙に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当地域を大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町の6地区に区分してあらかじめ定めるものとし、併せて地域ごとに地域責任者を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。
- 2 乙は前項の規定により、担当地域を決定若しくは変更したときは、「別記様式1」により甲に提出するものとする。
- 3 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量をとりまとめ、「別記様式2」により甲に提出するものとする。
- 4 地域責任者は、担当地域の施工業者を決定するとともに、その状況を乙に報告するものとし、乙は施工業者の決定状況を「別記様式3」により甲に提出するものとする。

（出勤の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準によりパトロール及び応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に出勤を要請するものとする。

〔要請基準〕

- ア 雲南市に大雨警報等が発表され、かつ雲南市災害対策本部が設置された場合
- イ 雲南市内で震度4以上の地震が観測された場合で甲が必要と認めた場合
- ウ その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、豪雪等）
- 2 前項の規定に基づく乙に対する出勤要請は、公共土木施設のパトロールと公共土木施設の障害物の除去、通行規制措置、及び応急工事（以下、「応急対策工事等」という。）とに区分するものとする。
- 3 甲は、休日、夜間等で乙と連絡が取れない場合等は、前条第1項に定める各地域責任者又は施工業者に直接出勤要請を行うものとする。
- 4 施工業者は、災害により通信手段が途絶し甲との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲の要請がない場合にあっても、第1項に定める基準により判断し、出勤するものとする。

（パトロールの要請等）

- 第4条 甲は、乙に対し前条第1項及び第2項の規定に基づくパトロールの要請をしようとするときは、「別記様式4」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式4」を作成し送付するものとする。
- 2 施工業者は、前項の規定によるパトロールを実施したときは、速やかにその状況を「別記様式5」により甲に報告するものとする。

なお、パトロールの実施により、危険防止のため緊急に応急対策の必要があると認められるときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（応急対策工事等の要請等）

第5条 甲は、乙に対し第3条第1項の規定に基づく応急対策「事等を要請しようとするときは、「別記様式6」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請した後、速やかに「別記様式6」を作成し送付するものとする。

なお、前条第2項の規定に基づく報告に伴う対策は、「別記様式6」により施工業者に直接指示するものとする。

2 施工業者は、前項による応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施にあたっては、事前にポール等で被災数量等の状況が確認できるよう表示した写真を撮影するとともに、応急対策実施後、速やかに「別記様式6」により甲に報告するものとする。

3 施工業者は、一連の応急対策が終了したとき、前項に定める写真、応急対策実施後の写真及び必要に応じ平正票その他の必要書類を添付し、「別記様式7」により業務活動状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

第6条 前条第1項の規定に基づく応急対策工事等及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策の実施に要した経費は、甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

2 経費は前条第3項の規定による報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の災害費用を基準として算出した額とする。

3 経費の支払いは、売卸市契約規則によるものとする。

（契約の締結）

第7条 施工業者が第5条第1項の規定に基づく応急対策工事等、及び第4条第2項の規定に基づく緊急応急対策を実施し、第5条第3項の規定に基づく報告をしたときは、甲と施工業者との間において速やかに契約を締結するものとする。

2 施工業者は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。

3 甲は、施工業者から適法な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、平成27年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都

根甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。なお、これに伴い、平成22年4月27日付け雲南市長と雲南市建設業協会会長で締結した同協定書は失効するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月4日

甲 雲南市木次町木次1013番地1
雲南市

市長 速水 雄一



乙 雲南市木次町里方1045番地8
雲南市建設業協会

会長 植田 耕志



記様式 1

平成 年 月 日

豊前市長 様

雲南市建設業協會會長

災害時における応急対策業務に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、地域責任者を下記のとおり決定（変更）しましたので提出します。

記

[illegible]

別記様式2

甲戌 年 月 日

還南市長 樣

雲南市建設業協会会長

災害時における応急対策業務に関する協定書第2条第3項の規定に基づき、建設資機材等の数量を下記のとおり提出します。

כ"ו

[illegible]

平成 年 月 日

雲南市長 様

雲南市建設業協会会長
(〇〇地域責任者 〇〇〇〇)

災害時における応急対策業務に関する協定書第2条第4項の規定に基づき、
(パトロール業務・応急対策工事等)の施工業者を下記のとおり決定しました
ので提出します。

記

[illegible]

平成 年 月 日

雲南市建設業協会会長 様

雲南市長

パトロールの要請について

災害時における応急対策業務に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおりパトロールの実施を要請します。

記

1、担当地域名

2、場所

雲南市

町

地内

■本要請についての担当

所属部署：

担当者：

連絡先：0854-40-

パトロール状況等報告書

要南市長 様

災害時における応急対策業務に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、パトロールの状況を次のとおり報告します。

☐ 第1報	☐ 第2報	☐ 第 報
①報告者	〔会社名〕 〔氏 名〕 〔電話番号〕	
②報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	
③報告事項	☐ 異常なし ☐ 崩 土 ☐ 落 石 ☐ 倒 木 ☐ 泥 没 ☐ 終局崩壊 ☐ 施設散乱 ☐ 落 橋 ☐ 冠 水 ☐ その他 ()	
④発生場所	〔路線名等〕 〔位 置〕 〔目標等〕	
⑤被災状況		
※必ず写真撮影を行うこと		
⑥緊急対応を行った場合はその内容		
※必ず写真撮影を行うこと		

※注1：□の該当部分にチェックを入れること。

※注2：異常がない場合も報告すること。

※注3：第1報後、現地の状況が変化した場合等、状況に応じて第2報以降も報告すること。

FAX送付後に必ず電話で受信確認をすること。

【道路・河川】 建設部 建設事業課

TEL0854-40-1062 FAX0854-40-1069

【農道・林道】 産業振興部 農林土木課

建設部で振り分けますので上記へ送信してください。

別記様式6

平成 年 月 日

雲南市建設業協会 様
(施工業者)

雲南市長

要 請・指 示 書

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条第1項の規定に基づき、
下記のとおり応急対策工事等の実施をしてください。

記

①業務の種類	☐ 障害物除去 ☐ 通行規制措置 ☐ 応急工事 ☐ ()
②対 策 箇 所	[路線名等] [位 置] [目標等]
③被 災 状 況	
④対 策 内 容	
⑤そ の 他	

要請 の担当 指示	所属部署： 担当者： 連絡先：
-----------------	-----------------------

応急対策業務実施報告書

(施工業者→雲南市建設部 FAX0854-40-1069)

要請（指示）のあった応急対策を実施したので、その状況を報告します。

① 報 告 者	(会社名) (氏 名) (電話番号)
② 報 告 日 時	
③ 実 施 状 況	

※応急対策終了後、速やかに報告し、必ず受信確認をすること。

別記様式了

甲戌 年 月 日

雲南市長 様

(施工業者)

災害時における応急対策業務に対する協定書第5条第3項の規定に基づき、業務活動状況を下記のとおり報告します。

三三

[illegible]

※ 資料として写真（テーフ・ホール等により、幅、長さ、高さ、面積等が判断できるもの）を、又、必要に応じて概略平面図、横断面等を添付すること。

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書

（目的）

第1条 この協定書は、雲南市（以下「甲」という。）と雲南市建築業協会（以下「乙」という。）が、大規模な風水害・地震・その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下、「災害時」という。）に、相互に協力して甲の管理する公共施設の機能確保及び回復、並びに指定避難所に関する仮設資材の搬送及び設置等、災害時の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議のうえ、乙に加入する建築業者（以下「建築業者」という。）で担当地域又は、担当施設（以下「担当地域等」という。）を指定するものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生した時は、担当地域等を変更することができる。

2 乙は前項の規定により、担当地域等を決定若しくは変更したときは、「別紙様式1」により、甲に提出するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、建築業者に出動を要請するものとする。

（要請基準）

- ア 雲南市に大雨警報が発表され、かつ雲南市災害対策本部が設置された場合
- イ 雲南市内で震度4以上の地震が観測された場合で甲が必要と認めた場合
- ウ その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、豪雪等）

（報告）

第4条 応急対策業務に出動した建築業者は、被害状況を速やかに甲に連絡するものとする。

- 2 建築業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式2」により、活動状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 第4条の活動に要した経費は、甲が負担し、建築業者に支払うものとする。

- 2 経費は前条第2項の報告に基づき、災害発生時における当該箇所における通常の売買用

を基準として積算した額とする。

8 経費の支払いは、雲南市契約規則によるものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定は、平成27年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは更に1年間更新されるものとし、その後また同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定書に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月4日

甲 雲南市木次町木次1013番地1
雲南市

市長 速水 雄一



乙 雲南市木次町里方1045番地8
雲南市建築業協会

会長 都間 正隆



別紙様式1

平成 年 月 日

雲南市長張

雲南市建築業協会
会長 柿間 正隆

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、該当区域等を下記のとおり決定（変更）しましたので提出します。

ה'תשס"ח

[illegible]

別組形式 2

平成 年 月 日

雲南市長議

(建築業者)

災害時における公共施設等の応急対策に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、業務活動状況を下記のとおり報告します。

५२

[illegible]

災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と雲南市水道協会（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧応援に賛し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならない場合において、甲と乙とが協力体制を構築するために必要な事項を定め、もって給水の確保を図り、住民生活の安定に寄与することを目指す。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害により水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙への応援要請が必要であると認めるときは、次の内容を記載した要請書に基づき、乙に応援を要請するものとする。

- （1）被害状況
- （2）被害発生施設の所在地
- （3）復旧活動の内容
- （4）応援要員数及び要請期間
- （5）必要な資機材、物資等の品目及び数量
- （6）その他復旧活動に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等については、審判等によって行うことができるものとする。この場合においては、甲は、要請後すみやかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第3条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

- （1）応急給水活動
- （2）応急復旧活動
- （3）応急復旧資機材の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか必要な活動

2 乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに応援活動を行うための応援体制を構え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

（復旧活動の指揮等）

第5条 応援活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものとする。

2 応援活動に従事する乙の応援要員は、前項に基づき、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要事項を記入し、速やか

に甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、この協定に基づく復旧麻婆活動に要した経費は、甲において負担するものとする。

(労災補償)

第8条 応急復旧により乙の会員の業務従事者が負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、平成27年3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月4日

甲 雲南市木次町下熊谷1107番地
雲南市水道事業管理者
雲南市長 速水 雄一



乙 雲南市木次町星方1045番地8
雲南市水道協会
会 長 吾郷 廣幸



第1号様式

平成 年 月 日

雲南市水道協会長 様

雲南市水道事業管理者 雲南市長

「災害時における水道施設の復旧応援に関する協定」に基づく応援要請について

このことについて、下記により応援を要請いたします。

乳

1 応援要請内容

被災発生施設の所在地	雲南市 町 地内 (自治会)		
	路線名 ()		
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他 ()
復旧活動の内容、応援要員数及び必要な資機材等	応援給水	給水車 (台、 台) ポリ容器等 () 応援要員 (人)	
	応援復旧	資機材 () 応援要員 (配管工 人、普通作業員 人)	
要請期間	日間(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)		
集合場所			
その他復旧活動に関し必要な事項			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援シート (案内図を添付すること)

第2号様式

平成 年 月 日

雲南市水道事業管理者 雲南市長 様

雲南市水道協会員

「災害時における水道施設の復旧応援に関する協定」に基づく応援結果について

このことについて、下記により応援結果を報告いたします。

記

1 応援した内容

応援した場所	雲南市 町 地内（ 自治会） 路線名（ ）	
復旧活動の内容、応援要員数及び使用した資機材等	応援給水	給水車（ 台、 台） ポリ容器等（ ） 応援人員（ 人）
	応援復旧	資機材（ ） 応援人員（配管工 人、普通作業員 人）
復旧活動期間	日間（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）	
その他要望及び改善事項		

2 添付資料

（1）写真

（2）その他必要な書類

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

雪商市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ決めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修繕に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線敷については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することが出来るものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第12条 前2条の2項及び第5条という特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成26年2月6日から平成29年2月末日までの3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して3年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 島根県松江市末次町1-0-13-1
雲南市長

連水雄一



乙 島根県松江市東朝日町1-0-2
西日本電信電話株式会社 島根支店
支店長

杉島辰海



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地区の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、豊田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、豊田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づき地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協定のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付用紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき齟齬又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年11月 2日

甲)

島根県雲南市木次町巴方621番地1

雲南市

雲南市長

速水雄一



乙)

広島県広島市東区光町1丁目10番18号

株式会社ゼンリン

中国エリア統括部

総括部長

宮岡宏理



上記代理人

島根県松江市学園南二丁目6番18号

株式会社ゼンリン山陰

代表取締役

西村晃



災害発生時における雲南市と雲南市内郵便局の協力に関する協定

鳥取県雲南市（以下「甲」という。）と雲南市内郵便局及び松江中央郵便局（以下「乙」という。）は、雲南市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和35年法律第233号）第2条1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、雲南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）車両を提供することとする。ただし、郵便配達用車両を除く。
- （2）甲又は乙が収容した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び接護対策
ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出所の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びに避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常窓及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
② 前段の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲が協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、要否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

〔情報交換〕

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

〔連絡責任者〕

第7条 この協定に関する連絡責任者は、別紙のとおりとする。

ただし、甲及び乙に変更があった場合は、通知し別紙を現行化のものに保管する。

〔協議〕

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

〔有効期間〕

第9条 この協定の有効期間は、2017年12月 日から2018年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2017年12月25日

甲 住所 鳥根県雲南市木次町里方521番地1

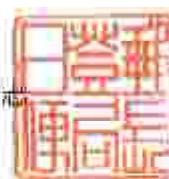
代表 雲南市長 趙水端一



乙 住所 鳥根県雲南市木次町寺阪500-28

代表 日本郵便株式会社 日登郵便局

局長 岩戸高志



住所 鳥根県松江市京朝日町138

代表 日本郵便株式会社 松江中央郵便局

局長 興今隆



災害に係る情報発信等に関する協定

雲南市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、雲南市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、雲南市が雲南市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ雲南市の行政機能の低下を軽減させるため、雲南市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおり。雲南市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、雲南市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、雲南市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 雲南市が、雲南市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 雲南市が、雲南市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 雲南市が、災害発生時の雲南市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受け入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 雲南市が、雲南市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 雲南市が、雲南市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 雲南市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、雲南市およびヤフーは、両者で諮商協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく雲南市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

のとする。

第4条（情報の利用）

セファーは、雲南市から提供を受ける情報について、雲南市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、セファーが適切と判断する方法（提供先への提供、セファーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く開示することができる。ただし、セファーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、雲南市およびセファーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前まではいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、雲南市およびセファーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2 通を作成し、雲南市とセファー両者記名押印のうえ各1 通を保管する。

2019 年10 月3 日

雲南市：島根県雲南市本沢町里立 521番1地1

雲南市

市長 蓮 衣 雄



セファー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

セファー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太





災害時における電動車両等の
支援に関する協定書



雲南市

西日本三菱自動車販売株式会社



有限会社オートボデー・ケイ

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）、三菱自動車サテライトショップ大東(有)限会社オートボデー・ケイ（以下「乙2」という。以下、両販売会社を併せて「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、雲南市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。
（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等が生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該賠償事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき正当な費用について支払の請求がある場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、震南市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（平時の取組）

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づき協力体制が田舎に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

《不可抗力監賞》

第16条 地震・天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(附註)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙内協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

1991年3月31日

甲 烏程縣雲南市木次町里方 521 番地
雲南市長 石飛 厚志



乙1 大阪市淀川区新高一丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 五十嵐 寛榮



乙2 島根県雪限市大東町大東下分180-1
有限会社 オートガデー・ケイ
代表取締役 野々村 一己

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤 隆雄

寓居住者

災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

雲 南 市
雲南地区測量設計協会

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と雲南地区測量設計協会会長（以下「乙」という。）は、雲南市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の概略図の作成
- （4）乙の有する資格等に基づく技術的助言
- （5）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （6）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 乙が応援業務を実施している場合において、認知した災害等による被災情報については、積極的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

〔経費の負担〕

第6条 乙が乙の協定に基づき、甲からの施設運営に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

〔前掲〕

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

〔協定の有効期限〕

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

〔協議〕

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に抵触する事態が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両首記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月26日

甲 茨城県水戸市東方5-2-1

雪 南 市 民 会 館 印



乙 茨城県水戸市蔵石3-4-1

茨城地区測量設計協会会長 田 中 賢



令和4年度 災害時調査業務 実施体制

雲南地区測量設計協会



災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

雲 南 市
大 原 森 林 組 合

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と大原森林組合代表理事組合長（以下「乙」という。）は、雲南市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （2）乙の有する資格等に基づく技術的助言
- （3）災害査定に伴う関係業務
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務を要する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2. 乙が応援業務を実施している場合にあつては、認知した災害等による被災情報については、積極的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙がこの協定に基づき、甲からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

〔補償〕

第7条 この規定に基づいて業務に被害した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

〔協定の有効期間〕

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヵ月前までに、市又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

〔協議〕

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者が互に押印のうえ、各はその1通を保有するものとする。

令和4年5月26日

甲 青南市本沢町中坊521-1

青 南 市 長 石 渡 康 志



乙 青南市大東町下河井401-1

人原森林組合

代表理事組合長 安 達 孝 雄



災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

雲 南 市
飯 石 森 林 組 合

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と熊石森林組合代表理事組合長（以下「乙」という。）は、雲南市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （2）乙の有する資格等に基づく技術的助言
- （3）災害査定に伴う供出業務
- （4）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合に、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 乙が応援業務を実施している場合にあって、発生した災害等による被災情報については、積極的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の電話により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙がこの協定に基づき、甲からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(経緯)

第7条 この協定に基づいて業務に携事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務災害者の被用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの書面表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し紛争が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を作成し、甲乙両当事者押印のうえ、各1部を保有するものとする。

令和4年5月26日

甲 当南市水次町里方5-1-1

貴 田 町 長 五 藤 源 太



乙 当南市組合町組合2-15番-1-1

飯石森林組合

代表理事組合長 立 石 幸



災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

栗 南 市
株式会社ウエムコ 栗南営業所

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

茲由本市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、本市域内において地震、噴火、その他震災（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市域内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な復旧の確保及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の簡略図の作成
- （4）乙の有する資机等に基づき技術的助言
- （5）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （6）その他甲が必要と定める暫時的な応援業務

（応援業務の「結果」）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合に、次の事項を記録した応援業務記録（以下「記録」）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、前条第1項の応援業務を要請し、事後速やかに記録を提出するものとする。

- （1）被災業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、経路等
- （3）応援業務を給付する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの応援業務の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに甲等により連絡するものとする。

2 乙が記録を作成している場合にあつては、記録した要請等による被災情報については、積極的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、「記録報告書」（以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、「記録報告書」を提出し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第9条 この協定に基づき、甲からの必要費額に要した経費は、甲と乙協議の上決定するものとする。

（再婚）

第10条 この規定に基づき実際に発生した者が、本協定において負担し、若しくは負担にかけられ、又は配付した給付の受取価値については、最短期間者の使用済の給付において有効ものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和五年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の前までに、甲又は乙から、何れかの意思表示がないときは、この協定は、更に5年間が延長されたものとみなし、以後この期によるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し争論が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その半紙を保有するものとする。

令和 四年 〇月 〇日

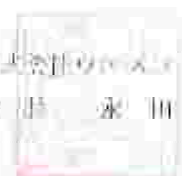
甲 東京都中央区東日本橋1-1-1

代表者 田 村 裕 理



乙 東京都中央区新富町4-7-2-1

代表者 田 村 裕 理



災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

豊 南 市

荒瀬地盤コンサルタンツ株式会社 島根事務所

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

災害救助（以下「甲」という。）と災害復興コンサルタンツ株式会社（以下「乙」という。）は、世田谷区内において風雨害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 乙の協定は、世田谷区内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な復旧の推進及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

【応援業務の範囲】

第2条 乙の協定により、甲が乙に協定業務を委託する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災施設の目視による点検
- (2) 被災状況の調査及び写真撮影
- (3) 被災状況の視覚図の作成
- (4) 乙の保有する情報等に基づき長期的助言
- (5) ドローン等を使用した被災状況の把握
- (6) その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

【応援業務の依頼】

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援依頼書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援依頼書を提出するものとする。

- (1) 応援業務の依頼
- (2) 応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- (3) 応援業務を希望する期間

【応援業務の実施】

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けるときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2. 乙が応援業務を実施している場合において、発生した災害等による被災情報については、随時的に甲へ提供するものとする。

【報告】

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、応援報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、応援後により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 ノがこの協定に基づき、甲が甲の従業員等に要した経費は、甲・乙協定のうち決するものとする。

(期間)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本協定において殺害し、若しくは強姦し、又は殺死した場合の被害賠償に、甲・乙は、被害従事者の使用者の責任に依りて行うものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和五年三月三十一日までとする。ただし、有効期限満了の前月末日までに、甲又は乙から何れかの同意表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたとみなし、以後この例によるものとする。

(協定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に反し疑義が生じたときは、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲・乙両者の押印のうえ、各自その1部を保有するものとする。

令和 五年 月 日

甲 岩手県水沢市里なほ2-1-1

岩手県水沢市里なほ2-1-1



乙 岩手県水沢市里なほ2-1-1

岩手県水沢市里なほ2-1-1

岩手県水沢市里なほ2-1-1



災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

雲 南 市

株式会社エイト日本技術開発 松江支店

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

雲南市役所（以下「甲」という。）と株式会社ニイト日本技術開発 松江支店 支店長（以下「乙」という。）は、雲南市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雲南市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の概略図の作成
- （4）乙の資する資格等に基づき技術的助言
- （5）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （6）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を交付するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別に事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2. 乙が応援業務を実施している場合において、発知した災害等による被災情報については、随時的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

《賠償の負担》

第6条 乙がこの協定に基つき、甲からの取壊業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

《補償》

第7条 この取壊に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

《協定の有効期限》

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の15日前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定期間は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

《協議》

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑問が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 6 月 1 日

甲 豊前市本流町里方 2-1-1

代表者 社長 石 能 厚 志

乙 豊前市東領日町 1-1-34

株式会社エヌエム日本技術開発 松江支店
支店長 池 田 智 彦

災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

雲 南 市

復建調査設計株式会社 雲南営業所

「災害等発生時における消費者等への対応に関する協定書」

（協定市長（以下「協定市長」という。）と協定事業者（以下「協定事業者」という。）は、協定市域において洪水、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の被害防止等の対応（以下「応急対応」という。）に關して、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生において被害等が発生した場合に、被災した消費者等の迅速かつ適切な対応の確保及び回復を図るために、協定市に対して行う協定事業者等と連携するために必要となる事項を定める。

（協定事業者の範囲）

第2条 この協定により、協定市が協定事業者と連携する範囲は、次のとおりとする。

- （一） 被災状況の把握に関する事項
- （二） 被災状況の調査及び被害調査
- （三） 被災状況の把握に関する事項
- （四） 被災状況の調査に関する事項
- （五） 被災状況の把握に関する事項
- （六） 被災状況の把握に関する事項

（協定事業者の範囲）

第3条 協定市は、前条の規定に基づき協定事業者と連携する場合には、次の事項を記載した協定書（協定書）を作成し、これに署名するものとする。ただし、協定を締結する場合は、協定書により協定事項を記載し、事後調査に必要となる情報を提出するものとする。

- （一） 協定事業者の範囲
- （二） 協定事業者の具体的な内容（協定、協定等）
- （三） 協定事項を締結する期間

（協定書の作成）

第4条 協定市は、前条の規定に基づき協定事業者と連携する場合には、協定書を作成し、これに署名するものとする。ただし、協定を締結する場合は、協定書により協定事項を記載し、事後調査に必要となる情報を提出するものとする。

（一） 協定事業者と連携する場合には、協定書により協定事項を記載し、事後調査に必要となる情報を提出するものとする。

（協定）

第5条 協定市は、前条の規定に基づき協定事業者と連携する場合には、協定書を作成し、これに署名するものとする。ただし、協定を締結する場合は、協定書により協定事項を記載し、事後調査に必要となる情報を提出するものとする。

〔経費の負担〕

第5条 この協定に基づき、甲が乙が協定業務に費した経費は、甲が乙に返却する義務を負うものとする。

〔保証〕

第6条 乙の同意に基づいて協定に従事した者が、本協定について無責任、若しくは重罰にかけられ、又は死亡した場合の賠償責任については、各当事者間の使用上の責任はあつて行うものとする。

〔協定の有効期間〕

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和五年三月三十一日までとする。ただし、協定期間満了日の前二ヶ月間まで、甲及び乙が互いの同意書がないとすれば、その同意と、書面による協定は行われたものとみなし、以後この例によつて行うものとする。

〔協定〕

第8条 この協定は定めがない事項又はこの協定の趣旨に反しない限り、甲と乙が協定で定めるものとする。

この協定の締結を促すため、本協定書と添付資料、その両方を協定の用紙のうえ、各供その手通を提出するものとする。

令和 〇〇年 〇月 〇日

（甲）岩手県水沢市水沢町 〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇

（乙）岩手県水沢市水沢町 〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇

災害等発生時における調査業務等の
応援に関する協定書

豊 南 市

株式会社荒谷建設コンサルタント 豊南事務所

災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

「高崎市長（以下「甲」という。）と株式会社総合建設メンテナンス（高崎市経済 所長（以下「乙」という。）は、高崎市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した際の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を結ぶ。

（目的）

第1条 この協定は、高崎市内において災害等が発生した場合は、被災した施設等の調査等の適切な実施の進捗及び円滑を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に依頼する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の視覚的作成
- （4）乙の資する資格等に基づく技術的助言
- （5）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （6）その他甲が必要と認める合理的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援依頼書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。また、乙が同意する場合は、依頼書により応援業務を依頼し、事後報告書に事後依頼書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、場所等
- （3）応援業務を依頼する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の依頼を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を定めたは請書により説明するものとする。

2 乙が応援業務を実施している場合において、増加した災害等による被災の増大については、相対的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に申し、実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。また、乙が緊急を要する場合は、直ちに甲に報告し、事後、速やかに報告書を送付するものとする。

(協定の負担)

前条第 2 項の協定に基づき、甲からの助成資金に要する経費は、甲・乙の協議のうえ決定するものとする。

(通則)

第 7 条 この協定は甲・乙が妥協に従事した場合、本業夜において負担し、扱っては喫煙が禁止の、又は死亡した場合の被害賠償に¹あつては、業種従事者の健康増進の責任は甲乙に均等なものとす。

(協定の有効期限)

第 8 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期限満了の前年 3 月 31 日以前までは、甲又は乙が何れもかの書面表示がないときは、この協定期間、更に 1 年 4 月間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に同じ趣意がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲乙両書記が押印のうえ、各自その本通を保存するものとする。

令和 5 年 5 月 1 日

甲 三田山本炭田生力会（代表者）

代表者 田 山 本 炭 田 生 力 会



乙 三田山本炭田生力会（代表者）

代表者 田 山 本 炭 田 生 力 会



災 害 対 応 業 務 応 援 要 請 書

令和 年 月 日

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

雲南市長 石飛 厚志

災害時の応援に関する協定書第3条第1項の規定により、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援業務の種類
- 2 応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- 3 応援業務を希望する期間
- 4 その他必要な事項

災 害 対 応 業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

宮南市長 石飛 厚志 様

〇〇〇〇

〇〇 〇〇

令和 年 月 日に要請があった災害対応業務について、業務を実施したので報告します。

なお、実施した業務内容は、別紙のとおりです。

無人航空機による災害対策活動に関する協定書

雲 南 市

有限会社 ヒラオカ

(島根ドローンサービスセンター)

無人航空機による災害対策活動に関する協定書

吉野市長（以下「甲」という。）と有限会社ドラオカ代表取締役平副官（以下「乙」という。）は、吉野市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の無人航空機による通信活動等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して格別ドローンサービスセンターを活用して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）ドローンを使用した被災状況の把握
- （2）乙の有する資格等に基づく技術的助言
- （3）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、重軽等
- （3）応援業務を要請する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、事前に内容を協議調整のうえ実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 乙は本業務を実施するにあたり、航空法等の応援業務に関係する各種法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

3 乙が応援業務を実施している場合にあって、発知した災害等による被災情報については、随機的に甲へ提供するものとする。

4 甲は乙が応援業務を実施するにあたり乙の安全確保に十分配慮するものとする。

5 乙は応援業務の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除いて当該第三者に対して損害賠償の責を負うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、甲からの広域業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(賠償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、広域業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の上から前までは、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(総則)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保存するものとする。

令和4年3月11日

甲 徳島市本坂町東方521-1

徳 島 市 長 石 熊 晃



乙 出雲市博屋町4580-1

有限会社 ヒメオカ

代表取締役 杉 岡 寛



災害時における復旧支援協力に関する協定書

雲南市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の所管する下水道の管渠、人孔（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を図ることを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関し、次に掲げる業務の支援（以下「復旧支援」という。）を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、修繕等）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の規定による復旧支援の要請（以下「支援要請」という。）に関する甲の連絡窓口は雲南市上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部島根県部会とする。

3 甲の支援要請は、別紙様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定による甲の支援要請を受けたときは、速やかに必要な人員、機材等を準備し、復旧支援を実施しなければならない。

（費用）

第3条 甲は、この協定に基づき乙が行った復旧支援に要した費用を負担するものとする。

（報告）

第4条 乙は、復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を別紙様式第2号により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲に対し、毎年3月31日現在における、支援要請に対する協力が可能な乙の会員、提供可能な車輛等の機器及び人員を報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等の電子データを、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があったときは、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。



(下水道台帳データの開示)

- 第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、復旧支援に協力する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 復旧支援に協力する乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを復旧支援及び必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合については、前2項を準用する。

(広域被災)

- 第7条 乙は、甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置されたときは、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定期間)

- 第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(損害の負担)

- 第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(その他)

- 第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反したときは、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 30 年 1 月 17 日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

代表者 雲南市長

速水雄一



乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

代表者 会長

長谷川健司



雲南市・アクト株式会社災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）とアクト株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一 農業集落排水処理施設

二 簡易排水処理施設

三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課
- 二 乙の事務局 アクト株式会社 本社

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市長 石 飛 厚 吉

乙 島根県雲南市栗川町直江1311番地1
アクト株式会社
代表取締役 三 加 茂 公 之

雲南市・カナツ技建工業株式会社災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）とカナツ技建工業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 農業集落排水処理施設
- 二 簡易排水処理施設
- 三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課
- 二 乙の事務局 カナツ技建工業株式会社 環境事業部

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 石 飛 厚 志

乙 島根県松江市春日町636番地

カナツ技建工業株式会社
代表取締役 金 津 任 紀

雲南市・山陰クボタ水道用材株式会社雲南営業所災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）と山陰クボタ水道用材株式会社雲南営業所（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
 - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。
- 一 農業集落排水処理施設
 - 二 簡易排水処理施設
 - 三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課

二 乙の事務局 山陰クボタ水道用材株式会社 雲南営業所

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 石 飛 厚 志

乙 島根県雲南市加茂町南加茂703番地7
山陰クボタ水道用材株式会社 雲南営業所
所 長 山 本 章 男

雲南市・中国環境株式会社災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）と中国環境株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
 - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。
- 一 農業集落排水処理施設
 - 二 簡易排水処理施設
 - 三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課

二 乙の事務局 中国環境株式会社 本社

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 石 飛 厚 志

乙 島根県出雲市津西沖町2489-2番地

中国環境株式会社

代表取締役 柳 樂 泰

雲南市・林産業株式会社災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）と林産業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一 農業集落排水処理施設

二 簡易排水処理施設

三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに従った場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課

二 乙の事務局 林産業株式会社 本社

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 石 飛 厚 志

乙 島根県出雲市藩分町2281番地2

林産業株式会社
代表取締役 林 和 弘

雲南市・松江土建株式会社災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）と松江土建株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一 農業集落排水処理施設

二 簡易排水処理施設

三 コミュニティ・プラント

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

三 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速

やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 雲南市上下水道部 下水道課

二 乙の事務局 松江土建株式会社 本社

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 島根県雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 石 飛 厚 志

乙 島根県松江市宇田南二丁目3番5号

松江土建株式会社

代表取締役 平 塚 智 朗

雲南市・日本下水道事業団災害支援協定

雲南市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一 木次・三刀屋浄化センター

二 加茂浄化センター

三 大東浄化センター

四 里方中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 雲南市水道局 下水道課

二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 島根県雲南市木次町下熊谷1107番地
雲南市
代表者 市長 速水 雄



乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊



○雲南市防災会議条例

平成16年11月1日

条例第19号

改正 平成18年12月25日条例第67号

平成22年3月25日条例第2号

平成25年3月28日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、雲南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雲南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調整審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副市長又はあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 雲南市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 雲南市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する職員
 - (3) 雲南警察署の署長
 - (4) 雲南市の職員
 - (5) 雲南市教育委員会教育長
 - (6) 雲南消防本部の消防長及び雲南市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第67号）抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○雲南市防災会議運営要綱

平成16年11月1日

告示第2号

改正 平成24年3月28日告示第76号

平成31年3月22日告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市防災会議条例（平成16年雲南市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、雲南市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会議は、毎年度当初に行う。ただし、災害の発生その他の事由により会議の必要を生じたときは、その都度行うものとする。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 雲南市地域防災計画の修正についての起案に関すること。

(5) 雲南市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(部会)

第6条 会議に部会を設けることができる。部会は、条例第3条の規定に基づ

き任命された委員により、それぞれの専門事項について部会を組織する。

2 部会には、委員の互選により部会長 1 人を決める。

3 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告する。

4 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、防災部防災安全課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日告示第 120 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○雲南市災害対策本部条例

平成16年11月1日

条例第20号

改正 平成24年10月3日条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、雲南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

○雲南市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日

条例第11号

改正 平成31年3月22日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、雲南市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、雲南市職員定数条例（平成16年雲南市条例第37号）に規定する職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、島根県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、防災部防災安全課において処理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が

定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 2 日条例第 6 号）

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

